



武蔵野市 第五期長期計画・調整計画

平成 28 年度～32 年度 (2016～2020)

平成28年4月
武蔵野市



武蔵野市 第五期長期計画・調整計画

平成 28 年度～32 年度 (2016～2020)

平成28年4月
武蔵野市



武蔵野市長

邑上守正

一人ひとりを大切に 自治と連携のまちづくり

このたび、平成 28 年度からの 5 年間を計画期間とする第五期長期計画・調整計画を策定しました。本計画は、平成 24 年度からスタートした第五期長期計画における市政運営の基本理念及び施策の大綱を前提に策定したものであり、長期計画策定時からの社会状況の変化や市政の課題などに的確に対応するため、必要な見直しを行ったものです。

昭和 46 年の第一期基本構想・長期計画より、実施してきた市民参加・議員参加・職員参加による策定方式（武蔵野市方式）を継承し策定したもので、平成 23 年 12 月に制定した「武蔵野市長期計画条例」の施行後、初の調整計画となります。

長期計画の策定以降、介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援法の施行、子ども・子育て支援新制度の施行など大きな制度変更が行われました。また、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくことを目的として「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。2020 年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、今後は各自治体と参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流が図られ、グローバル化や観光振興の取り組みが強化されることとなります。市内の大規模開発による人口流入、とりわけ桜堤地区などの局所的な人口変動も見逃せません。これらの市民及び市政を取り巻く情勢の変化にしっかりと対応していきます。

第五期長期計画では、「武蔵野から新しい都市像を開こう」という未来志向のテーマを設定し、そのため

まちづくりの視点

① つながりを広げよう

武蔵野市では、多様なコミュニティが形成されてきた。それは市民や団体の間の信頼や「縁」によって織りなされている。隣人との縁、家族と家族の縁、学習や活動によって結ばれる縁。こうした結び付きによってこそ、一人ひとりの幸せや安心が実感されるようになる。

隣の人と挨拶を交わそう。地域の集まりのひとつに顔を出してみよう。誰もが自分の居場所として感じられる地域社会を目指そう。市民が互いに閉じ込められず、つながりを広めることは、真の豊かさを手に入れるための第一歩である。

② 多様性を力にしよう

武蔵野市は、住宅と商業施設、建物と緑、伝統と若者文化など、それぞれが高い質を有するとともに、質の異なるものが溶け合い、調和するところが大きな魅力となっている。また、市民活動、各種団体、NPO や企業など多様な主体が、それぞれの強みを発揮する地域社会のあり方が模索されている。

年齢や性別における多様性、単身者から子育てファミリー、高齢者までを含む多様性、国籍や文化的な背景の違いによる多様性、職業・ライフスタイル・価値観や市民活動・市民文化における多様性。こうした多様性を活力に変えていこう。

③ 市民の意識を行動に変えよう

武蔵野市の地域社会に暮らすことに市民は誇りをもっている。地域社会の様々な人たちの活動によってこそ、自分の生活が支えられていることを感じている。

身近な課題の解決に向けて、思いや意識を共有しながら一人ひとりが行動することがあらためて求められている。市民の誰にも市民としての活動の機会や出番がある、そうした地域社会を目指そう。市民としての意識を日常の行動に変えていこう。市民の活動をさらに発展させながら今後 10 年のまちづくりに活かしていこう。

のまちづくりの視点と目標を掲げました。調整計画においても、このまちづくりの視点と目標に基づき、文化、環境、地域社会、財政などあらゆる面で、次世代に誇りを持って継承できる「持続可能な都市」を創造してまいります。

特に本調整計画の策定にあたっては、3つの点を調整計画策定委員会にお願いしました。

1つ目は、国の制度を運用するだけでなく、その制度のすき間に当たる方々に様々な支援をしていくこと。一人ひとりを大切にする、これを本市のあるべき姿として、市民サービスをより充実させることです。

2つ目は、自治と連携です。本市にふさわしい自治のあり方を明確にしながら、自分たちのまちを自分たちでつくっていくこと。また、自分のまちだけではなく、地方や周辺の自治体と連携し、お互いの長所を活かしながら、それぞれの都市が成長、発展できる自治体を目指すことです。

3つ目は、武蔵野市らしさを磨いていくということ。本市で積み重ねられた歴史を大切に、これまで培われてきた都市文化や市民活動・事業活動の持ち味を活かし、それを磨いて将来につなげていくことです。

本調整計画の策定にあたり、これまでの実績と情勢の変化を踏まえ、全体を貫く基本的な視点を4点挙げ、また、第五期長期計画の重点施策を前提として、今後5年間の重点取り組みを6項目掲げました。今後30年間という長期の財政予測を示したことも、本調整計画の特徴の一つです。現在の社会経済状況、社会保障制度や税財政制度を前提とし、市の将来の人口推計も鑑みた上で、一つの可能性として示したシミュレーションです。将来、このような財源不足に陥らないよう、「持続可能な都市」を目指し、施策を進めるため、市民、議会とともに議論を積み重ねてまいります。

結びに、本調整計画の策定にあたり、平成26年8月の策定委員会発足以降、1年5ヶ月にわたりご尽力いただいた夏目委員長をはじめとする策定委員のみなさま、市民会議委員のみなさま、ならびにご意見、ご要望をお寄せいただいた多くの市民、関係団体、議員のみなさまに心から感謝申し上げます。

まちづくりの目標

1 自治と連携によるまちづくり

自治体の姿は自治の力によって形作られる。市民、団体、企業など多様な主体がそれぞれの自治をベースに連携しながら地域の力をはぐくむことが求められている。加えて周辺自治体や友好都市等との都市間の連携も、ますます重要性が増していく。

将来にわたり安心して生活することができる地域社会にするため、本市ならではの自治と連携のまちづくりを推進する。

2 支え合いをつむぐまちづくり

少子高齢社会が進展し単身世帯が増加する中で、福祉、子育て、教育や防犯・防災などの暮らしの課題に取り組むためには、相互の理解と尊重を基盤としたコミュニティのネットワークが求められている。

地域に暮らす人々が、温かなつながりによって互いに結び付き、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる支え合いをつむぐまちづくりを推進する。

3 平和で美しいまちづくり

武蔵野市は良好な住宅地とにぎわいのある商業地、緑豊かな景観、良質な生活文化と芸術文化の蓄積がまちの個性や魅力を形作ってきた。今後も、安らかな毎日を送れる平和な社会を保ちながら本市ならではの市民文化を発展させていくことが求められている。

都市リニューアルや災害に強いまちづくりを進めるとともに、都市文化の表出である美しい街並みの形成などを図っていくことで、平和で美しさを誇れるまちづくりを推進する。

4 環境と共生するまちづくり

武蔵野市の特色であるまちの緑を一層充実するとともに、省エネルギーや新エネルギーの活用による地球環境に配慮したライフスタイルを促進することにより、やすらぎとうるおいが感じられる社会を目指していくことが求められている。

きれいな水、身近な緑、多様な生物など、健康で安心して生活できる環境を次の世代に引き継ぐために、環境と共生するまちづくりを推進する。

目次

市長あいさつ まちづくりの視点と目標	2
第五期長期計画・調整計画の位置付けと策定方法	7
第1章 これまでの実績と情勢の変化	10
Ⅰ 第五期長期計画の取り組みの状況	10
Ⅱ 市民と市政を取り巻く情勢の変化	11
Ⅲ 武蔵野市の現況と将来	12
第2章 調整計画の基本的な考え方	14
Ⅰ 第五期長期計画の基本的な考え方	14
Ⅱ 調整計画全体に関わる視点	14
Ⅲ 調整計画の重点取り組み	16
第3章 施策の体系	18
Ⅰ 健康・福祉	
基本施策1 支え合いの気持ちをつむぐ	19
基本施策2 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進	20
基本施策3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進	22
基本施策4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり	23
基本施策5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備	24
Ⅱ 子ども・教育	
基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	26
基本施策2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実	28
基本施策3 青少年の成長・自立への支援	28
基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	30
基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	30
Ⅲ 文化・市民生活	
基本施策1 地域社会と市民活動の活性化	35
基本施策2 互いに尊重し認め合う平和な社会の構築	35
基本施策3 市民文化の醸成	36
基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	37
基本施策5 地域の特性を活かした産業の振興	38
基本施策6 都市・国際交流の推進	39
基本施策7 災害への備えの拡充	40
基本施策8 多様な危機への対応の強化	41
Ⅳ 緑・環境	
基本施策1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援	43
基本施策2 環境負荷低減施策の推進	44
基本施策3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進	45
基本施策4 循環型社会システムづくりの推進	46

基本施策5	生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応	47
V	都市基盤	
基本施策1	地域の特性に合ったまちづくりの推進	50
基本施策2	都市基盤の更新	51
基本施策3	利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備	51
基本施策4	道路ネットワークの整備	52
基本施策5	下水道の再整備	54
基本施策6	住宅施策の総合的な取り組み	55
基本施策7	三駅周辺まちづくりの推進	56
基本施策8	安全でおいしい水の安定供給	58
VI	行・財政	
基本施策1	市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進	60
基本施策2	市民視点に立ったサービスの提供	61
基本施策3	市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり	62
基本施策4	公共施設の再配置・市有財産の有効活用	63
基本施策5	社会の変化に対応していく行財政運営	63
基本施策6	チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営	64
第4章	財政計画	66
I	日本経済の動向と国の財政	66
II	武蔵野市の財政の状況と課題	66
III	これまでの実績及び財政計画の策定の方法と今後の財政運営について	68
IV	財政計画	69
V	長期の財政予測について	72
付 表		
付表1	調整計画全体に関わる視点（第2章 - II）と 施策の体系（第3章）における基本施策・施策との関係	74
付表2	施策体系図	76
付表3	主な個別計画等一覧表	92
参 考		
参考1	第五期長期計画・調整計画策定の流れ	94
参考2	武蔵野市長期計画条例	102
参考3	用語説明	103
	武蔵野市第五期長期計画・調整計画策定委員会 委員名簿	112

※本文中に*がある用語は、巻末の用語説明に解説があります。

第五期長期計画・調整計画の位置付けと策定方法

武蔵野市は、昭和 46 年の「第一期基本構想・長期計画」より、市民参加、議員参加、職員参加による長期計画の策定を行ってきた。また、武蔵野市地域生活環境指標の作成や市政アンケート、市民意識調査による行政課題や全市民のニーズの客観的把握、4 年ごとのローリングによる計画の見直しなど「武蔵野市方式」と呼ばれる策定方式は以来五期にわたる長期計画の策定に受け継がれてきた。

今回の調整計画も、長期計画と整合を図りつつ、より専門的、具体的である個別計画の策定過程や、様々な市政の課題の解決にあたり市民の参加を求め、また、無作為抽出市民によるワークショップの実施等、時代に即応した市民参加の手法を取り入れ、積極的に市民意見を求めている。このことは長期計画の策定方式に限らず、市民参加が市政運営の最も重要な原理であり続けてきたことの表れである。

＜武蔵野市方式について＞

武蔵野市方式とは、市民参加、議員参加、職員参加による策定をはじめとする、下記のような、長期計画を中心とした計画的市政運営に関するシステムのことをいう。

- 策定作業前に、地域生活環境指標の作成や人口推計等の調査等を実施し公開するとともに、市政アンケートや市民意識調査による市民ニーズの把握
- 市民委員による策定委員会を設置し、計画案を策定
- 策定過程における市民参加、議員参加、職員参加の実施
- 策定過程における市民参加のため討議要綱及び計画案を市報で全戸に配布
- 市長及び市議会議員の任期に合わせた 4 年ごとのローリング方式による実効性の担保
- 長期計画と予算・決算の連動
- 長期計画に掲げた施策・事業を各市民委員会や市民参加により実施
- 長期計画に基づき毎年主要事業を指定し進行管理を実施

（１）武蔵野市長期計画条例

国は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的として、基本構想を議会の議決を経て策定することを地方自治法で義務付けていたが、地方分権推進の観点から、平成 23 年の改正により法的な義務付けを廃止した。しかし、本市では、前述のように第一期長期計画から市民参加の要である代表民主制としての議員、議会との議論を積み重ねてきた実績があり、議員、議会と長期計画の関わりの重要

性を再確認し、「武蔵野市方式」による策定を制度化した「武蔵野市長期計画条例」を平成 23 年 12 月に制定した。

「武蔵野市長期計画条例」では、長期計画の策定は市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とすること、市が実施する政策は原則として長期計画に基づくこと等を定めている。

さらに同条例は、長期計画の前期 5 年の実行計画の見直しや市民等の参加、市長の責務、他

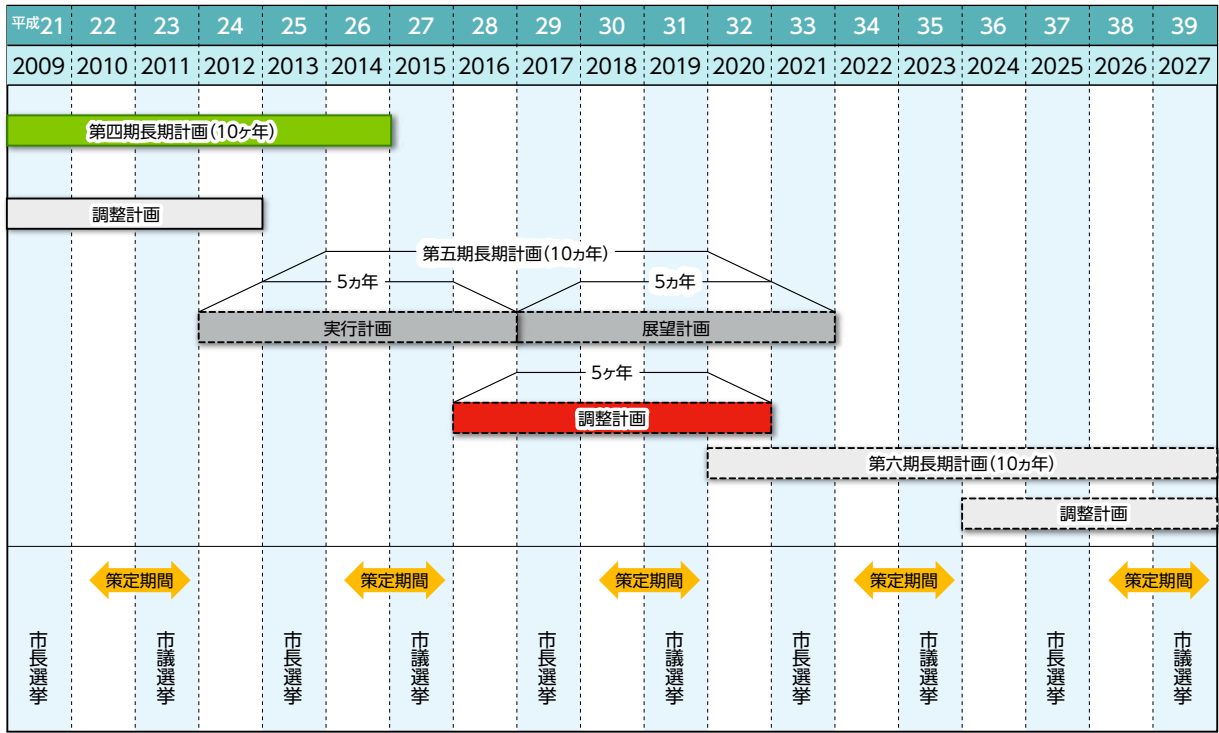
の計画との関係について定めるとともに、議会との関係について、「市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。」と定めている。

(2) 調整計画の位置付け

10年間を1期として策定される長期計画は、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画としている（武蔵野市長期計画条例第2条第3項）。そして、市長選挙が行われたとき又は市政をめ

ぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする（同条例第3条）と規定しており、これが調整計画の策定である。

調整計画では、「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」の改定は行わず、実行計画に掲げられた施策のうち、事業未着手、目標未到達等の施策についてその対応、展望計画として託された施策の検討、長期計画策定時との社会状況の変化により求められる施策等についての議論を主軸に、策定を行っていくものである。





第1章 ◆ これまでの実績と情勢の変化

第2章 ◆ 調整計画の基本的な考え方

第3章 ◆ 施策の体系

第4章 ◆ 財政計画

I 第五期長期計画の 取り組みの状況

第五期長期計画のまちづくりの目標である「持続可能な都市」を目指して、着実に事業を推進している。

(1) 健康・福祉

すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活が続けられることを理念とする「地域リハビリテーション」の実現に向け、孤立防止ネットワーク連絡会議の設置や、防災と福祉にまたがる災害時避難支援体制の検討、医療と福祉が連携した在宅療養体制の推進など分野を超えた連携が進んでいる。

障害者福祉については、基幹型相談支援センターの設置による相談機能のネットワークの強化やグループホームなどのサービス基盤の整備を行った。

(2) 子ども・教育

待機児童の解消に向け、認可保育所をはじめ、認証保育所、市独自事業のグループ保育室の開設など、積極的に施策を推進した。また、認定こども園「境こども園」や子育て支援施設「すくすく泉」を開設した。

学校教育の充実については、知性・感性を磨き、



境こども園

未来を切り拓く武蔵野の教育を目指し、全校で「授業改善推進プラン」を作成するなど、武蔵野市学校教育計画に基づく事業を着実に推進した。

(3) 文化・市民生活

地域コミュニティのあり方については、「これからの地域コミュニティ検討委員会」を設置し、検討を行った。今後は答申内容の実現に向けた取り組みを行う。

市の歴史を未来へ継承するとともに、地域の歴史を学ぶ拠点とするため、武蔵野ふるさと歴史館*を開設した。

安全・安心なまちづくりとして、24時間パトロール体制を整備するなど、防犯力、犯罪抑止力を高める取り組みを実施した。

(4) 緑・環境

環境学習・環境教育をはじめ、情報発信、啓発事業を行うなど、市民の自発的・主体的な行動につながるよう、各種事業を行っている。

多くの市民と議論を積み重ねてきた新武蔵野クリーンセンター（仮称）は、平成29年度の稼働に向け工事を進めている。

公園建設については、ワークショップ等を活用した市民参加により、吉祥寺の杜 宮本小路公園や吉祥寺東町ふれあい公園の開設など、緑を基軸としたまちづくりを推進した。



新クリーンセンターイメージ図

(5) 都市基盤

三駅圏ごとのまちづくりについては、特徴ある都市基盤の整備を行った。吉祥寺駅周辺では、駅ビルや南北自由通路が完成した。三鷹駅周辺では、補助幹線道路*の整備を進めている。武蔵境駅周辺では、鉄道高架化完成後の北口駅前広場や道路整備を進め、南北一体のまちづくりに



南北自由通路

向けた整備を着実に進めている。

下水道施設については、武蔵野市下水道長寿命化計画に基づき、整備工事を着実に進めている。また、合流式下水道*改善施設を整備するとともに、大雨による浸水被害の軽減を図るため雨水貯留施設*等を市内数カ所に設置した。

(6) 行・財政

市政情報等の提供については、ソーシャルメディア*の活用なども含め多様な媒体による発信を実施している。

「行財政改革を推進するための基本方針」を策定し、事務事業の評価・見直しなどを含め財源の適正な配分に努めている。また、「公共施設再編に関する基本的な考え方」を示し、今後の老朽化への対応について、財源確保と計画的な機能更新のための方策の検討を進めている。

II 市民と市政を取り巻く情勢の変化

(1) 介護保険制度改正、生活困窮者自立支援法施行、子ども・子育て支援新制度の施行

社会保障の増大、雇用状況や働き方の多様化など、日本の社会経済の構造的な変化に対応するため、介護保険制度の改正、生活困窮者自立支援法*の施行、子ども・子育て支援新制度*の施行など、平成 27 年度には国による大きな制度変更が行われた。また、平成 28 年 4 月、障害者差別解消法と障害者雇用促進法が施行され、障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や合理的配慮*の提供が市の法的義務となる。これらの動きに伴い、サービスの内容の見直しやサービスを支える仕組み、サービスを受ける方法等が変わろうとしており、この変化を新たに市政に組

み込んでいく必要がある。

(2) 地方創生と東京オリンピック・パラリンピックに向けたまちづくり

国が打ち出した「まち・ひと・しごと創生法*」を受け、首都東京を構成する自治体としての特性を最大限に活かした魅力あるまちづくりを進めるため、本市の人口に関する課題を分析して人口ビジョン*を作成し、目指すべき将来の方向を明確にしたうえで、第五期長期計画・調整計画との整合を図り、本市の総合戦略*を策定・実施していく必要がある。また、平成 32 (2020) 年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、国や都と協力して大会成功の機運醸成に努めるとともに、市民がトップアスリートと身近にふれる機会をつくり、すべての来街者が交流を楽しめるユニバーサルなまちづくりと障害者スポーツの普及によるソーシャルインク

ルージョン*を実現させ、活気あるまちづくりを推進する必要がある。

(3) 桜堤地区を中心とした人口増

第五期長期計画策定時（平成 22 年度）に実施した人口推計では、年少人口の増加は平成 25 年をピークに以降は減少すると推計した。しかし実際には、年少人口は平成 25 年以降も増加して

おり、平成 26 年度に実施した人口推計によれば、この増加傾向は少なくとも調整計画期間中の平成 31 年まで続くと思込まれる。年少人口の増加、とりわけ桜堤地区を中心とした局所的な人口変動は市政に大きな影響を与えるものであり、これに伴い、第五期長期計画策定時の施策・事業の見直しが必要である。

III 武蔵野市の現況と将来

(1) 人口推計

本市で実施した人口推計によると、基準年次の平成 26（2014）年 1 月 1 日時点で 140,527 人の総人口は、近年の大規模開発による人口流入の波及効果によって、当面は横ばいから微増で推移することが思込まれる。

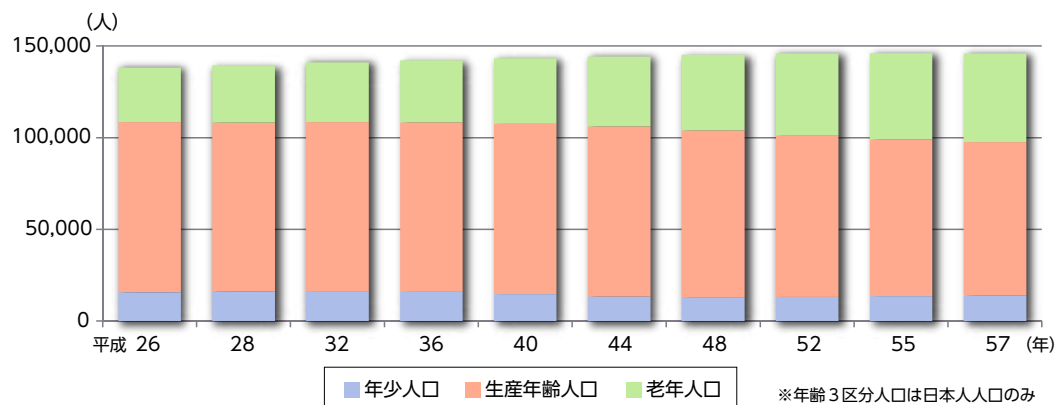
この総人口の内訳を年齢 3 区分別人口で見ると、老年人口は増加傾向が続き、現在 21.5% の老年人口比率（高齢化率）は、平成 57（2045）年には 33.1% に達し、特に後期高齢者の割合が増加することが思込まれる。一方、年少人口は、大規模開発の波及で出生者が増加していることを背景に、現在の 11.3% から当面微増した後、平成 49（2037）年には 8.9% まで低下す

る。その後、ここ数年の出生者が 20 歳代後半を迎えて再度上昇に転じ、平成 57（2045）年には 9.5% まで回復すると思込まれる。また生産年齢人口は、微減微増を経ながらも期間全体を通じては漸減傾向にあり、現在の 67.2% から平成 57（2045）年には 57.4% まで低下すると思込まれる。

前回（平成 22 年）推計と比較すると、総人口のピークの見込みが平成 30（2018）年から平成 55（2043）年と大きくずれたことは大きな違いであるが、年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の大幅な増加という傾向に変化はなかった。

この人口推計から、高齢者世帯の増加に伴う社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、将来的な年少人口の減少に伴うまちの活力の低下といった課題が見えてくる。

■ 将来年齢 3 区分人口



(2) 財政状況

1) 現状と課題

本市は、今日まで健全な財政を維持しており、過去5年間の当初予算は、550億から630億円の間で推移している。歳入については、市税は歳入全体の6割を超えており、人口増や景気回復により、わずかであるが増加している状況である。

歳出については、義務的経費である人件費、扶助費、公債費は平成27年度予算では、約248億円となっており、歳出全体の4割を占めている。特に扶助費の伸びが著しく、過去5年間で14%増となっており、今後も堅実な財政運営を続けることが必要である。

市の基金残高は平成26年度末において363億円、このうち資産の更新・新設に備えるため

の基金は289億円となっている。一方、借入金金は182億円（特別会計及び土地開発公社を含めると365億円）となっている。

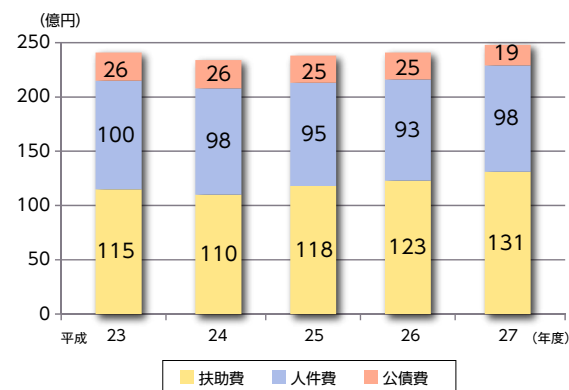
2) 財政見通し

歳入については、市税は個人市民税が人口増等により増額、法人市民税は税制改正により減額となることから、当面ほぼ横ばいで推移し、地方消費税交付金は消費税の引き上げによる増額を想定している。

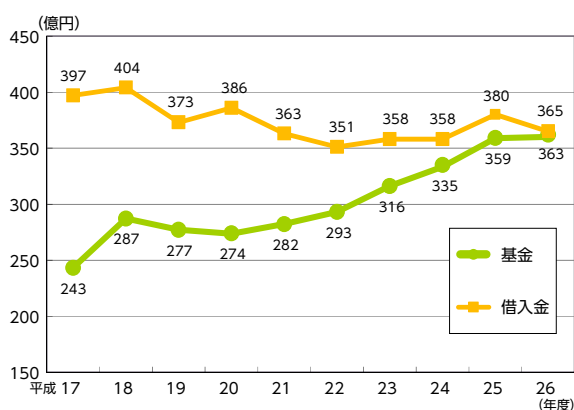
歳出では、子育て支援施策、障害者や高齢者への福祉施策に要する経費、新武蔵野クリーンセンター（仮称）の建設事業や市民文化会館改修等による投資的経費の増が見込まれている。

中長期の財政見通しとしては、人口推計により生産年齢人口が減少するとされていることから、市税収入は少しずつではあるが減少していく。また、少子高齢化の進展とともに高齢者の単身世帯の増加が示されており、社会保障関係経費の伸びが見込まれる。さらに、老朽化する公共施設や都市インフラの更新が平成30年代後半以降に集中し、この時期に多額の費用が必要となる。こうしたことから、より厳しい財政状況が見込まれており、これに対応するため各種基金の積み立てを今後も引き続き行う必要がある。

■ 当初予算における義務的経費の推移



■ 基金と借入金の年度末残高の推移（過去10年間）



I 第五期長期計画の 基本的な考え方

第五期長期計画（平成 24 ～ 33 年度）の今後の 10 年間を見通す 4 つの視点については、これを継承する。以下に第五期長期計画の基本的な考え方について記載する。

(1) 市民自治の原則

市民自治は、昭和 46 年に策定した第一期長期計画において計画の原理とされ、以来 40 年間にわたって武蔵野市の市政運営の基本原則として継承されてきた。市民自治の原則とは、市民は主権者として、自らの生活地域について、自ら考え、主体的に行動し、その行動や選択に責任を負うことをいう。本計画においてもこれを継承しつつ、武蔵野市の「自治」を一層発展させていく。

(2) 計画的な市政運営

少子高齢化や経済の定常化などを背景として、財政面では厳しさが増すなど、様々な面で従来とは異なる社会状況になると予測されている。

このような社会の変化に柔軟に対応しながら公共課題の解決に効果的に取り組んでいくため、武蔵野市の将来を見通した計画的な市政運営を推進していく。

(3) 市民視点の重視

この 40 年の間に、公共課題は多様化・複雑化しており、多種多様な公共サービス*が提供されている。選択と集中の観点から事業の見直しを推進していく必要があるとともに、市民志向・目的志向を重視した、市民の視点に立った公共サービス*を展開していく。

(4) 広域連携の推進

今日、地方自治体には自律とともに、独自の政策や市政運営が求められている。一方、災害時におけるリスク管理や、道路や上下水道などネットワーク機能が重要な都市基盤整備だけでなく、公共サービス*の共同化などにおいても、自治体間連携の必要性が高まっている。今後も、効率的な自治体運営などの観点から、自治体間相互の連携を推進していく。

II 調整計画全体に関わる視点

「第 1 章これまでの実績と情勢の変化」から、本調整計画の策定にあたって全体を貫く基本的な視点として、以下の 4 点を挙げる。

(1) 一人ひとりが尊重される社会の構築

高齢者のみ世帯や乳幼児人口の増加と多様化するニーズへの対応、子どもの貧困対策など、きめ細やかな支援が必要である。また、男女共同参画社会の実現をはじめ、子ども、障害者、

高齢者、外国人など、人権課題への対応は行政の基本である。本市独自の「地域リハビリテーション」の理念に基づき、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、一人ひとりを大切にする視点を重視し施策を構築する。

(2) 地域コミュニティ、地域活動の支援と協働

多様化する公共サービス*を多様な主体による自立した活動が担うことで、活力ある地域社会が形成されていく。本市では、昭和 40 年代より、コミュニティセンターを拠点に市民の自発的な

活動によりコミュニティづくりが行われてきた。福祉、子育て、青少年健全育成、防犯・防災、環境など様々な課題解決を目的とした活動団体、また、文化・スポーツ活動を行う市民団体も多数存在している。これらの活動を支援するとともに、企業、NPO や市民活動団体等との協働型の取り組みを構築し、必要な公共サービス*の量的拡大と質的向上を図る。



コミュニティセンター

(3) 魅力ある都市文化の醸成と発信

本市は近年、魅力あるまちとして高い評価を得ている。落ち着いた街並み、身近に緑・文化・芸術に親しめる空間、回遊性の高い商業地の形成等、長い年月をかけて都市文化が形成されて



吉祥寺音楽祭

きた。これらをより魅力あるものとして発展させていくためにも、都市文化の醸成という視点からの施策を推進する。また、文化の醸成において中心的な役割を担う市民がさらなる文化の発展に自ら関与できるよう、必要な環境整備を行うとともに、市民による文化活動を支援する。平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでは、国内外の多くの人が東京に集うことになる。この機を捉えて本市の魅力ある都市文化を発信して、多様な文化交流を展開する。



むさしのばやし

(4) 分野、市域の枠を超えた事業の連携

超高齢社会の進行や都市基盤・公共施設の更新を見据え、長期的視点で市政を進めていかなければならない。固定化した資源配分とサービス水準の見直しを行うとともに、1つの事業で複数の成果を上げるような、分野の枠を超えた事業を積極的に導入するなど、政策の再編を進める。また、市域にとらわれることなく、近隣自治体や友好都市等との連携も視野に入れ、スケールメリットを活かした事業の導入も検討し、持続可能な市政運営を行っていく。

III 調整計画の重点取り組み

第五期長期計画の重点施策を前提として、調整計画期間の5年間の重点取り組みについて以下の6項目を挙げる。

(1) 高齢者福祉計画、障害者計画の着実な推進

平成27年度を初年度とする「武蔵野市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」、「武蔵野市障害者計画・第4期障害福祉計画」に記載された施策を着実に推進する。医療介護総合確保推進法に明記された「地域包括ケアシステム*」を本市独自の「地域リハビリテーション」の理念に基づく「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」として、市民を含めたすべての関係者が一体となって推進していく。また、生活困窮者に対する支援を拡充し、貧困の連鎖への対策を推進する。

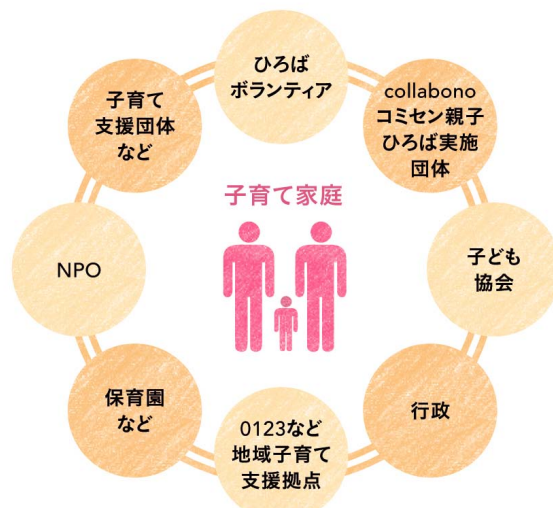


地域健康クラブ

(2) 多様な主体による子育て支援施策の実現

地域社会全体で支え合い、妊娠・出産期から切れ目のない子ども・子育て支援を行う。大学や企業、地域活動団体など、様々な主体がそれぞれの役割を担い、連携・協力して、子育て家庭と関わっていけるような施策を進める。乳児

を持つ世帯を主な対象とした子育て支援事業、待機児童解消のための保育所施設の整備、小学校の放課後施策の充実などの施策を推進する。



子育てひろばネットワーク

(3) 公共施設ネットワークと都市基盤の再整備

老朽化する都市基盤及び公共施設（以下「公共施設等」という）の維持・更新に多額な費用を要し、中長期的には厳しい財政状況となることが予想される。そうした状況下においても、市民生活を支える公共施設等を安定して維持・更新していくとともに新たな時代のニーズに応じていくために、経営的な視点から、施設の長寿命化、統廃合や複合化・転用など既存施設の有効活用による施設総量の縮減を図るとともに、整備水準・管理水準の見直し等を行うなど、将来にわたり総合的かつ計画的に公共施設等をマネジメントしていく。

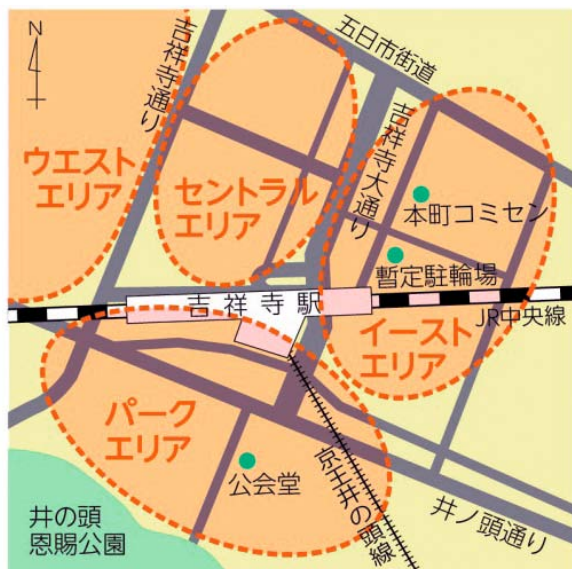
(4) 環境共生都市の創造に向けた新たな取り組み

電力やガスなどのエネルギー市場の自由化などを背景に、各家庭におけるエネルギー消費のスマート化等に関する啓発や、優れた環境性能と災害時でも有効なエネルギー供給センター機

能などを備えた新武蔵野クリーンセンター（仮称）の設置・運営など、都市における省エネ、創エネといった賢いエネルギーの利活用を推進する。また、都市型浸水対策、温暖化対策、地下水対策なども含め、水の蒸発、降下、流下または浸透という水循環の改善に取り組み、緑豊かな潤いのある水循環都市を目指す。

(5) 個性輝く三駅周辺のまちづくりの推進

三駅圏ごとに個性を活かしたまちづくりの計画・ビジョンに基づき事業を推進する。特に吉祥寺駅圏については、イーストエリアの市有地の新たな利活用、南口駅前広場の整備促進による交通課題の解決、セントラルエリアの老朽化の進んだ建物更新等の課題解決を図るため、関係する機関と連携して検討を進める。



(6) 情報収集・提供機能の強化と連携

多様な広報媒体を活用し、市民一人ひとりに必要な情報をわかりやすく届けていくこと、市民ニーズを的確に把握していくことが重要である。市政運営や協働型の公共サービス*への市民参加を進めるためにも、市政情報を提供していくことが必要である。市民やマスコミなどの力により、積極的かつ戦略的に広報活動を推進していくとともに、様々な機会を捉えて地域の課題を把握していく。また、そのための体制整備も行う。



マンガ「わたしたちで考える公共施設の未来」

調整計画では、武蔵野市長期計画条例（平成 23 年 12 月武蔵野市条例第 28 号）第 5 条に基づき議決された第五期長期計画の「施策の大綱」を前提とし、第五期長期計画の展望計画として託された施策の検討、長期計画策定時との社会状況の変化により求められる施策等について、本計画期間で取り組む主な事業を施策として示す。

I 健康・福祉

第五期長期計画の施策の大綱（議決事項）

1 支え合いの気持ちをつむぐ

地域福祉活動推進協議会や NPO などと連携して市民同士の良好なコミュニケーション構築への支援や地域福祉力の向上に取り組んでいく。また、お互いを認め合い、誰もが地域でいっしょに暮らしていくために、心のバリアフリーを推進していく。

2 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進

すべての市民が、その年齢や状態にかかわらず、本人の意思に基づいて住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織・人が連携しながら体系的、継続的に支援をしていくという地域リハビリテーションの理念の実現に向けた取組みを進める。

3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進

誰もが、穏やかで健やかに暮らしつづけられるように、市民一人ひとりが、こころの健康維持や増進を図るとともに、疾病予防、介護予防、食育など、生涯を通じた健康づくりに取り組むことができるよう環境を整備する。

4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり

地域における様々な活動において、誰もが自分に役割、出番があると感じることができるステージづくりを推進する。また、働く意志や希望をもつ障害者の雇用の機会拡大と、障害者にとって働きがいのある就労の支援をしていく。

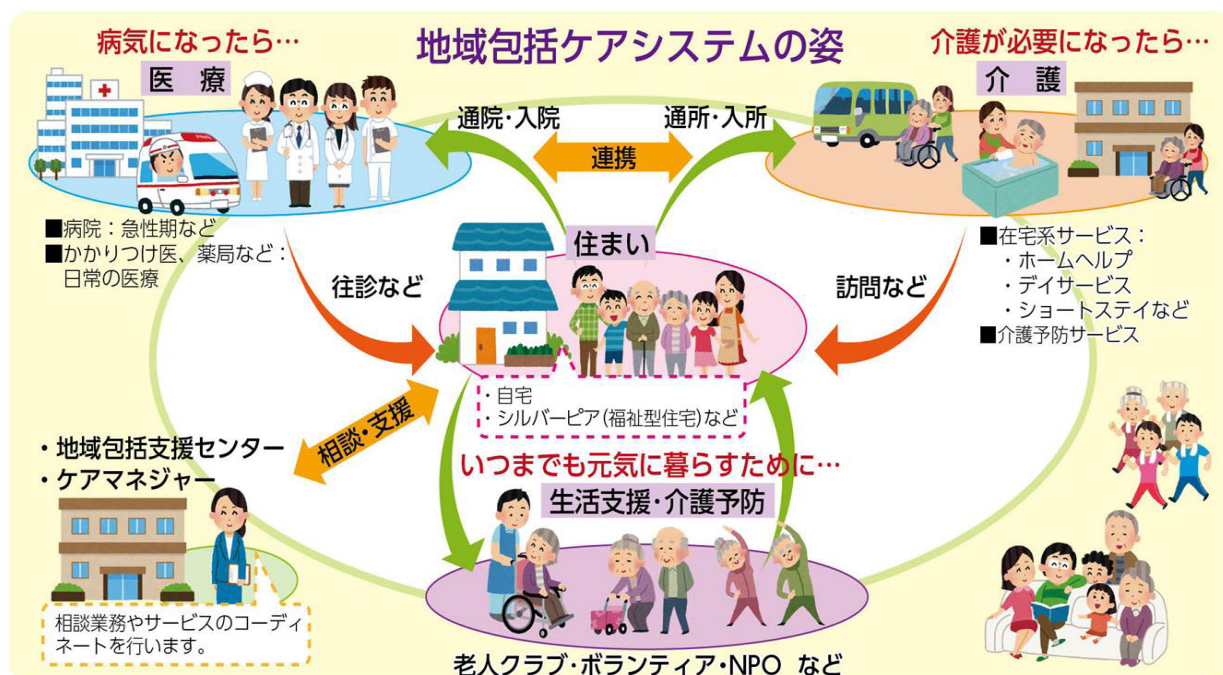
5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備

相談受付や在宅生活支援サービスなどを 24 時間利用できるような体制づくりを推進していくとともに、人材の育成や、福祉に関わる専門職の資質の向上に取り組む。公共施設の建て替えなど基盤整備にあたっては、多機能型・複合型の施設整備を推進する。ユニバーサルデザインを一層推進するとともに、自分らしくいられ、自分が必要とされていることが感じられるスペースや機会がごく普通にある地域社会の創出を行っていく。

この分野の施策は、誰もが互いを尊重し合い、支え合う気持ちをつむぎ、そして、多様な主体が支え合う力を発揮していくことで、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で、心身ともに健康に暮らし続けられることを目的とする。

第五期長期計画策定以降、医療と介護の一体的な改革が進み、また、障害者差別解消法や生活困窮者自立支援法*などが施行され、様々な理由で生活に困難を抱える人を支える制度に大きな変化が起きている。これらの法制度の変化や後期高齢者の増加を見据え、これまでの自発的かつ主体的な市民主体の地域福祉活動の取り組みをより一層推進し、多様な主体による福祉課題解決に取り組む。

特に介護分野では、生涯住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう地域包括ケアシステム*の構築が明記された。本市では、第五期長期計画の重点施策である「地域リハビリテーション」の理念に基づく「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」として、市民を含めたすべての関係者が一体となって推進する。そして、このような協働の仕組みを他の福祉課題の解決や、分野を超えた多様な社会問題の解決へとつなげていく。

基本
施策

1

支え合いの気持ちをつむぐ

団塊の世代が後期高齢者となる平成37(2025)年に向け様々な問題が顕在化する中、地域包括ケアシステム*の構築が法律に明記され、また、介護保険制度の大幅な改正がなされるなど、社会情勢の変化とともに、福祉施策を巡る状況も目まぐるしい変革の時期を迎えている。これらの変化に対応するためには、誰もが地域を支える担い手となり得るという意識を持ち、また、それを実現可能とするための仕組みづくりが必要である。

(1) 地域包括ケアシステム(まちぐるみの支え合いの仕組みづくり)の推進

重度の要介護状態になっても地域で暮らし続けられることなどを目標として、「地域包括ケアシステム*」が医療介護総合確保推進法に新たに明記された。本市では、この「地域包括ケアシステム*」を第五期長期計画の重点施策である「地域リハビリテーション」の理念に基づく「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」として、市

民を含めたすべての関係者が一体となって推進していく。

(2) 市民が主体となる地域福祉活動の推進

介護保険制度の大幅な改正により、要支援の方へのサービスのうち訪問介護・通所介護が市町村による新しい総合事業*に移行されることから、多様な主体によるサービス提供や、地域での支え合いの重要性はますます高まることが見込まれる。年齢や障害の有無にかかわらず、ボランティア学習や福祉教育、また、地域のイベントへの参加等を通じたボランティア活動への参加のきっかけづくりや、誰もが地域を支える担い手となる仕組みづくりを推進する。さらに、地域住民の主体的な参加を軸としたテンミリオンハウス*事業やレモンキャブ*事業等、地域における共助の仕組みである既存事業を充実するとともに、市民が主体となる活動に対する支援を推進する。テンミリオンハウス*については、空白地域における設置を検討する。



テンミリオンハウス

(3) 心のバリアフリー事業の推進

いかなる状況や状態にあっても、一人ひとりがその多様性を認められ、個人として尊重されるべきである。本市ではこれまでも各種講習会や啓発事業等の心のバリアフリー*事業を行ってきたが、平成 28 年に障害者差別解消法が施行されることに伴い、より一層教育機関や企業等とも連携し、心のバリアフリー*事業を推進する。

基本
施策

2

誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進

すべての市民が生涯を通じて住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・介護・福祉等様々な分野における人や組織が連携し、体系的、継続的な支援を行うための仕組みづくりを推進する。

(1) 在宅生活を継続するための目標の共有化

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような仕組みづくりを進めるためには、在宅生活の継続に向けて、症状の重度化予防や介護者が安心して介護できる環境づくりなど、行政職員や地域の専門職のみならず、市民を含めたすべての関係者が目標と情報を共有することが必要である。そのため、ケースごとに地域住民を含め様々な関係者が参加し、日常生活圏域レベル、市全域レベル等段階ごとに重層的に設置す

る地域ケア会議*を活用するなどして、多職種連携強化や情報共有などの取り組みを推進する。

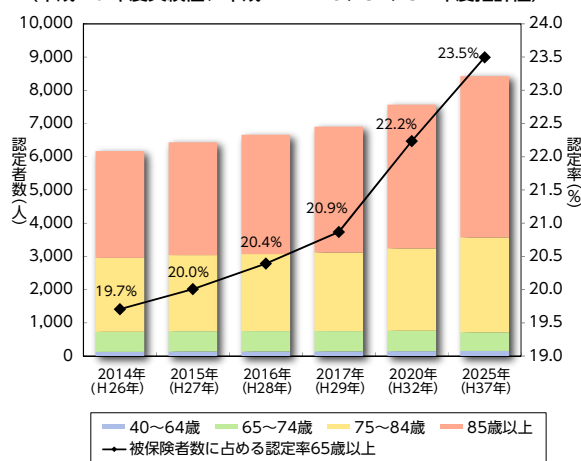
(2) 生活支援サービスの充実

在宅生活の継続に向け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の訪問系サービスを充実させるとともに、24 時間 365 日の相談等、相談支援体制の強化、見守り体制の充実や、地域による支援体制づくりを進めていく。また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。また、自宅での要介護者の生活の維持・向上のためには、家族介護者が安心して介護できる環境づくりを行うことが大切であり、就労中の家族介護者も多いことから、仕事と、介護など家庭生活との両立の実現に向けた介護負担の軽減及び就労環境の改善が必要である。そこで、介護者への体系的な支援体制の一層の充実を図る。

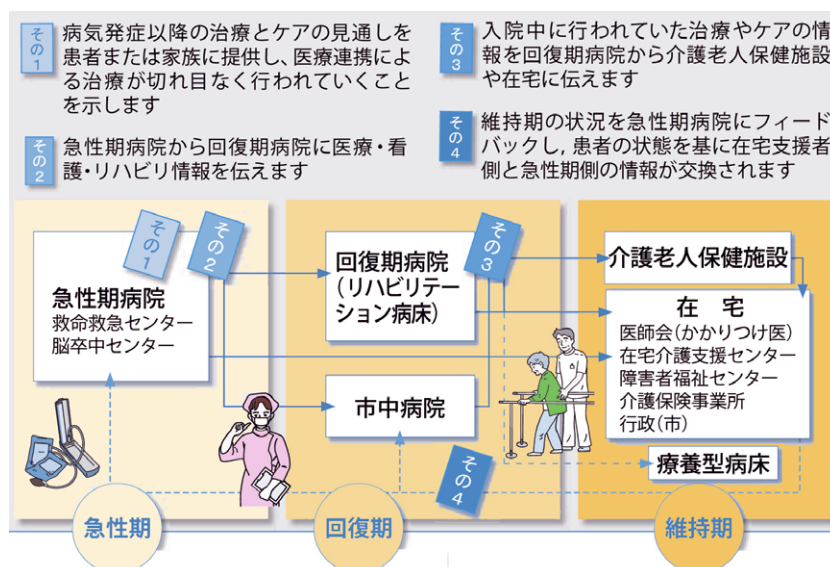
障害者の地域生活を支援する基幹相談支援センター、地域活動支援センター、指定特定相談支援事業所の連携を強化し、地域の中核となる地域活動支援センターの機能を充実させ、障害ケアマネジメントの質の向上と利用の促進を図る。

■要支援・要介護認定者数の実績と推移

(平成 26 年度実績値、平成 27 ～ 29、32、37 年度推計値)



■ 脳卒中地域連携パスの流れ



(3) 保健・医療・介護・福祉の連携の推進

在宅で療養生活を継続するためには、保健・医療・介護・福祉に関係する多職種が連携した、発症から終末期までの切れ目ない支援が必要である。そのため、武蔵野市医師会と市が共同設置する武蔵野市在宅医療介護連携支援室を核として、市が従来から取り組んできた脳卒中地域連携パス*やもの忘れ相談シート*等を活用した連携をさらに推進する。また、ICT*の活用によるリアルタイムな情報とケア方針の共有化による医療介護連携の仕組みづくりを行う。

(4) 医療の機能分化への対応

高齢化の進展等に伴い、今後は医療ニーズの高い高齢者の増加が予想される。限りある医療資源を対象者の状態等に合わせ、的確かつ効率的に提供できる体制を確保するため、初期・二次・三次救急*等医療機関の機能分化を推進する必要がある。他の自治体との連携等の検討を行いつつ、医療体制の機能分化について、かかりつけ医の重要性とともに、市民への理解と協力を求める。

(5) 生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援法*の趣旨に基づき、生活困窮者の自立と尊厳の確保に向け、総合相談や子どもの学習支援等の事業をさらに充実させる。事業の周知や関係機関との連携に重点を置き、支援が必要な人を早期に発見・支援する仕組みづくりと、個々の状況に応じて継続的に関わっていく伴走型の支援の充実を引き続き推進する。

また、様々な社会資源を活用し、一人ひとりの状況に応じた多様な支援を行うとともに、既存の支援団体とのより一層の連携や、地域における新たな支援団体を育成していくことも検討していく。

(6) 認知症施策の推進

認知症コーディネーターリーダー（認知症地域支援推進員）を地域包括支援センターに配置し、認知症疾患医療センターなどの医療機関との連携により、認知症の早期発見やアウトリーチ*型の対応に努める。また、認知症が疑われた場合の相談や支援の流れを市民にわかりやすく示すとともに、今後ますます独居の認知症高齢者が増えていくことも勘案しながら、見守り施

策の充実や、市民への認知症理解のさらなる普及啓発を進め、若年、高齢にかかわらず、認知症の人の地域での生活を支援していく。

(7) 権利を守る取り組みの推進

判断能力が不十分な市民の生活や財産等を守るため、権利擁護事業*・成年後見制度*の周知を図るとともに、関係機関、団体との連携を一層深めていくことにより、まちぐるみで支える体制を整備していく。また、地域が一体となってあらゆる虐待の防止に努める必要があるため、虐待防止連絡会等を活用し、関係機関の連携強化や虐待問題に関する知識の普及啓発を図る。

障害者差別解消法の施行に伴い、市民一人ひとりが「必要かつ合理的な配慮」について考え、実践していくために、地域自立支援協議会などと協働して、積極的な普及啓発活動を推進する。

(8) 災害時における緊急対応

災害対策基本法の改正に基づき、各関係機関等と地域福祉活動団体との連携のもと、災害時における高齢者や障害者の安否確認や避難支援体制を強化していくとともに、発災後の生活継続支援体制を確立していく。また、災害対策を契機に、地域福祉活動の活性化を図る。

基本
施策

3

誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進

メンタル面に関わる疾患の増加や、新たな感染症の流行など様々な心身の健康をめぐる課題が発生する中、それらを未然に防ぐための対策を行う。誰もがいつまでも心身ともに健康な生活を送れるよう、生涯を通じた健康づくりを進める。

(1) 健康寿命の延伸に向けた施策

健康寿命の延伸のため、年代に応じ、生涯を

通じた健康づくりと、疾病の早期発見・早期治療の観点から、がんの予防や生活習慣病の重症化予防に効果的な事業を実施するとともに、心身ともに健康な生活が送れるよう、食を通じた事業を推進する。

特に、高齢者が主体的に健康づくりや介護予防に参加できる仕組みについては、既存事業の整理体系化も含めて「新しい総合事業*」の中で地域の力を活かしつつ、推進していく。



不老体操

(2) こころの健康づくり

生活課題の複雑化などにより、メンタル面に関わる疾患の発症が増加している。早期発見と早期対応がこころの健康の回復、ひいては、自殺の予防にもつながる。こころの健康に対する市民の意識向上や知識の普及に取り組む。また、メンタル面に関わる疾患が複合的要因によるものであることを踏まえ、関係機関との連携強化を図るとともに、発症を予防するための効果的な取り組みの情報共有を進め、相談体制を充実する。

(3) 感染症発生への対策

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、発生に備え関係部署と連携して必要なマニュアル等の整備を進めるほか、その他の危険性の高い感染症発生時においても市民の生命及び健康を守るための対策強化に努める。

基本
施策

4

誰もが地域でいきいきと輝ける
ステージづくり

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが社会の中での自己の役割に自信と誇りを持ち、生きがいを持って充実した日々を送れるよう、地域における活動の場を確保するための取り組みを行っていく。

(1) 高齢者・障害者の活動支援の促進

高齢者にとっては、社会参加が最大の介護予防や健康寿命の延伸につながるという考えのもと、高齢者が社会における役割を見だし、仲間づくりや地域活動などに参加しやすい仕組みをつくっていく。そのため、高齢者の社会参加・社会貢献活動への参加の意欲を高めるとともに、地域による支え合いの仕組みを推進するため、地域支え合いポイント制度（仮称）の創設と先進的な活用方法を検討する等、多様な取り組みを支援する。また、障害者や引きこもりの人が、社会の一員であることを自覚でき、孤立したり疎外感を感じたりすることなく暮らしていける環境づくりが重要である。さらに、高齢者だけでなく障害者も、社会参加や文化・芸術、スポーツを通じて自己実現を図れる仕組みづくりを推進する。



障害者への日中一時支援事業者による展示

(2) 高齢者・障害者の雇用・就労支援

高齢者・障害者にとっても、就労は経済的に

自立する手段であるとともに、生きがいとなる活動でもある。就労にあたって、一人ひとりの実情に配慮した支援を行うとともに、企業や事業者に対する働きかけや支援も必要である。（公社）シルバー人材センターに対し、介護保険制度改正による生活支援サービスのニーズの増大や、これまでも行ってきた生活の中でのちょっとした困りごとへの対応など、事業拡充に向けた支援を行っていく。また、高齢者のさらなる雇用促進に向け、（公社）シルバー人材センターの一般労働者派遣事業への参入についても検討を促す。

さらに、平成30年の改正障害者雇用促進法施行に向けて、障害者就労支援センターを中心とするネットワークを活用し、事業者に対する周知と雇用・就労支援を実施していく。

(3) 介護・看護人材の確保

深刻化する介護・看護の人材不足に対応するため、関係団体と連携し、介護職や看護職等を対象とした研修の充実を図るとともに、介護・看護職員が自らの仕事にさらなる意欲を持って働き続けられる仕組みづくりを推進する。経験を有する潜在的な有資格者の再就労支援や、広域連携を視野に入れた人材の確保についても検討する。また、先進的な知識や技術を共有化することにより、介護・看護現場の活性化や質の向上を図る。



介護・看護事業者による事例発表
(ケアリンピック武蔵野 2015)

(4) 地域資源とニーズのマッチング

介護保険サービスを補完する生活支援サービスの充実のためには、地域の高齢者等が担い手として活躍できることがより重要となってくる。地域のニーズを掘り起こし、既存の地域資源や人材とのマッチングやネットワークづくりの中心的な役割を担う生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置するとともに、生活支援サービスの体制整備を検討する。

基本 施策 5 住み慣れた地域での生活を 継続するための基盤整備

地域での生活継続を可能にする住まいなども含めたサービスを持続的に提供するために、既存のサービスのあり方を検証し、財源の確保に努めるとともに、当事者や介護者のニーズを把握したうえで、民間の活用も含め、計画的な基盤整備を行っていく。

(1) 福祉サービスの再編

障害者の高齢化・重度化・重複化や介護者の高齢化により、居住系サービス基盤（グループホーム等）などのさらなる整備に対するニーズは介護者を中心に高まっている。重度の障害があっても住み慣れた地域での生活を継続していくことが可能な、相談支援機能や緊急時の在宅生活のバックアップ機能などを備えた地域生活支援の拠点となる入所施設の市内整備も必要である。障害者福祉センターについても、今後の障害者福祉施策の中での位置付けを検討したうえで運営体制等の見直しを図る。

障害者総合支援法の法内サービスの充実などにより、引き続き扶助費の増加が見込まれる。そのため、既存のサービスを検証し、再編を行うことによって、財源の配分を基盤整備にシフトさせていく。また、福祉サービス事業所の第三者評価受審の勧奨等を行うことで、引き続き

サービスの質の向上を図っていく。（公財）武蔵野市福祉公社と（社福）武蔵野市民社会福祉協議会は、自助・共助・公助による“まちぐるみの支え合い”を推進していくため、それぞれの役割の明確化を行ったうえで統合の準備を進める。

(2) くぬぎ園の跡地利用

医療ニーズの高い障害者に対応可能な施設の整備等が課題である。くぬぎ園*の跡地の活用については、高齢者と障害者を一体的にケアすることができ、かつ、地域での生活継続にも十分に配慮した医療系サービスを核とする多機能複合型施設の設置等を視野に入れ、土地の所有者である東京都と継続的に協議を進めていく。

(3) 特別養護老人ホームの市内整備

後期高齢者の増加に伴い、今後も中・重度の要介護高齢者の増大が見込まれるため、介護予防拠点も含めた地域包括ケア推進機能を併設した特別養護老人ホームを市内に誘致する。

(4) 市有地活用などによる福祉インフラ整備事業の検討

福祉サービスの基盤整備を計画的に行っていくため、東京都の福祉インフラ整備事業やPPP（公民連携）*の手法等を参考に、未利用の市有地を活用するなど、中長期的な展望に立った本市独自の福祉インフラ整備事業を検討する。

■ 主な事業の実施予定及び事業費

主な事業	事業費（単位：百万円）				
	H28	H29	H30	H31	H32
地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）の推進					
介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実施	154	47			
在宅生活を支援するサービスの充実					
地域療育相談室ハビットを中心とした地域療育支援体制の充実	19	10	10	10	10
在宅医療・介護連携推進事業の実施	4	4			
生活困窮者への支援					
権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進	3	3	3	3	3
がん予防の推進					
キャリア活用による社会貢献活動の推進					
福祉人材の確保と育成					
重度の障害のある人に対する施設整備と支援のあり方の検討					

※事業費については、新規事業と建設事業を除きレベルアップ分を記載し、未定もしくは経常経費は空欄とした。

Ⅱ 子ども・教育

第五期長期計画の施策の大綱（議決事項）

1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援

すべての子どもと子育て家庭に基礎的サービスが行きわたるようにするとともに、支援を必要としている子どもや子育て家庭に対して、個別性を踏まえたうえで適切な対応を行っていく。また、子ども自身の育ちと子育て家庭への支援を総合的に展開していく。

2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実

既存のネットワークに加えて、比較的穏やかな絆を何層にも重ね合わせて子どもや子育て家庭の孤立を防ぐ新たなネットワークを構築していく。また、子ども自身や子育て家庭が発した声を確実に聞き取り、支援者へと伝えていく仕組みを構築する。さらに、子ども・子育て家庭を支援者をつないでいく体制も一層整備していく。

3 青少年の成長・自立への支援

「自らも地域の一員であり将来の担い手である」という自覚をそれぞれの子どもたちが持てるよう、地域活動への積極的な参画を促していく。子どもたちが発達段階に応じた判断力や行動力を身に付けられるような取組みを充実させていく。

4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備

子どもや子育て家庭への支援を担っている、様々な団体や機関等と市は、適切な役割分担に基づき、互いに連携し合いながら質の高い公共サービスを提供していく。今後の人口動態や家族構成の変化などによるニーズの変化を的確に捉えたうえで、長期的・全市的視点により子育て支援施設の再編・整備を進めていく。

5 次代を担う力をはぐくむ学校教育

地域に支えられた学校で子どもたちが育つことの意義を家庭や地域が再認識し、広く共有する。確かな学力の向上に加えて、知性・感性を磨き、未来を切り拓く力を培う教育を実践していく。学校、家庭、大学や企業なども含めた地域との連携や学校教育と生涯学習事業との連携を一層促進する。特別支援教育や教育相談を一層充実させる。

この分野の施策は、すべての子どもの発達を保障し、子どもの最善の利益が最大限に尊重されるよう、地域社会全体の連携を図りながら、子どもたちが健やかに育ち、未来に向けて力強い一歩を踏み出す力を身に付けることを支えるとともに、子育て家庭が安心して子どもを育てられる社会の実現を目的とする。

一人ひとりの子どもの育ちと子育て家庭への支援、多様な主体や地域社会全体による子ども・子育て支援、次代の担い手である青少年の成長・自立への支援、子ども・子育て家庭への支援を推進する基盤の整備、学校教育の充実を図る。

基本
施策 1 子ども自身の育ちと
子育て家庭への総合的支援

今日、核家族化が進んでおり、また、近隣・地域との関係が希薄になっていることで、保護者の子育てに対する負担や不安感が増している。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育ち、自らの将来に向け力強く成長できるよう、すべての子ども

と子育て家庭に対して総合的な支援を行っていく。

(1) 一人ひとりの子ども、それぞれの家庭への支援

子育てと子育てを支援するため、家庭の教育力や子どもの育ちに着目した各種講座等の事業や、親子がふれあい絆を深めるための事業を実

施していく。

また、就業環境やライフスタイルの変化等により子育てを取り巻く環境が大きく変化しており、地域社会全体で支援する施策が求められている。ワーク・ライフ・バランス*を推進するため、市内事業者を対象とした講演会やセミナーを開催し、関係団体等との連携を図りながら、職場の意識や働き方の改革を支援する。

心身に何らかの障害のある子どもやその親が、地域で安心して生活し続けられるように、障害や発達の状況に応じた適切かつ、ライフステージの節目で途切れることのない支援が必要である。母子保健事業や療育機関、子ども関連施設、教育機関の連携を強化する仕組みを検討する。障害児保育、学齢期における特別支援教育、学童クラブ*や放課後等デイサービス*事業等の放課後活動の支援について整備・充実を図る。

すべての子どもが、その家庭の経済状況にかかわらず健やかに育つことができるよう、児童手当、医療費助成等の経済的支援を引き続き実施する。市が独自に行っている助成については、必要な人に的確な支援を届けていく観点から、適正な負担等を含め必要な見直しを行っていく。

(2) 子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実

子育てを取り巻く環境の変化により、児童虐待への対応件数が全国的に増え続け、重大事案も発生しているほか、DV*被害についても認知件数が増えていることから、早期発見に向けた市民等への啓発、周知のほか、相談しやすい窓口づくりについても一層進めていく。子育て不安や児童虐待のおそれ等により支援を要する家庭へのサポートを行うとともに、子育て支援ネットワーク*（要保護児童対策地域協議会）等関係機関の連携強化及び相談員の専門性・対応力の向上を引き続き図る。

近年、親の就業形態や経済状況等による子どもの貧困問題が顕在化しており、その連鎖を防ぐ取り組みが課題である。子どもの貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援法*に基づく学習支援事業等を実施するとともに、生活困窮家庭の子どもへの支援のあり方について、子ども、教育、福祉分野の庁内関係各課で構成する子ども支援連携会議で検討を進める。また、学校における総合的な子どもの貧困対策として、スクールソーシャルワーカー*による相談支援や学習支援などの対策を進めていく。

経済的に困難な状況に置かれているひとり親が、安定した就業によって経済的に自立し、仕事と子育てとを両立できるよう、相談体制の充実を図り、就業支援のほか手当等の経済的支援や日常生活支援を実施していく。

(3) 待機児童対策と多様な保育ニーズへの対応

乳幼児数の増加と多様な就労機会の拡大などにより、保育所待機児童対策は喫緊の課題となっている。市では、平成24年度からの3年間で624名の定員枠を増加し、2,370名分の枠を確保したところであるが、待機児童の解消には至っていない。引き続き多様な保育ニーズを的確に把握し、認可保育所をはじめとする保育施設の整備をさらに進めつつ、早期の待機児童解消を目指す。また、小規模保育事業*等と保育所等との円滑な接続を図るため、連携体制の確立を進める。

子ども・子育て支援新制度*に位置付けられた事業所内保育事業や居宅訪問型保育事業、一時預かり*事業等の多様な保育ニーズへの対応について検討を進めるなど、安心して働き続けられるための支援を行っていく。

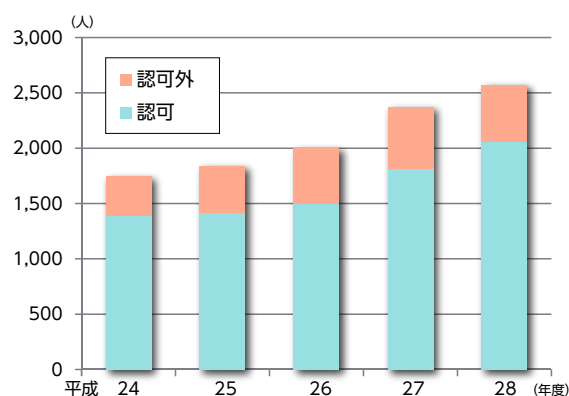
一方、保育所等に対する認可手続きの審査や指導検査体制を確立していくとともに、武蔵野

市保育のガイドライン*を指標として、武蔵野市全域の保育の質の維持・向上を図っていく。

新武蔵野方式による市立保育園5園移管*後の評価・検証を実施するとともに、新制度下における市立保育園の果たす役割について検討を進める。

保育に関するサービス利用と利用者の適正な負担については、定期的な検討と見直しを行っていく。

■ 保育所定員枠の推移



基本施策 2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実

第五期長期計画の重点施策として「子育てネットワークの多層化」が挙げられている。子どもと家族、地域の絆や関係性の希薄化を補い、地域住民・団体・事業者・行政などの多様な主体による子育てネットワークづくりに引き続き取り組み、地域社会全体で子ども・子育てを支えていく。

(1) 子育て支援団体や関連施設とつながる仕組みづくりと情報発信の充実

NPO や地域団体など多様な主体による子育て支援の推進を図るために、子育て支援団体、関連施設同士をつなげる新たな仕組みが必要である。子育てひろばを運営、実施している施設や団体関係者によるネットワークを構築する。

また、誰もがいつでも子育てに関する最新の

情報を入手し、共有することのできるよう、行政情報をはじめ、民間情報・地域情報を一元化したウェブサイトの開設などを検討する。



共助による子育てひろば事業

(2) 共助の仕組みづくり

子育てや子どもの安全を地域社会全体で支え合う機運を、より一層醸成する必要がある。来所型事業では対応できない子育て家庭への支援として、共助の仕組みを活かした新たな訪問支援型事業の導入を検討する。また、地域の子育て力向上が求められていることから、子育て中の親自身も含めた地域における子育てボランティアなど、教育・保育サービスの担い手の育成及び拡充を図るための講座や交流会、研修会等を実施する。

子どもが巻き込まれる犯罪を未然に防ぎ子どもの安全を確保するため、引き続き学校や子育て支援施設、地域において相互の連携を深め、市内の防犯機能を強化する。

基本施策 3 青少年の成長・自立への支援

青少年期は、自然体験やスポーツ、芸術・文化など様々な実体験を積み重ねることで、自ら考え、責任を持って行動できる人間として成長していく時期である。そのような大切な時期を健全に過ごせるよう、次代の担い手である青少年の成長を社会全体で支えていく取り組みが重

要である。

(1) 小学生の放課後施策の充実

地域子ども館あそべえ*と学童クラブ*では、相互の交流時間を拡大し、連携を進めているが、さらなる連携強化と質の向上により、育ちの環境を充実させることが必要となっている。今後は、(公財)武蔵野市子ども協会*（以下「子ども協会」という）への委託による運営主体の一体化を進め、両事業の連携と体制をさらに強化する。また、子ども協会の有する専門性を活用するとともに、児童館で培ってきた相談機能や多様な遊びを通して子どもの成長を支援するスキルを付加していくことで、小学生の放課後をより豊かにできるよう機能の充実を図る。

学童クラブ*事業については、より必要度の高い低学年において待機児童を出さないよう取り組みを進める。これまで受け入れていない高学年児童については、学童クラブ*の在籍児童の状況を踏まえて、あそべえと連携した受け入れのための整備を図る。



地域子ども館あそべえ

(2) 豊かな人間性と社会に踏み出す意欲の育成

豊かな人間性を醸成し、青少年の成長を支援するため、様々な学習や体験の機会を提供していく。

高校中退などで学校や地域と離れてしまった

青少年に対しては、将来の展望につながる支援を継続的に実施する必要がある。広域的な連携も視野に、自分自身では解決できない課題や悩みを抱え、将来に展望が持てない青少年に対し、居場所の提供や仲間づくり支援、世代間交流、学習支援を含む日常生活支援を行う中で、再チャレンジを応援する。一方、そのような状況を未然に防ぐため、学校教育においても、教育支援センター*を中心にして学校生活や社会への適応に向けた支援を推進していく。

(3) 自然体験事業の拡充

自然の中での様々な体験は、子どもたちの健やかな心身をはぐくみ、仲間意識、道德観、正義感等が養われることが期待されることから、より充実していく必要がある。地域住民の自主的な活動に対し、プレーパーク*で実践しているノウハウの提供や公園の利活用等の支援を行うとともに、子どもたちが地域で遊び、育っていけるようプレーパーク*事業を充実していく。

ジャンボリー事業は、地域の市民や団体がより積極的に関わることができる仕組みを研究するとともに、これまでの実績を踏まえたうえで、実施方法を含めたあり方について検討する。



むさしのジャンボリー

(4) 地域活動への積極的な参画支援

青少年自身が地域の一員であるという自覚や愛着を持てるよう、また地域の活動に積極的に参加できるよう取り組みを進める必要がある。地域のリーダーを育成するための講座を実施し、活躍の場を提供するとともに、地域の中心として活動が継続できるような方策を検討する。また、若い親世代が、学校のPTA活動はもとより、地域の事業や青少年の健全育成事業に参画できるような手法も検討する。

基本 施策 4 子ども・子育て家庭を支援する 体制・施設の整備

多様化する子育て支援ニーズに対応するため、様々な子育て支援サービスを提供してきた。一方で、対象者や目的が重複している事業もあり、利用者が適切に選択できるよう体系的に整理する必要がある。各施設の機能・役割や子育て支援施策を整理・検証したうえで、全市的な子育て施設や施策のあり方、今後の整備方針を定めていく。

(1) 子ども自身による意見反映への取り組み

子どもに関する施策の推進にあたっては、当事者である子ども自身の声を受け止め、反映する場を設けていく必要がある。自らも地域の一員であり次代の担い手であるという自覚を促すとともに、子どもの目線に立った事業展開を図るため、子どもプラン*の点検・評価、次期プラン策定に意見を反映する場として「中高生世代会議（仮称）」を開催する。

(2) 幼児期の教育の振興

幼児期は、生涯にわたる人格の土台をつくる重要な時期であり、将来に向け、たくましく生きていく力を身に付けるため、幼児期の教育をより充実したものとする必要がある。子どもの

望ましい発達を支えるため、環境の整備、保育者の資質や専門性の向上、関係機関の連携など様々な取り組みを進める。

また、待機児童対策への対応も含めて、幼稚園を活用した預かり保育の充実に対する補助の見直し、拡充を図る。

(3) 桜堤児童館における子育て支援機能の充実

桜堤地区では、乳幼児・児童の増加に伴う子育て家庭への支援事業の必要性、保育所待機児童の増加、小学生の放課後の居場所などの課題が生じており、多様なニーズに的確に対応していくことが求められる。桜堤児童館は、地域が求める課題解決に向け、市民の意見を聞きながら子育て支援機能の充実を図り、子育て支援団体など市民の力を活かした運営を行っていく。

(4) 市立保育園の改築・改修計画の策定

市立保育園について、待機児童の状況を勘案しながら改築・改修計画を策定する。子ども協会に移管した保育所等について改築・改修に対する協力支援を行っていくとともに、その他民間認可保育所についても必要な支援を行う。

基本 施策 5 次代を担う力をはぐくむ 学校教育

国の第2期教育振興基本計画の策定をはじめ、教育委員会制度や障害者基本法の改正*、障害者差別解消法やいじめ防止対策推進法*の制定など、学校教育に関わる制度が大きく変化している。第二期武蔵野市学校教育計画に記載した施策・取組を着実に実施し、今後、子どもたちが、知性・感性を磨き、自ら未来を切り拓いていく力を身に付けることができるよう、学校教育の充実を図っていく。

また、子どもたち一人ひとりの興味や関心を

大切にし、主体的な学びを重視する教育を進めるとともに、すべての教育活動を通して、人権尊重の精神を基盤に互いに尊重し合う態度や他者とともに生きる力をはぐくんでいく。

(1) 確かな学力と個性の伸長

習熟度別・少人数指導など個に応じた指導を発展的な学習についても充実させるとともに、各教科のねらいを実現させる手立てとして、知的活動（論理や思考）やコミュニケーションの基礎となる言語活動の充実を図る。また、外国語によるコミュニケーション能力を高めるため、英語教育の充実を図る。

さらに、子どもたち一人ひとりの基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等を育成するため、効果を見極めたうえでICT*機器等を計画的に整備し、効果的な学習を推進していく。併せて、子どもたちの発達段階に応じて情報を選択したり活用したりする能力等を育成するとともに、情報化の負の側面に対応し、情報社会で適正な活動を行うことができる考え方や態度をはぐくむための情報モラル教育を行う。



ICT 機器を活用した授業

(2) 豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進

子どもたちの知的好奇心や豊かな人間性をはぐくみ主体的かつ協働的に学ぶ姿勢を育てるた

め、セカンドスクール*など農山漁村でのふるさと生活体験や自然体験活動の質の向上を図る。また、子どもたちの豊かな感性や創造力を高めていくため、音楽や美術、演劇の鑑賞など文化的・芸術的活動を充実していくとともに、環境教育などの取り組みも引き続き推進していく。さらに、子どもたちの目を社会にも向けさせ、自己と社会との関係を考えるための市民性を高める教育や小中9年間を見通したキャリア教育*を一層推進する。

いじめ問題については、「武蔵野市いじめ防止基本方針*」に基づいて、未然防止・早期発見・迅速で確実な対応の充実を図る教育活動を展開する。



セカンドスクール

(3) 健やかな体をはぐくむ教育の推進

子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を営むために、体育を専門とする学習指導員*の充実や部活動への支援を行い、学校の教育活動全体を通じた体力づくりの取り組みに努める。

学校教育における食育推進のため、全小学校への自校調理施設の配置を学校の改築の時期を踏まえて計画的に進めるとともに、地域人材の活用を含めて効率的な施設運営を行っていく。また、全世代を対象とした食に関する啓発を推進するセンター的機能を兼ね備えた、中学校の新たな共同調理場の設置を検討する。

(4) 学校と地域との協働体制の充実

学校・保護者・地域住民が協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるため、学校から家庭や地域への積極的な情報発信を行うとともに、各小中学校に設置されている開かれた学校づくり協議会*について、小学校と中学校の連携をより深めて、地域と協働した学校経営を一層推進する。また、保護者や地域住民の学校運営への参画を図るための仕組みづくりを検討する。地域の企業や大学などの教育資源の連携による、特色ある教育活動を実践するため、地域のネットワークづくりを教育推進室が核となって確立していく。

(5) 特別支援教育・教育相談の充実

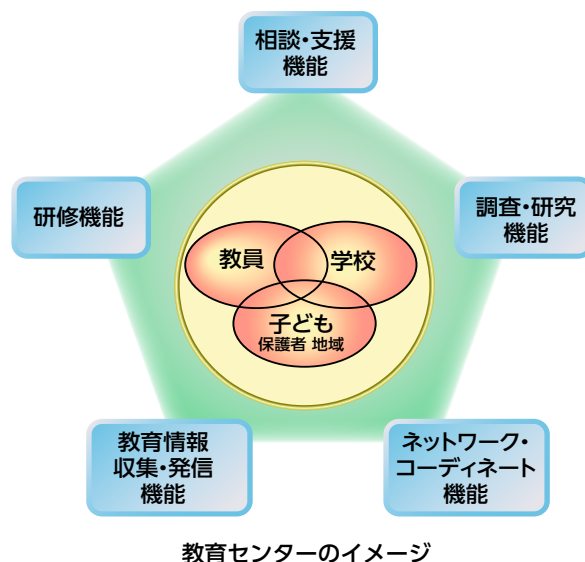
子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応したきめ細かい指導・支援を受けられる体制づくりを、本市独自の個別支援教室*の全小学校での整備や都の特別支援教室*の導入により推進する。また、児童生徒数の推移を見極めながら、特別支援学級*の検討・設置を計画的に進めていく。インクルーシブ教育システム*の構築も見据え、交流及び共同学習*、合理的配慮*、基礎的環境整備*等を視野に入れて、多様な学びの場の確保に向けた取り組みを進める。併せて、理解を促進するための広報や啓発、教育などを行っていく。

学級をサポートするための支援人材や派遣相談員などの役割の整理と適切な配置を進めるとともに、必要に応じて拡充を図る。また、スクールソーシャルワーカー*の配置と支援体制を充実させ、学校だけでなく、関係機関等との多様なネットワークを早期に構築することにより、不登校、虐待などの問題を抱える子どもや家庭への支援を行っていく。

(6) 学校・教員支援体制の充実

教員の資質の向上や新たな教育課題への対応力を高めるため、個々の教員をきめ細かく支援する教育アドバイザー*の活用を進めるとともに、職層別研修を充実し教員のスキルアップを支援する。

学校の教育活動に対する支援や教職員への業務負担の軽減を図るため、教育推進室については教育センター*的機能を発展・充実させていく。将来的には、学校施設の改築等に合わせて、その他必要な機能を備えた教育センター*として早期に実現を図る。



(7) 9年間を見通した小中連携と幼保小の接続の促進

国の動向も踏まえ、小学校と中学校の連携及び小中一貫した教育のあり方について検討する。子ども一人ひとりに対する継続した指導や支援を一層充実させるため、9年間を見通した小中連携の取り組みを強めるとともに、幼稚園、保育所から小学校への接続をスムーズに行うための連携も推進していく。

(8) 安全な教育環境づくりと計画的な学校整備・改築の推進

子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、安全な学校づくりを進める必要がある。防犯教育・交通安全教育・防災教育を進め、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制づくりを推進する。

学校施設は、計画的な予防保全を実施すると

ともに、新たな教育課題への対応や適正規模のほか、小学校と中学校の連携及び小中一貫した教育、防災機能、多機能化・複合化等のあり方を踏まえて、学校施設整備基本方針*及び学校施設整備基本計画（仮称）に基づいた整備・改築を着実に実施していく。

■ 主な事業の実施予定及び事業費

主な事業	事業費（単位：百万円）				
	H28	H29	H30	H31	H32
児童虐待等を含む養育困難家庭への支援の強化	1	1	1	1	1
生活困窮家庭の子どもに対する支援					
待機児童解消施策の推進	359	478			
多様な就労形態に対応した保育事業の展開	15	15	15	15	15
ひろば事業の推進（NPO や地域団体との連携）	1	1	1	1	1
地域子ども館あそべえと学童クラブの連携の推進	9				
子育て支援施策の再編の検討					
基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等をはぐくむ指導の充実					
ICTを活用した教育の推進	50	178	151	151	151
小学校給食自校調理施設の計画的な配置の推進					
個々の児童の教育的ニーズに応じた指導・支援の推進	40	2	2	2	2
教育センター機能の段階的拡充	4	4	4	4	4
小・中学校を一貫した教育課程等の検討					
学校施設の計画的な改築の推進	6				

※事業費については、新規事業と建設事業を除きレベルアップ分を記載し、未定もしくは経常経費は空欄とした。

Ⅲ 文化・市民生活

第五期長期計画の施策の大綱（議決事項）

1 地域社会と市民活動の活性化

核家族化、単身世帯の増加、少子高齢化、地域に暮らす人と人との関わりの希薄化や多くの人が地域社会への関わり方を見いだせずにいることが問題となっている。孤立せず、周囲とつながりながら安心して暮らしていけるように、市民の中で議論を重ねることで、これからの武蔵野市にふさわしいコミュニティを再構築していく。

2 互いに尊重し認め合う平和な社会の構築

年齢、性別、人種等にかかわらず互いを尊重し認め合うとともに、それぞれの能力を発揮できるよう、誰もが共に活動に参画するとともに、その利益を享受し、責任を担う社会を目指した取組みを推進する。また引き続き一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、国際交流・協力等を通じて相互理解を大切にする社会を構築していく。

3 市民文化の醸成

今まで築き上げられてきた市民文化を、これからも大切に守り育て、発展させていくとともに、住む人のみならず訪れる人や事業者等にとっても魅力的なまちであり続けるよう、今後も市民文化の醸成に努めていく。

4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援

市民の多様なニーズに応える「参加と学び」の循環を作り出すことで、成熟した生涯学習社会の実現を目指す。地域における様々な学習と学校教育、市民団体や企業等の活動が有機的に結び付いていくような仕組みをさらに発展させていく。市民が地域で気軽にスポーツや運動を楽しむための環境を整備していく。

5 地域の特性を活かした産業の振興

駅周辺の商業は、にぎわいや活力を生み出す原動力であり、まちづくりと連動した商業振興策を実施する。路線商業は地域のコミュニティにとって重要な存在であり、引き続き活性化を支援していく。また、起業支援、企業誘致のあり方を検討する。農地は引き続き保全を図っていく。

6 都市・国際交流の推進

友好都市等との交流を引き続き進め、相互理解を深めていく。市内に在住する外国人等への日常生活支援のために、情報提供、相談事業、留学生支援など、充実した事業を今後も展開し、在住外国人にとっても「住み続けたいまち」であるために、支援を強化していく。

7 災害への備えの拡充

今後30年以内に首都直下型地震が発生する確率は70%と言われており、災害による影響を最小限に抑え、災害後の都市の機能の維持と速やかな復旧、復興を行えるよう、災害に関連する計画の策定及び見直しを行うとともに地域や関係機関との連携を進める。

8 多様な危機への対応の強化

犯罪や迷惑行為等、またモラルの低下による様々な問題への取組みを発展させていく。新興感染症やテロ行為等の市民生活を脅かす多様な危機に関して、情報収集と速やかな情報提供を行いながら対策を進める。消費者の権利擁護、自立へ向けた情報提供等を行う。

この分野の施策は、市民文化がさらに成熟すること、コミュニティが発展していくこと、生涯学習やスポーツなどが充実していくこと、そして産業の振興、交流や災害・危機に強いまちづくりを継続していくことで市民生活がますます充実していくことを目的とする。

本市のコミュニティ活動は、市民自治の歴史を継承しながら行われており、より発展的に展開されるための支援や仕組みをつくりだすことで、さらなる活性化を図る。また、東京オリンピック・パラリンピックを契機として、スポーツ及び文化の振興を図る。

産業の振興や他都市との交流は、地域が持続的に発展していくためには不可欠であり、本市の課題に対応した施策を展開する。

基本
施策

1

地域社会と市民活動の活性化

人と人とのつながりによってもたらされる地域のコミュニティは、特に都市部において希薄化が進展しているが、安全・安心な社会を構築していくためにも、その役割が再認識されている。地域の支え合いをキーワードに地域コミュニティのつながりを深めることが必要である。また、地域活動の担い手の多くは固定化・高齢化しつつある。より地域活動に参加しやすい雰囲気と仕組みをつくり、将来の担い手となる人材の掘り起こしと、活躍できるような場をつくっていくことが求められる。



コミセン祭り

(1) 地域のつながりの共有

「これからの地域コミュニティ検討委員会」の提言を受けて、誰もが自由に参加でき、地域で解決すべき課題について共有し、話し合うことができる場である地域フォーラム*の取り組みを支援するとともに、市民の活動拠点であり、また、多世代が集う居場所として、コミュニティセンターにふさわしい機能を充実させる。なお、誰もが利用しやすい施設とするため、エレベーターのないコミュニティセンターについては、バリアフリー化への取り組みとして設置等を検討する。また、これらを踏まえて、「公共施設等総合管理計画*」に基づいたコミュニティセンター全体の整備計画を策定する。

昭和46年に策定したコミュニティ構想*の理念を継承しつつ、将来的にはコミュニティや福祉などの活動区域を統合することも含めて整理し、本市らしい新たなコミュニティ構想*を検討する。

(2) 市民活動の活性化

豊かで活力のある地域社会を発展させるため、NPO・市民活動団体、企業や大学、さらにコミュニティ活動団体等、多様な主体間での連携と協働を実現していく。

あらゆる世代の多様なキャリアを持つ市民が市民活動や地域活動に取り組むための意識啓発と行動に移すための支援を行う。

基本
施策

2

互いに尊重し認め合う
平和な社会の構築

現代においては、一人ひとりが求める価値観や生活観が多様多様になっている。性別、年齢、国籍等によって異なる多様な価値観や生活観を知り、認め合いながら生き、個性やキャリアが活かされていくことは、豊かな地域社会を形成していくための基礎として必要である。また、一人ひとりが尊重される社会の構築を進めるため、引き続き人権について理解を深める活動を推進していく。

本市は、第二次世界大戦中に本土空襲の最初の目標地となった歴史を持つことから、戦争の悲惨さ、平和の尊さを訴えることを大切にしてきた。今後も戦争体験を伝承し、平和の意義を発信し続ける。

(1) 一人ひとりが尊重される社会の構築

誰もが安心して暮らしていくためには、偏見や差別がなく、虐待などが起こらない社会を構築する必要がある。人権について一人ひとりに関心を持ち理解を深めていく活動を推進する。

(2) 男女共同参画計画の推進

男女が、社会の対等な構成員として、互いに尊重し合い、自分らしい生き方ができる環境を実現するため、第三次男女共同参画計画を着実に推進する。

そのため、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう取り組むとともに、男女平等意識をはぐくむ啓発活動や、家庭・地域・事業者などと連携し、生活と仕事が両立でき、一人ひとりの個性と能力が発揮できる環境整備に努める。こうした施策の実効性を確保するため、推進拠点となる「むさしのヒューマン・ネットワークセンター*」の機能充実や男女共同参画基本条例（仮称）の制定など推進体制の整備を図る。

(3) 平和施策の推進

戦後 70 年を超える歳月が流れ、戦争体験者の証言記録や戦争資料を残すことが困難になってきていることから、これらの記録や資料の収集作業を引き続き実施し、資料の整備を推進する。

本市の歴史の記憶を、次代を担う若い世代に継承していくとともに、今後も、戦争のない世界を実現するために武蔵野市から国内外へ平和の意義を発信する。



武蔵野市平和の日（11月24日）

基本
施策

3

市民文化の醸成

本市では、市民による様々なコミュニティ活動等が行われており、多様な市民文化が発展を遂げてきた。また、商業地の形成、緑を大切にする意識の継承、文化施設の整備、質の高い芸術文化の創造・発信、市内及び近接する5つの大学の存在、創造的なクリエイターや研究者の居住・集積、それらを支える事業者の展開など、本市では、様々な要素により都市文化を形成してきた。

今まで築き上げられてきた市民文化や都市文化を大切にし、育て、発展させるとともに、東京オリンピック・パラリンピックや都市観光の推進などを通じて、今後も、市民文化・都市文化の醸成に努めていく。

(1) 文化振興に関する方針の策定

文化は一人ひとりの心の豊かさや創造性をはぐくむと同時に、地域のつながりを強めるときに力を発揮する。また、文化は都市の魅力高め、これからの産業の振興を図るうえで重要な要素であり、市民活動、生涯学習、福祉、教育、産業、まちづくり等様々な分野と関連する。文化を振興し、文化で地域の持続的な発展を目指すことを目標とし、文化振興に関する方針を策定する。

（公財）武蔵野文化事業団と（公財）武蔵野生涯学習振興事業団の活動はともに、市民にとっての市民文化の享受と発信に資するものである。これらを一体的に推進し、さらなる市民文化の発展を目指していくため、両法人の統合の準備を進める。

(2) 文化施設の再整備

文化施設は、市民の生涯学習の場として重要であるとともに、現代においては地域の魅力を市外や国外に発信する拠点としてその位置付け

が再認識されている。公共施設の配置のあり方を踏まえ、老朽化する施設の整備や更新を好機と捉え、現代及び将来のニーズに合わせて、役割や位置付けを見直し、周辺あるいは関連施設も含めて新たな価値を創造する施設へと再編していく。

築後50年を超える武蔵野公会堂の建替えは、周辺街区を含めた吉祥寺駅南口の再開発に留意し、民間事業者との協力の可能性も含めた検討を進める。吉祥寺美術館の拡充の可否は、隣接する音楽室のあり方を含め、引き続き検討する。三駅周辺には集会機能やホール機能を有する施設が重複しており、役割の整理が必要である。集会機能を有する市民会館やホール機能を有する芸能劇場は、それぞれの圏域における面的な施設配置から役割や位置付けを検討する。既に築後70年を超える松露庵は、市民文化会館の茶室と併せて、今後の有効的な活用等を検討する。

(3) 東京オリンピック・パラリンピックを見据えた文化交流の促進

オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典であるとともに、文化の祭典としての意味合いも持っている。東京オリンピック・パラリンピックに向けて、多様な文化の交流の場である文化プログラムの実施を検討する。

(4) 魅力ある都市文化の発信と都市観光の推進

成熟した都市文化は本市の大きな魅力の1つである。今後も文化的な資源を発掘するとともに、市の内外を問わず、より多くの人に、よりわかりやすく本市の魅力を発信する。また、近年増加している外国人旅行者も含めた観光客を受け入れるための環境整備を進め、来街者の誘致につなげていく。



吉祥寺秋まつり

基本 施策

4

市民の多様な学びや スポーツ活動への支援

市民の学びは主体的な活動へとつながり、ネットワークが形成されることで、新たな学びの場が生まれる。この創造と循環は、魅力あるまちづくりにもつながっている。武蔵野プレイスでの活動支援や、多様な主体とのネットワークによる学びの提供を通じて、市民の参加と活動を支援していく。

東京オリンピック・パラリンピックを契機として、スポーツを通じて、市民一人ひとりが豊かな生活を続けていけるよう、今後もスポーツ活動を支える地域の担い手の育成とともに、スポーツ活動に取り組める環境整備を進める。

(1) 生涯学習機会の拡充

誰もがいつでもどこでも、学びたいときに学び始めることができるという生涯学習の理念を実現するため、多様な事業主体と連携することにより、事業の充実と生涯学習情報の共有化を推進する。

日中に仕事等がある市民へも学びの環境が提供できるよう、生涯学習プログラムの受講機会の拡大を図る。

武蔵野プレイス、武蔵野ふるさと歴史館*や市民会館など、生涯学習の拠点がその目的・役割を達成するために、運営状況や事業内容を効果

検証する。市の各部署・関連施設をはじめ、生涯学習団体、大学、研究機関・企業との連携を進め、施設の特性に応じた事業展開を図る。

(2) スポーツの振興と施設の再整備

平成31年にはラグビーワールドカップ、平成32年には東京オリンピック・パラリンピックが開催される。両大会に向けてスポーツの機運を醸成するとともに、障害者スポーツの振興を図る。

市民の生涯学習・スポーツ活動を支援するため、総合体育館や陸上競技場、温水プールなど既存施設は、バリアフリーをはじめとする整備・更新を計画的に行う。また、旧桜堤小学校跡地へのスポーツ広場の設置については、桜野小学校の児童数の推移などを勘案したうえで整備を検討する。



ファミリースポーツフェア

(3) 図書館サービスの充実

子どもが読書に親しみ、本を通じて得た豊かな知識を社会生活へと活かしていけるよう、乳幼児期からの切れ目のない読書活動支援や学校図書館との連携等を推進していく。また、地域における様々な資料・情報の収集・整備やレファレンス・サービスの向上等によって、市民の学びや課題解決を支援する。

図書館に期待されるサービスが多様化しており、効率的・効果的に対応するために、中央図

書館を中核とした図書館のあり方を確立する。吉祥寺図書館は、武蔵野プレイスでの実績を踏まえ、指定管理者制度の導入を検討し、地域や施設の特性に応じた特徴ある図書館を目指す。

(4) 歴史文化の継承と創造

武蔵野ふるさと歴史館*は、市の歴史文化を次世代に伝える活動の拠点として、広く教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的としている。また、まちの歴史を知ることは、まちの愛着へとつながり、市民活動を担う大きな動機付けとなる。歴史文化に親しむ機会の提供を通じて、市民の学びを支援するとともに、歴史的価値の継承と創造に取り組む。



武蔵野ふるさと歴史館

基本
施策

5

地域の特性を活かした
産業の振興

都内有数の商業集積地である吉祥寺をはじめとする駅周辺の商業は、市全体のにぎわいや活力を生み出す原動力である。一方、路線商業は地域のコミュニティにおいて市民の日常生活を支えている。このような本市の主要産業である商業に関し、引き続き支援していく。

また、今後も事業者・消費者双方から選ばれるまちであり続けるため、既存の産業に加え、本市の実態に合った新たな産業への支援を通じて、市の経済の活性化を図る。

(1) 産業振興計画の推進

武蔵野市産業振興計画により明確化された市、商工会議所、商店会連合会等関係機関の役割に則り、さらに地域の大学やNPO等との連携を深めながら、産業振興策を計画的に推進する。

(2) 商業の活性化

商店会については、実態を把握し、必要に応じた商店会同士の連携や統合、法人化等を促すとともに、個店の新規加入及び商店会の維持・発展ができるよう、特性に応じた支援を行う。また、全商店会に共通する担い手不足を解決するため、新たな人材やNPO・大学などに対し、商業活性化の活動への参加を促し、まちの活性化につなげていく。

(3) 都市型産業の育成

市内の経済活動を維持し、発展させるためには、新たな事業者の参入による活性化が必要である。このため、本市での事業を希望する者が、市内で活動できるよう、創業支援を実施するとともに、本市の特性に合った産業として、コンテンツ産業*などの文化産業の育成及び知識集約型産業などの支援を図る。また、地域で活動する団体等が、安定的・持続的に地域課題のための事業に取り組めるよう、コミュニティビジネス*への支援を行う。

(4) 中小企業への支援・セーフティネットの充実

市内の経済を支える中小企業の健全な経営活動を促進するため、引き続き融資あっせん等の支援を行う。また、働くことを希望する市民が安定して働くことができるよう、関係機関と連携し、セミナー等の情報提供や就労機会の拡大及び雇用・労働環境の充実を図る。

(5) 都市農業の振興と農地の保全

都市における農業は、新鮮な農産物の供給、農業体験の場の提供、災害時の一時避難場所や、食育のほか、自然環境保全に欠かせない機能を有している。今後も農業従事者、NPO及びJAとも連携しながら、市民が農業にふれ合う機会を設け続けるとともに、農業振興基本計画に沿って農業の振興及び農地の保全を図っていく。



フレッシュサラダ作戦

基本 施策

6

都市・国際交流の推進

国内における都市と地方の共存及び国際社会における平和・友好を実現するためには、市民の相互理解が不可欠であり、一層の市民レベルの交流を進める。また、外国人が安心して生活し、地域で活躍できるよう、支援の充実を図る。

(1) 交流事業のあり方の検討

国内交流においては都市と地方が相互に補完し共存すること、国際交流においては平和・友好に資するため、青少年の異文化交流や市民の相互理解を深めることを目指す。これらの事業をさらに効果的に進めるため、多様な主体の参加を得ながら、市民の相互交流のあり方を検討する。



武蔵野国際交流まつり

(2) 市内に在住する外国人等への日常生活支援

市内に在住する外国人の多国籍化及び定住化に伴い、より多くの言語かつ複雑で専門性が求められる相談が増えている。これらのニーズに対応するため、(公財)武蔵野市国際交流協会を中心に近隣自治体などとの連携を視野に入れ、対応できる人材を確保・育成していく。また、外国人が地域において安心して生活し、活躍できるよう、わかりやすい広報紙や、ホームページの制作により、外国人への生活等の情報提供を充実させるとともに、地震等の災害に対する知識・対処方法等の周知及び発災時の支援体制の整備を行う。

基本
施策

7

災害への備えの拡充

首都直下型地震がいつ発生してもおかしくない状況にあり、安全・安心なまちづくりをするうえでは、防災態勢の強化は重要な課題である。高齢化や増加傾向にある外国人来街者など変化するニーズに対応した態勢の整備を進める。また、二次災害による被害拡大を防ぐため、建物の耐震化や発生した火災の延焼の防止など、防災の観点を重視した基盤の強化を図る。

(1) 防災態勢の強化

災害発生時において市は、被害状況をはじめ、市を取り巻く状況を正確かつ迅速に把握することが、その後の初動対応をするうえで重要である。また、高齢者、障害者及び外国人等も自ら情報を発信できるように、停電の発生も想定した多様な情報収集・伝達手段を検討する。

避難所及び避難所運営の充実のため、避難所の生活環境の整備、災害時の学校利用計画の策定、市立小中学校全校に避難所運営組織を設立できるように地域への支援を行う。さらに、発災時には市民が必要に応じて円滑かつ迅速な避難ができるよう、日頃からの市民主体の防災訓練の重要性を市が発信するとともに、避難所運営組織も発信できるよう支援していく。また、避難生活において、介護の必要な高齢者や障害者等、一般避難所では生活に支障を来す人に対して、ニーズに応じたケアが提供できるよう、福祉避難所*の充実を図る。

全国の自治体、関係機関、民間企業、ボランティアなどが、効率的かつ効果的な支援活動をすることが可能となるよう、実効性のある受援計画を検討する。また、友好都市との広域的な連携体制を構築するとともに、近隣自治体においても、連携して災害に対応できるよう相互協力体制を強化する。



帰宅困難者対策訓練

(2) 災害に備えたまちづくり

「耐震改修促進計画」に基づき建築物の耐震化を一層進める。中でも、特定緊急輸送道路は、災害時の救急救命・消火活動、物資の輸送など、救助復旧の生命線であり、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐために、国や都と連携を図り、一層の耐震化を進めていく。

大規模災害時には、火災を伴うことが予想され、延焼が拡大する危険がある。木造密集地域や消防水利が不足している地域における延焼の拡大を防ぐために、防火水槽の整備を引き続き進める。

(3) 災害復興の検討

これまで、災害予防や応急対策に視点を置いた対応を進めてきており、今後は災害発生後の復興についても検討する必要がある。復興は、都市基盤ばかりでなく住宅、福祉、医療、産業等の施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。災害発生後に迅速かつ適切な対応を取ることができるように、全庁的な取り組みにより都市、住宅、くらし（福祉・医療）、産業の4つの復興の総体として災害復興に関する対策を引き続き検討し、あらかじめ災害復興マニュアルを策定する。また、中長期的に持続可能なまちづくりを見据えた復興とするために、広域連携の強化を進める。

(4) 住宅の耐震化の促進

大規模な震災に備え、市民生活の拠点である住宅の耐震化は喫緊の課題である。住宅・マンションの耐震化を促進し、震災等による被害を最小限に抑えるため、引き続き、耐震化に係る費用の助成、制度の周知、必要性についての普及啓発や様々な情報を提供するとともに、住まいの状況に応じた支援を行う。耐震化と併せ、狭あい道路整備等の誘導策についてさらなる取り組みを行い、災害に強いまちづくりを進めて

いく。

基本 施策

8

多様な危機への対応の強化

犯罪や迷惑行為だけでなく、日々変化する詐欺など、市民の安心を脅かす様々な問題が全国的に発生している。被害の予防かつ拡大を防ぐため、これまでも様々な対策を講じてきており、今後も、地域、周辺自治体、関係機関等とともに防犯性の高いまちづくりを進める。

(1) 防犯力の向上

市内での犯罪件数は減少しているものの、治安に対する関心が増している。犯罪の抑止力となる防犯カメラの設置場所及び台数を含め、今後のあり方を検討する。また、「市民パトロール」の活動も活性化してきており、市、関係機関との密接な連携を進め、まちぐるみで安全・安心なまちづくり体制を整備する。そのために、各種パトロールの既存の巡回エリアや活動内容についても必要に応じた見直しを行う。

商店会や若者の自主的な活動など、地域や市民による防犯活動を進めることで、多様な視点からまちを見守り、体感治安の向上を図る。



区市境防犯合同パトロール

(2) 新しい危機への態勢の整備

予測や予防が困難な危機は、1つの自治体の

みの問題ではなく、広域にわたり対応を取る必要がある。市内関係機関との連携にとどまらず、周辺自治体・周辺関係機関を含めた広域連携を進め、市民への情報提供を迅速に行う。危機に直面したときに適切かつ迅速な対応が取れるように、国民保護計画の改定を行い、活動内容を再確認するとともに、広域連携による訓練を繰り返し実施し態勢の強化を図る。

(3) 消費生活の安定と向上

消費者が消費生活において適切な判断ができ、被害にあわないように、消費生活講座等、賢い消費者を育成するための事業を充実させる。また、関係機関と連携し、悪質商法や詐欺等の被害者となりやすい高齢者や若年層を中心に、被害防止の啓発、被害状況の広報など市民への周知を引き続き行い、その他にも被害の拡大を防止する効果的な方策を検討する。

■ 主な事業の実施予定及び事業費

主な事業	事業費（単位：百万円）				
	H28	H29	H30	H31	H32
新たなコミュニティ構想の検討					
男女共同参画計画の推進	7	7	7	7	7
文化振興に関する方針の策定	3	5	5		
武蔵野市民文化会館の改修	3,304	10			
まちの魅力や情報の発信と共有					
東京オリンピック・パラリンピック等国際大会に向けたスポーツの振興	18				
旧桜堤小学校跡地の整備	134	174			
図書館の運営形態の検討					
産業振興計画に基づく施策の実施					
外国人に対する情報の多言語化の推進					
地域の防災力の向上					
災害時の緊急輸送道路確保に向けた建築物の耐震化促進	1,345	545	234	138	138
パトロール隊との連携による地域防犯力の向上					

※事業費については、新規事業と建設事業を除きレベルアップ分を記載し、未定もしくは経常経費は空欄とした。

IV 緑・環境

第五期長期計画の施策の大綱（議決事項）

1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援

これからも、さらに緑豊かで環境負荷低減型の持続可能な都市を目指し続け、次世代に引き継いでいく。市民一人ひとりや事業者等の自発的で主体的な行動が必要不可欠であるため、各主体間の連携を強化していくとともに、自発的な行動を促進していく。

2 環境負荷低減施策の推進

環境と共生する地域社会を目指して、省資源化・省エネルギー化の推進や新エネルギーの活用に取り組むとともに、自然環境や地球環境に配慮したまちづくりなどを一層推進していく。

3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

緑を、単に樹木や草花などの植物に限らず、動物や昆虫などの生き物、そして公園緑地、農地、樹林、学校、水辺、道路、住宅の庭、さらには市域を越えた広域の緑といった空間も含めた広がりをつながりをもって捉えながら、「緑」を基軸にしたまちづくりを推進していく。

4 循環型社会システムづくりの推進

市民一人ひとり・事業者等と連携しながらごみの発生・排出抑制を一層推進していく。また、排出されたごみについて、経費や環境負荷が小さい、安全で効率的な資源化及び処理システムの構築に向けた研究を進めていく。

5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応

異常気象や放射能汚染など新たな環境問題などに対して、国・都とともにそれぞれの役割と責任を果たしていくなかで、市民の不安を取り除き良好な生活環境の確保に努めていく。近隣関係のトラブルやまちの景観の悪化といった問題について、市民とともに対応を進めていく。

この分野の施策は、市民一人ひとりや事業者等との連携により、緑と水のせせらぎの豊かな環境を保全し、武蔵野市が誇る環境と共生する都市の魅力を発展させ、次世代に引き継いでいくことを目的とする。

本市を取り巻く環境は、集中豪雨や猛暑などの激しい気候変動といった地球規模の環境変化やエネルギー分野における技術進歩といった社会状況の変化など、刻々と変化している。そうした変化の中、生活の豊かさに対する人々の価値観も、利便性の高さだけでなく、省エネルギー・省資源を志向するライフスタイルや社会活動への移行といった地球環境との調和を重視する方向へ転換しつつある。また、利便性の高い快適な暮らしの追求は、資源消費や環境負荷だけでなく、財政にも影響する。地球環境の有限性と財政の効率性を意識し、環境に配慮した生活への転換を、市民とともに進めていく。

基本 施策

1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援

環境という言葉が示す概念は、公害防止のみならず、緑や水、エネルギー、ごみなど様々な要素とそのつながりを、そして地球規模の問題から身近な生活空間における心地よさまでも含めた広がりを持つ。環境に関する課題解決も、分野や地域、組織を超えた連携が重要であり、

またそうした連携の広がりや、市民一人ひとりの行動の促進や各事業者や団体等の活性化にもつながる。様々な主体の活動を支援するとともに、主体間の連携やつながりが広がっていくよう支援していく。

(1) 総合的な環境啓発の推進

資源、エネルギー、ごみ、緑、水循環、生活

環境などの多様な視点から、環境啓発を充実させていく。また、それらの連関について理解を深めることが、新たな活動へとつながる。そのため、緑・環境に関する情報発信を総合的・一元的に実施していく。その主要な取り組みの1つとして、クリーンセンターの既存施設を有効活用した環境啓発拠点（エコプラザ（仮称））の開設を目指し、周辺まちづくりとの整合性や施設のあり方について、これまでの市民参加による検討を踏まえ、地域の意見を聞きながら全市的な議論を行っていく。



むさしの環境フェスタ

(2) 良好な環境の整備に向けた市民活動との連携

水収支*・水循環の視点からの雨水の利活用や、減少し続けている民有地の緑を市民自らが守り育てるための活動、市民参加のもとでの良好な生活環境づくり、エネルギーの地産地消における市民活動など、新たな視点で、良好な環境を確保するために市民活動との連携を構築していく。

基本 施策

2

環境負荷低減施策の推進

日本のエネルギー需給環境において、電力やガスなどのエネルギーの自由化が進められ、市民、事業者及び市がエネルギー供給者を選択で

きる時代へ大きく変わろうとしている。エネルギー消費のスマート化に向けた啓発活動を実施していくほか、市でもエネルギー消費に配慮したまちづくりや施策を推進していく。

(1) エネルギー消費のスマート化

本市のエネルギー消費量は、約4割を家庭部門が占めており、エネルギー消費の減少を期待できる領域である。そのため、各家庭でのスマートメーター*導入が進められていることから、今後は各家庭におけるエネルギー消費のスマート化に関する啓発及び支援を推進する。

また、本市はエネルギー賦存量*が少ない自治体であるため、再生可能エネルギーの導入とともに、エネルギー利用の効率化や水素などの新たな利用形態も見据えながら、本市として実現可能なエネルギーの地産地消等に市民や事業者等とも連携しながら取り組んでいく。



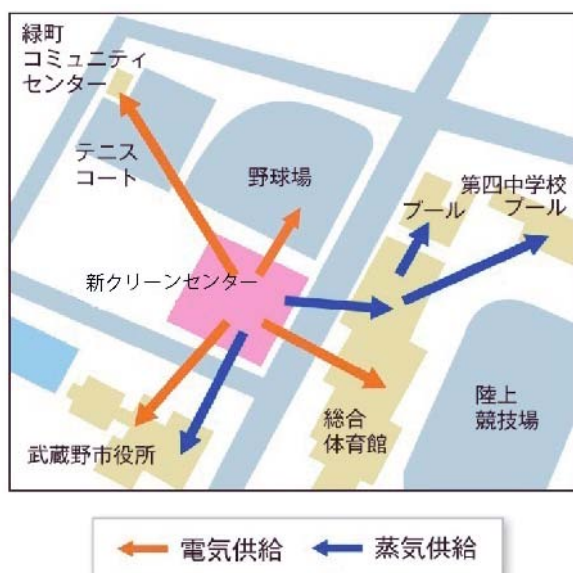
太陽光発電パネル

(2) 公共施設におけるエネルギー施策の展開

新武蔵野クリーンセンター（仮称）は、環境性能に優れた施設というだけでなく、市本庁舎、総合体育館及び緑町コミュニティセンターも含めた周辺公共施設の一括受電や、コージェネレーション設備*も備えた災害時でも有効なエネルギー供給センターとしての機能を有しており、今後有効なエネルギー活用も期待できる施

設となっている。同施設のエネルギー需給の最適化について継続的に調査検討を行うとともに関係施設の設備改善等を行っていく。

本市は、環境に関する方針や目標に自ら取り組んでいく EMS*（環境マネジメントシステム）を早くから導入し、着実に環境負荷低減を行ってきた。しかし、これ以上の環境負荷低減が難しいだけでなく、監査や記録業務などの運用負荷やコストの軽減といった課題もあることから、今後、市内の各事業者等との連携も視野に入れながら EMS* を再構築していく。



新グリーンセンターのエネルギー供給

基本 施策 3 「緑」を基軸とした まちづくりの推進

公園緑地や農地、樹林*、街路樹、住宅の庭など、緑豊かな街並みは本市の魅力の1つであるが、緑を維持・保全していくことは簡単なことではない。市全域で捉えると、緑被地は微増しているものの、固定資産税や相続税、維持管理費の負担等から緑豊かな敷地が分割・転用・売却されるなど、民有地の緑は依然減少傾向にある。武蔵野という地勢が形成されてきた歴史と市内各地域の個性そして緑と水が都市にもたらす魅力を踏まえながら、武蔵野市らしい緑のあ

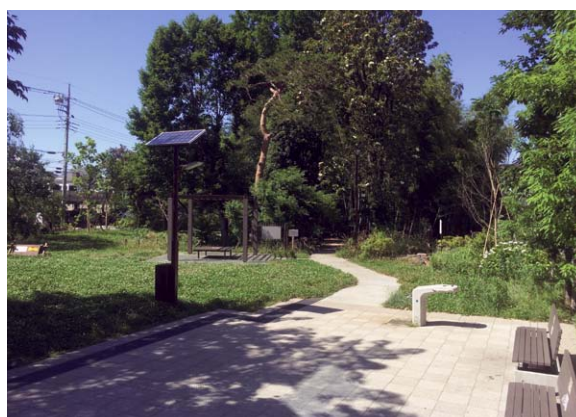
り方とともに、緑の重要性を発信し、緑を基軸としたまちづくりを市民活動との連携を深めながら引き続き推進していく。

(1) 市民の共有財産である緑の保護・育成

「緑は市民の共有財産」という共通認識のもと、様々な情報を発信していきながら、市民とともに緑を守りはぐくんでいく。策定から10年を経過しようとする緑の基本計画は、第五期長期計画・調整計画等との整合を図り、次の10年間の計画を実効性あるものとするため見直す。市は樹種固有の樹形を尊重する自然樹形により樹木を管理しているが、例えば市役所前の桜並木など、市民の財産であり緑豊かな武蔵野市のシンボルともなっている街路樹は、道路交通機能の確保と街路樹がもたらす良好な景観の両立についての課題も踏まえながら、保全手法等の検討を進める。

(2) 緑の保全と創出

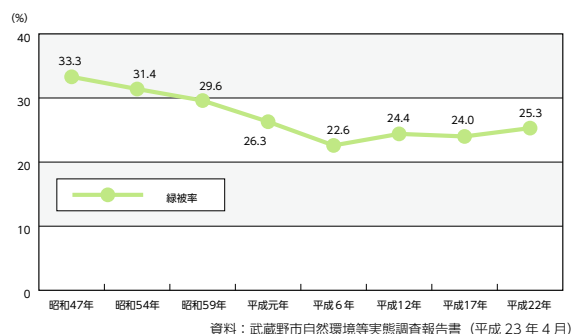
民有地の樹林*、生垣や農地などの緑を保全・創出していくための誘導策や支援策について検討を進める。公有地の緑については、長期的な視点を持って借地公園の永続的な確保に努める。また、緑の基本計画に基づき、公園空白地域を中心に拡充していくなど、公共施設としての公園・緑地の整備等も進めていく。公園緑地や街



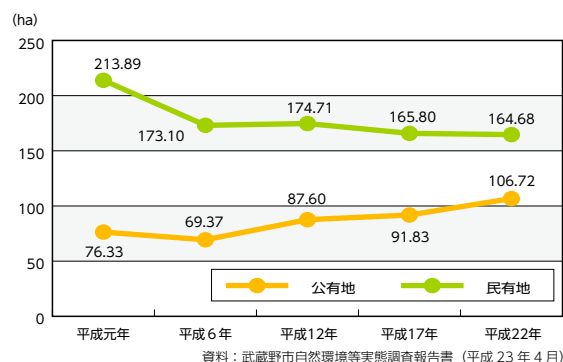
吉祥寺の杜 宮本小路公園

路樹等の新設・改修・維持等については、多額のコストを要しており、市民活動との連携や平成26年度に策定した公園緑地の維持管理に関するガイドラインの順守などにより効率的・効果的な維持管理等を進めていく。

■ 緑被率



■ 民有地の緑と公有地の緑



(3) 緑と水のネットワークの推進

平成29年に開園100周年を迎える井の頭恩賜公園の記念事業等を機に、全市的な緑と水のネットワークについても、周知啓発を進め、将来に引き継いでいくための活動を市民とともに推進していく。「仙川リメイク*（武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画）」に基づき整備を進めている仙川の水量確保や下流域の整備手法について検討するとともに、これら緑と水がもたらす生物多様性について基本的な考え方を示す計画を策定する。

自然環境から様々な恩恵を受けている都市の責務として、本市が実施している「奥多摩・武蔵野の森*」や「二俣尾・武蔵野市民の森*」、檜

原村の「武蔵野水道・時坂の森*」での森林保全活動は都市が果たす役割として高く評価されている。これらの共有の資源を活用しながら、広く緑や水の循環について啓発等を継続していく。



二俣尾・武蔵野市民の森

基本 施策

4

循環型社会システムづくりの 推進

市民、事業者、市が連携してごみの減量に取り組む、市民一人一日あたりのごみの排出量は減少してきているが、依然として多摩地域の平均的排出量を上回っている。ごみの最終処分量を削減し、ごみ処理にかかる環境負荷や経費を低減するため、安全かつ安定的なごみ処理を基本とし、効率的なごみ処理を進め、市民や事業者への情報発信や啓発事業を通して、ごみ減量への理解と協力を求めていく。

(1) 新武蔵野クリーンセンター（仮称）への移行

周辺住民の理解により着工した新武蔵野クリーンセンター（仮称）は、平成29年4月の稼働に向け着実に建設を進め、新施設へごみ処理を円滑に移行させた後、現施設の解体、新管理棟建設等の関連工事を行い、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備事業を平成31年度に完了させる。これに合わせ、周辺住民と協議を行いながらクリーンセンター周辺の魅力あるまちづ

くりを推進する。新施設の運営は、DBO 方式*により、20 年間の運営管理委託を行うが、本市と委託業者の円滑な協力による安全で安定的な運営を行っていく。また、将来のごみ処理のあり方として、近隣自治体とのごみ処理相互支援など、広域処理についても引き続き研究を進める。

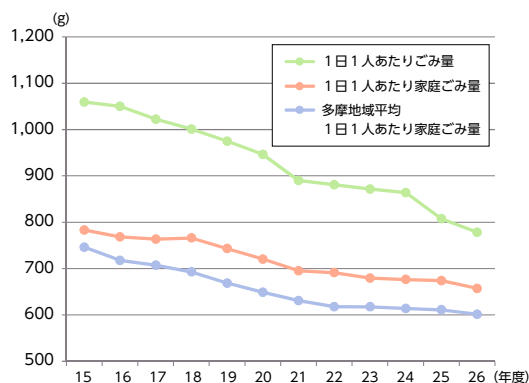


建設中の新クリーンセンター

(2) ごみ減量及びごみ処理経費の軽減

平成 25 年度に実施したごみ実態調査等により年代別や世帯構成別のごみ排出傾向、資源物が多いという本市の特性が解明されてきている。これらも踏まえ、ごみの収集方法、分別区分、収集頻度等も総合的に勘案しながら、効率的なごみ処理方法の検討を進める。ごみ処理にかかる経費や環境負荷、最終処分の状況など本市のごみ処理についてわかりやすい情報提供を行う

■ 1日1人あたりごみ排出量の推移



とともに、市民一人ひとりの行動につながるような啓発事業を実施する。市民、市民団体、事業者、市がそれぞれの役割、責務を認識し、相互に必要な連携を進めながら、ごみの発生抑制、最終処分量の削減、ごみ処理経費の低減を推進する。

基本 施策

5

生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応

本市が対応すべき課題については、以前から市民生活に影響を及ぼしてきた典型7公害*（騒音・振動・悪臭・大気汚染等）が挙げられるが、最近では、より市民生活に身近なものに変化している。また、グローバル化の進展等による新たなリスクも生まれている。市では、状況等を判断して必要な対応を取ることで、市民の不安を取り除き、一層良好な生活環境の確保に努めていく。

(1) 様々な環境問題への対応

本市では、近年、個人間の近隣騒音等、生活関係公害への相談が増加してきており、住民相互の問題として解決できるよう住民・地域と連携した対応を進める。また、東日本大震災の原発事故による放射線への対応については、線量が平成 22（2010）年頃の数値程度まで減衰してきていることも含め、状況等を勘案しながら必要な対応を取っていく。また、デング熱ウイルスなど虫を媒介とした感染症など、平均気温の上昇やグローバル化等の環境の変化により生じる新たなリスクにも対応しながら、市民生活の安全・安心確保に努めていく。

(2) 魅力ある景観の形成

本市のまちの魅力を一層高めるため、現状を維持・保全しながら、さらに良好な景観を形成していく必要がある。そのため、屋外広告物の

ルールなどについても、景観ガイドラインの作成と連動し、関係部署と連携して検討する。

空き地・空き家等への対応については、雑草

繁茂や害虫の問題といった衛生環境上の視点に立ちながら、適正な管理等について関係部署が連携した横断的な対応の検討を進めていく。

■ 主な事業の実施予定及び事業費

主な事業	事業費（単位：百万円）				
	H28	H29	H30	H31	H32
環境啓発事業の充実とわかりやすい情報発信					
環境啓発施設「エコプラザ（仮称）」の開設	12				
エネルギーの地産地消（再生可能エネルギーの導入、新たなエネルギー利用の検討）	21				
民有地のみどりの保全と創出の推進					
公園緑地の整備・拡充及び効率的・効果的な維持管理	1,346	1,347	1,013	1,014	1,015
仙川水辺環境整備基本計画の推進	23	84	84	84	84
新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業	4,379	536	969	462	
新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業に伴う周辺整備					
ごみの発生抑制と最終処分量の削減					
感染症媒介蚊等の新たな環境リスクへの対応					

※事業費については、新規事業と建設事業を除きレベルアップ分を記載し、未定もしくは経常経費は空欄とした。

V 都市基盤

第五期長期計画の施策の大綱（議決事項）

1 地域の特性に合ったまちづくりの推進

住環境の保全や地域の活性化など、地域が抱える課題等にきめ細かく対応するため、地域住民がまちづくりに関するビジョンを定めるとともに地域と連携することで、地域の特性にあった地域ごとのまちづくりを推進していく。

2 都市基盤の更新

都市基盤の更新は、都市が存続する限り、継続的に実施していく必要があることから、中長期的な財政状況等も勘案しながら、計画的に実施することで、事業費の軽減と平準化を図る。

3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備

ユニバーサルデザイン等の理念を取り入れ、各交通機関のバランスを図りながら、だれもが安全で快適に移動できるよう、交通環境の整備を推進する。

4 道路ネットワークの整備

道路整備の推進の際には、歩行者空間の充実や、景観への配慮、スムーズな交通網の確立による騒音・大気汚染の抑制、防災性の向上、沿道市街地の住環境に配慮した道路づくりを進める。

5 下水道の再整備

市内に終末処理施設を持たないことから、都や関係区市等との連携により、広域的な視点で施設全体の整備を推進する。下流域への配慮に加え、地下水涵養による良好な水環境の創出のため、雨水浸透ます等の雨水貯留浸透施設の設置を行政、市民の役割分担で進めていく。

6 住宅施策の総合的な取組み

まちづくりや福祉的な視点を含めて住宅施策を総合的に推進していく。その際、公的住宅供給者や民間賃貸住宅供給事業者等との連携を継続していく。市営住宅、福祉型住宅については、その維持管理コストの縮減や公平性などの観点も勘案しながら管理運営を行っていく。

7 三駅周辺まちづくりの推進

鉄道駅を中心として形成されているまちの魅力を高めていくため、それぞれの個性を活かしたまちづくりを推進する。

(1) 吉祥寺地区

吉祥寺駅の大改修を魅力あるまちづくりにつなげるため、進化するまち『NEXT - 吉祥寺プロジェクト』に基づき、「回遊性の充実」、「安全安心の向上」を目指したまちづくりを推進する。

(2) 中央地区

三鷹駅北口まちづくり構想を策定することで、駅周辺にふさわしい街並みへつなげるとともに、補助幹線道路等の整備を進める。また、玉川上水等の緑と水を活かしたまちづくりを進める。

(3) 武蔵境地区

駅周辺の道路や駅前広場といった都市基盤整備を進めるとともに、多様な主体が連携し南北一体となったにぎわいづくりに取り組み、商業・産業等の発展を図る。

8 安全でおいしい水の安定供給

老朽化している浄水場施設や水源施設の適正な維持管理や、老朽化した配水管網の整備、耐震化向上を計画的に進めていく。災害時や事故等においても水道水を安定供給するため、都水道局との連絡管等のネットワークによるバックアップ機能確立の必要があり、都営水道との一元化に向けた検討を進めていく。

この分野の施策は、都市活動の基盤となる道路や上下水道などの整備とともに、都市計画マスタープラン*や地域ごとのまちづくりビジョンに基づいた市民参加による計画的なまちづくりを推進することを目的とする。

市民が計画策定の早い段階からまちづくりに参加し、市民・事業者・市が情報を共有し連携を図りながら、まちづくりのビジョンなどの検討を通じて、地域ごとの特色あるまちづくりを一体となって推進していく。

また、本市は早くから都市基盤の整備に着手してきたため、これらは大規模修繕や更新の時期を迎えている。将来にわたり持続可能な都市となるよう、引き続き効率的に財政投資を図っていく。

住環境の保全や地域の活性化など、地域が抱える課題などにきめ細かく対応するためには、地域の特性に合った地域ごとのまちづくりを進めていく必要がある。そのため地域住民がまちづくりに関心を持ち、自ら参加し、様々な主体と連携しながらまちづくりのビジョンを定め、共有してまちづくりを進めていく。

さらに、まちづくりの状況を踏まえた情報を提供し、個々人のまちづくりへの関心を高め、景観をはじめとする緑・環境、安全・安心などに配慮した住民の発意による地域単位のまちづくりを支援していく。

(1) 参加に基づく計画的なまちづくりの展開

まちづくり条例*に定められた、まちづくりへの提案や意見提出など市民参加の制度の周知とともに活用を促し、地域特性に合った地域ごとのまちづくりを進める。また、時代や環境の変化などに的確に対応し、まちづくりに関する施策を効果的に推進していくため、運用の実績を踏まえながら、まちづくり条例*の必要な見直しを行っていく。

(2) まちづくりに関する情報の共有化と支援制度の充実

地区計画*や地区まちづくり計画*などを活用し、地区単位のきめ細かいまちづくりを進めていくため、市民が行うまちづくりを支援する制度を充実させるなど、市民ニーズに合った制度を検討していく必要がある。そのため、まちづくりに関する個別計画や個別事業の進捗状況に関する情報提供を行い、市民などのまちづくりに関する意識を高め、ビジョン策定に向けたまちづくり活動を支援する。まちづくりを支援する制度については、(一財)武蔵野市開発公社*

のまちづくり支援業務の拡充を視野に入れ、市民やまちづくりに関する団体などの意見も踏まえ、有効な具体策を検討する。

(3) 土地利用の計画的誘導

都市計画マスタープラン*に基づき、地域特性に合った土地利用を誘導していく必要がある。特に、「特定土地利用維持ゾーン*」について、引き続き特別用途地区*の導入について検討を進める。また、公共公益施設の老朽化対策や機能更新により現状の土地利用に課題が生じる場合は、施設の必要性や周辺環境を考慮した適切な土地利用の誘導を進める。

(4) 調和のとれた都市景観の形成

魅力ある景観形成を図るため、都市計画マスタープラン*で示されている景観まちづくりの方針を踏まえ、目指すべき将来像のイメージをより具体化した景観ガイドラインを周知・共有し、市民による景観まちづくりを促進する。開発事業者に対しては、まちづくり条例*に基づく協議などを進め、誘導による景観まちづくりを展開していく。



景観ワークショップ

基本
施策

2

都市基盤の更新

上下水道や道路などの都市基盤は市民生活や経済活動に欠かせない施設であり、その継続的な安定性や持続可能性が求められている。本市は、早期に市の全域が市街化されたため、高度成長期に整備された都市基盤は更新時期を迎えており、また、近年の集中豪雨による浸水被害や東日本大震災の発災などを踏まえた防災機能の重要性、老朽化した施設の安全対策の必要性などが高まっている。そのため、中長期的な財政状況や社会情勢の変化などを踏まえた計画的・効率的・効果的な更新や維持管理を実施する。

(1) 持続可能な都市基盤の構築

道路、上下水道や公園などの都市基盤は、施設の安全性の確保と質を維持するために、施設の長寿命化、計画的な維持管理・更新による事業費の軽減と平準化を図る。

(2) 計画的・効率的な道路施設管理

道路については、今後策定予定の「道路総合管理計画（仮称）」において各施設の特性、路線の重要度や近隣自治体の管理状況を考慮して、今後の管理水準を明らかにするとともに、様々な手法の活用による計画的・効率的な管理を実施する。なお、施設の更新にあたっては、環境やバリアフリーなどの視点に配慮して推進する。

(3) 建築物の適正な維持管理、安全対策の推進

不特定多数の人が利用する施設や雑居ビルなどでの火災、エレベーター・エスカレーターなどの建築設備や外壁落下などの事故を未然に防止するために、定期報告制度など諸制度を積極的に活用するとともに、警察、保健所、消防などとの合同査察や民間関係機関との情報共有な

どをはじめとした関係機関との連携強化を図りながら、建築物の適正な使用、維持管理の指導を行い、安全対策の推進に向けて継続的な取り組みを行う。また、安全で秩序あるまちづくりを進めるために、巡回・情報収集などによる違反行為の未然防止や違反建築物の是正などについて対策の徹底を図る。

基本
施策

3

利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備

本市は、地域公共交通機関が発達した利便性の高い都市である。高齢社会の進展に対応するため、歩行者重視の視点により、誰もが安全で快適に移動できるよう、各交通機関などとの連携を深め、さらなる交通環境の向上を推進していく。

また、平坦な地形であることから環境に優しい移動手段である自転車が多く利用されている。しかし、市内で発生した自転車が関与する交通事故の割合が都内の平均と比べて高くなっているなど、様々な課題が生じている。走行環境の整備といったハード面とともに、都や近隣自治体、警察などの様々な主体との広域的な連携を含めた交通ルールやマナーの啓発、保険加入の推奨などソフト面での取り組みも行い、より安全で快適な交通環境整備を進めていく。

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

バリアフリー基本構想*に位置付けられている特定事業計画に基づき、高齢者や障害者、子ども連れの人などすべての人に配慮した建築物や公園などのバリアフリー化を引き続き推進していく。また、これまでの実績を踏まえて同基本構想の評価を行い、見直しを検討する。なお、多くの利用がある鉄道施設へのホームドア*設置など、民間事業者との協議を行い、事業推進を

促していく。

(2) 歩いて楽しいまちづくりの推進

市内には魅力のある地域資源が多数あり、回遊することによってまちの魅力を直接感じることに楽しさとなり、来街者の増加にもつながる。そのため、歩行者を重視した安全で楽しい歩行空間づくりを推進し、回遊性の向上を図っていく。

(3) 交通環境の整備と公共交通機関の利用促進

移動には、徒歩、自転車、自動車、バス・タクシーなどの公共交通機関など様々な手段がある。さらに本市ではバス交通を補完するムーバス*のネットワークも構築されており、交通不便地域の解消が図られている。引き続き公共交通機関の利用を促進するとともに、各移動手段がスムーズに連携する交通環境の整備を、市民交通計画に基づき推進する。

(4) 自転車利用環境の整備と交通ルール・マナーの啓発

交通ルールやマナーを守らない自転車の危険運転や重大事故が社会問題となる中、平成 27 年に自転車運転者への罰則強化を盛り込んだ改正道路交通法が施行された。学校や警察との連携により、市域を越えた取り組みや事故再現型の講習会などを実施するとともに、効果的な新しい取り組みを検討しながら、今後も継続して交通ルールの周知徹底やマナーの向上を図る。

歩行者・自転車・自動車が共存できるよう、本市の実情に即した自転車走行空間の整備を進めるための「自転車走行空間ネットワーク計画*」を策定する。

自転車駐車場については、整備が進み一定程

度充足してきているが、今後も不足するエリアを中心に引き続き整備を進める。また、短時間無料制度、フリーゾーン*、総合満空表示盤の導入などにより、既存自転車駐車場の有効活用を促進する。



自転車安全教室

基本
施策

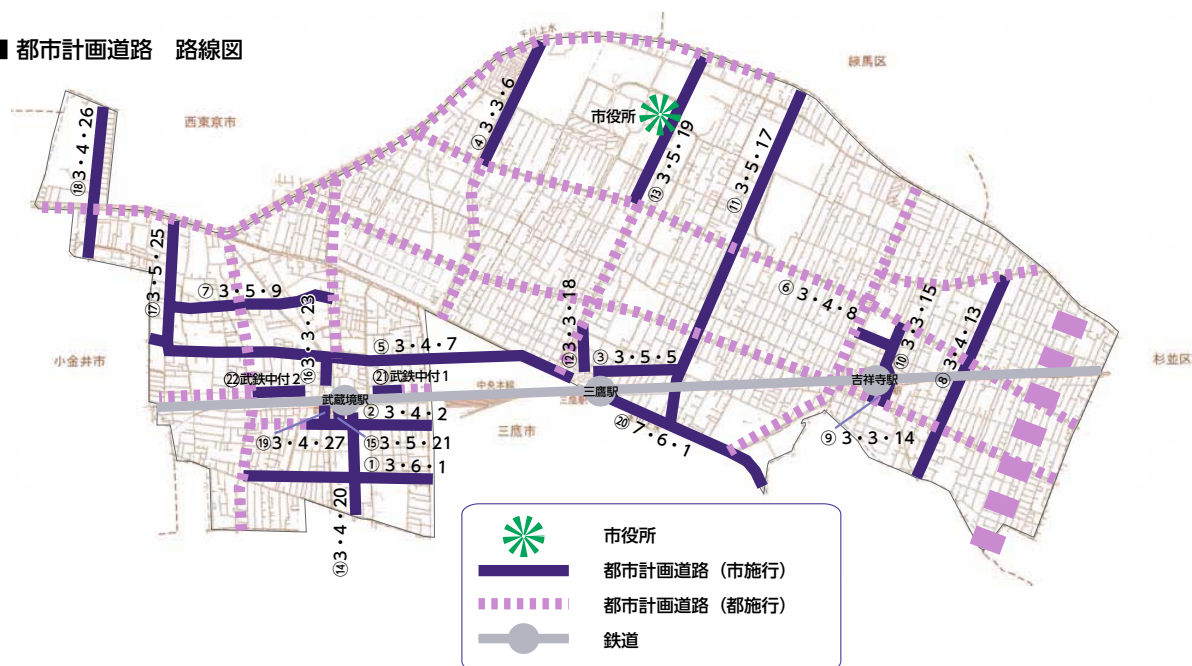
4

道路ネットワークの整備

本市の都市計画道路*の整備率は約 61%にとどまっており、休日などには吉祥寺をはじめとした駅周辺において交通渋滞が発生し、それに伴い周辺の生活道路を抜け道として利用するなど、渋滞を回避するための通過交通が流入している。また、東西方向の幹線道路の大部分は歩道幅員が十分に確保されておらず、歩行者や自転車が安全で快適に通行するための環境整備が図られていない。今後の社会情勢や交通需要などを考慮するとともに道路ネットワークとしての必要性や優先度を踏まえて、さらに整備を推進していく。

整備を推進するにあたっては、歩行者、自転車及び自動車の共存の観点踏まえつつ、歩行者空間の充実、景観への配慮、スムーズな交通網の確立による騒音・大気汚染の抑制、防災性の向上、沿道市街地の住環境などに配慮した道路づくりを進める。

■ 都市計画道路 路線図



■ 都市計画道路（市施行）

平成28年3月31日現在

図対 番号	都市計画道路番号 名称	幅員m	計画 延長m	施行済 延長m	施行率 延長比%	当初計画決定 年月日
①	3・6・1号 下連雀境南線	11	1,110	1,110	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
②	3・4・2号 三鷹駅南口寺南線	16	750	750	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
③	3・5・5号 三鷹駅八丁通り線	15	520	520	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
④	3・3・6号 調布保谷線	25	770	770	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑤	3・4・7号 三鷹駅国分寺線	16 (12)	2,540 (590)	2,540 (590)	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑥	3・4・8号 吉祥寺本町線	16	230	230	100.0%	昭和39年10月23日 建設省告示3,030号
⑦	3・5・9号 水吐桜堤線	12	980	980	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑧	3・4・13号 井の頭本田線	16	1,330	0	0.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑨	3・3・14号 吉祥寺駅南口線	22	50 (広場 1,900)	50	100.0% (広場 0.0)	昭和39年10月23日 建設省告示3,030号
⑩	3・3・15号 吉祥寺駅北口線	22	240 (広場 10,400)	240 (広場 10,400)	100.0%	昭和39年10月23日 建設省告示3,030号
⑪	3・5・17号 下連雀秩父通り線	12 (12～18)	2,160 (194)	1,820 (194)	84.3%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑫	3・3・18号 三鷹駅北口線	22	320 (広場 6,050)	320 (広場 6,050)	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑬	3・5・19号 中央通り線	15 (16) (22)	960 (270) (180)	960 (270) (180)	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑭	3・4・20号 野崎武蔵境駅南口線	16 (20)	590 (60) (広場 6,200)	590 (60) (広場 6,200)	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑮	3・5・21号 武蔵境駅境南線	15	60	60	100.0%	昭和45年4月28日 武蔵野市告示第44号
⑯	3・3・23号 武蔵境駅北口線	22	160 (広場 6,700)	160 (広場 6,700)	100.0%	昭和61年8月12日 東京都告示第876号
⑰	3・5・25号 桜堤中央通り線	12	740	740	100.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑱	3・4・26号 新小金井久留米線	16	920	0	0.0%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
⑲	3・4・27号 寺前境南線	16	150	0	0.0%	平成6年5月11日 東京都告示第599号
⑳	7・6・1号 三鷹駅万助橋線	10	1,140	400	35.1%	昭和37年7月26日 建設省告示1,776号
㉑	武鉄中付1	6～13	70	70	100.0%	平成6年5月11日 武蔵野市告示第38号
㉒	武鉄中付2	10.5	300	300	100.0%	平成6年5月11日 武蔵野市告示第38号
	合 計		16,090	12,610	78.4%	

(1) 生活道路の整備

身近な公共空間である住宅地内の生活道路については、歩行者重視の視点により、安全性や快適性を重視した整備を進めていく。また、警察などの関係機関との連携や市民の協力のもと、交通規制、交通ルール及びマナー向上などの取り組みを推進し、歩行環境の整備を図っていく。

(2) 都市計画道路ネットワーク整備の推進

市内の都市計画道路網は、市施行分に対して都施行分の整備率が低く、南北方向に比べて東西方向の整備が進んでおらず、計画決定から未だに事業化に至らない未着手路線が多く残されている。特に、五日市街道、井ノ頭通り、女子大通りなどは地域間を結ぶ東西方向の幹線道路であることから、早急な事業化について引き続き都へ要請を行っていく。

道路ネットワークとしての必要性や優先度を踏まえ、都市計画道路*の整備方針において、優先整備路線に位置付けられた幹線道路については、都と協力して事業を推進していく。また、未着手路線を対象に必要性の検証などを継続的に行う。

(3) 外環への対応

市内が大深度区間となっている都市高速道路外郭環状線*については、生活道路への交通の影響、大気質や地下水などの環境への影響、工事期間中や開通後の安全性などに対する市民の不安や懸念を払拭するため、今後検討していく課題とその解決のための「対応の方針」の確実な履行と適時適切な情報提供を国に要請していく。

外郭環状線の2*については、地域の安全性の確保、交通環境の改善などとともに、地域分断や住環境の悪化などの課題もあり、総合的な検討が必要となる。今後も市は地域住民の意見を十分に尊重するとともに、沿線地域との連携などを図り、都に対応を求めていく。

基本 施策

5

下水道の再整備

下水道施設の老朽化による機能低下、大規模地震による下水道の機能不全や都市型浸水は、市民生活や都市機能に重大な影響を及ぼす。また、下水道の終末処理場を持たない本市は、今後も様々な施設の整備に関わる多額の負担金が発生することになる。これらの課題に対応していくために、下水道事業の健全かつ計画的な運営が求められており、これまでも、一般会計からの繰り出し基準の厳格化、下水道総合計画の改定や下水道整備基金の設置などを行ってきた。今後も、官公庁会計から公営企業会計への移行など持続可能な下水道経営に向けた取り組みを推進するとともに、様々な施策・事業を組み合わせ、市民、事業者と連携しながら水循環都市の構築を目指す。

(1) 下水道施設機能の維持・向上

下水道総合計画に基づき、管きよの再構築や重要な幹線管きよ等の耐震化などに取り組み、下水道施設の機能の維持・向上を図るとともに、対処療法的な維持管理から予防保全型へ転換していくなど、今後実施すべき事業を着実に実現していく。吉祥寺駅周辺地区での臭気問題は、まちのイメージにも関わる課題であり、ビル所有者等とも連携しながら対応を進めていく。



下水道管再生工事

(2) 持続可能な下水道経営

施設の更新等で将来的に事業費の増加が見込まれる中、節水機器の普及等により有収水量は減少傾向にあり下水道の使用料収入の維持が難しい状況にあるなど、財源の確保が課題となる。今後も安定した下水道サービスを提供していくため、施設整備コストの縮減や基金を活用した市債の抑制を行い、中長期的な財政計画と使用料について定期的な見直しを行う。

(3) 水循環型社会の構築

都市化の進展により雨水は地下に浸透せず、その多くが下水道に流入し、処理されている。このことが一因で、集中豪雨等による都市型浸水に対するリスクが増大している。またその他にも、本市が水道事業の水源として地下水を汲み上げ消費していることや井の頭恩賜公園等の湧水量が減少していることなどを水の循環という仕組みとともに、市民にわかりやすく説明しながら、下水道総合計画に掲げた水循環都市の構築を全市民的課題として推進していく。

基本 施策

6

住宅施策の総合的な取組み

本市では、まちづくりや福祉的な視点を踏まえて住宅施策を総合的に推進しているが、少子高齢化社会の進展に備え、子育て・福祉分野などとの連携の強化を図り、住宅施策を総合的かつ体系的に推進していく。公的・民間住宅供給事業者などと連携し、既存の住宅ストックなどの利活用を進めるとともに、多様な世代や世帯に適應する住まいづくりを推進する。なお、空き家については現状を把握し、総合的な取り組みの必要性を検討する。また、良好な住環境の確保に向け、分譲マンションの円滑な建替え・改修の促進や適切な維持管理に関する支援を進めていく。

(1) 計画的な住宅施策の推進

安全・安心で質の高い住まいや住環境づくりなどの住宅施策をまちづくりや福祉などの視点も踏まえ、関連団体などとの連携も図りながら、総合的、計画的に進めていく。また、高齢者などの住宅確保に配慮を要する世帯に対し、民間賃貸住宅への入居支援事業等を推進していくとともに、市民全体の公平性や施設管理の効率性を踏まえて、市営住宅や福祉型住宅の管理・運営を引き続き行っていく。

(2) 多様な世代・世帯に適應する住環境づくり

市民の誰もがライフステージやライフスタイル、世帯構成に応じた住まいの選択ができるように、(一財)武蔵野市開発公社*と連携し、住み替えを支援する制度の利用促進を図っていく。また国や都が行う多様な住宅の供給に関する制度について、関係機関と連携を図り、市民や事業者等への情報提供を行っていく。

(3) 良好な住環境づくりへの支援

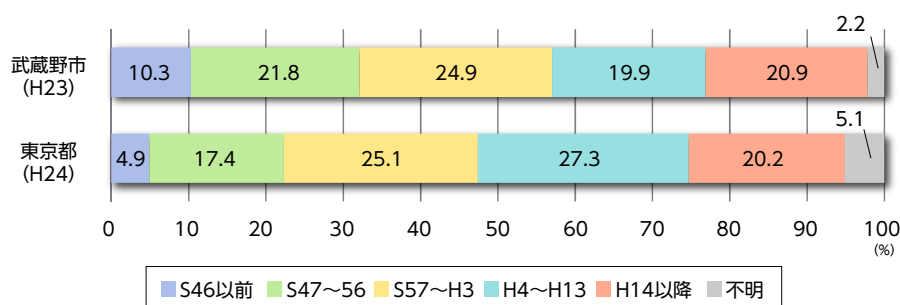
良好な住環境を維持・創出していくためには、開発事業者への指導を行うとともに、専門家や関連団体と連携を図っていく。

特に、本市では旧耐震基準で建設された分譲マンションの割合が都平均を上回っており、大



分譲マンション管理セミナー

■ 建築の時期別マンションの割合（武蔵野市・東京都）



規模修繕や建替えなどが必要な建築物が今後ますます増加していくことが予想される。しかし、区分所有者間での合意形成の難しさや高齢化などによる管理組合の担い手不足など多岐にわたる課題があるため、引き続き専門家派遣や耐震化助成などを実施し、必要に応じて支援策の拡充を図る。また、これらの支援を効果的に行うために、管理組合などとの連携を図る仕組みづくりを検討する。

併せて、防災・防犯、子育て、地域福祉活動などをきっかけとしながら、マンション居住者が地域とのつながりを持てる仕組みづくりについて研究する。

基本 施策

7

三駅周辺まちづくりの推進

まちの魅力を高めていくため、それぞれの個性を活かした三駅周辺のまちづくりを推進する。

(1) 吉祥寺駅周辺

吉祥寺駅の大改修が行われ、駅周辺の大型商業ビルの建替えもあり、これらの変化をさらに魅力あるまちづくりにつなげていく必要がある。特に近接する井の頭公園などの観光資源を活かしたまちづくりを進めるとともに、老朽化建築物の建替え促進、交通環境の改善、市有地の有効活用などの対応を急ぐ必要がある。そのため、進化するまち「NEXT－吉祥寺」プロジェクト*

に基づき、駅前広場やまちの軸となる道路の整備など、エリア特性を活かし、回遊性の充実、安全・安心の向上を目指したまちづくりを推進する。なお、進化するまち「NEXT－吉祥寺」プロジェクト*の後期計画の進捗を踏まえ、上位計画である吉祥寺グランドデザイン*の改定についても検討する。

①交通環境の整備

駅南口のパークロードの頻繁なバス往来による危険な歩行者環境を改善し、歩行者優先化を図るため、南口駅前広場の整備を進めるとともに、井ノ頭通り、北口駅前広場及び周辺道路を含む総合的な交通体系を研究・検討し、駅周辺部の交通課題の解決を図る。

②エリア特性を活かしたまちづくり

進化するまち「NEXT－吉祥寺」プロジェ



吉祥寺駅北口

クト*に基づきエリアごとの特性に応じたまちづくりを推進するとともに、全体の回遊性を向上させることで、まちの活性化及びブランド力の維持・向上を図る。

パークエリア内の武蔵野公会堂は老朽化が進んでいるが、公会堂敷地の利活用はまちづくりのうえで大きな要素となることから、駅周辺街区を含めた利活用について検討を進める。イーストエリアについては、これまでの環境浄化の取り組みやまちのにぎわい創出を踏まえ、暫定自転車駐車場として使用している市有地の新たな土地利用の検討、整備を進め、エリア全体の活性化を図っていく。

セントラルエリアやパークロード沿道をはじめとする建築物の老朽化が進んだエリアについては、建物更新を促進するための方策を検討する。



吉祥寺駅南口

(2) 三鷹駅周辺

緑豊かな駅前広場を中心とした商業・業務地と良質な住宅街が近接する三鷹駅北口地区の目指すべきまちづくりの方向性について、地域住民や商業者などの意見を踏まえ、玉川上水の水や緑などの地域資源の活用を含めて「三鷹駅北口街づくりビジョン* (仮称)」を策定する。ビジョン策定後は、位置付けられた方向性の実現に向けて、地域住民や商業者などとの協働のもと事

業を推進していく。

① 交通環境の整備

駅前広場は暫定整備によって交通動線の交錯などが改善されているが、補助幹線道路*の完成を見据えた駅周辺の交通体系のあり方について検討を進めていく。

② 土地利用

駅周辺の土地利用については、駅前地区にふさわしく、活気があり魅力的な街並み形成に向けた方策を検討し、地域住民や土地所有者、事業者、商業者などと連携・協力してまちづくりを推進していく。低・未利用の市有地については、「三鷹駅北口街づくりビジョン* (仮称)」を踏まえ、有効活用を検討していく。



三鷹駅北口

(3) 武蔵境駅周辺

鉄道連続立体交差事業が完了し、水と緑を活用した「うるおい」、人々の「ふれあい」、まちの活性化「にぎわい」をコンセプトに、武蔵境らしい駅前空間の創出に取り組んできた。北口駅前広場や駅周辺の道路などの都市基盤の整備が完了した後も、鉄道高架下の利活用の促進や区画道路の整備、南北一体のまちづくりをさらに推進していく。

①交通環境の整備

北口駅前広場や周辺の幹線道路の整備は概ね完了している。今後も駅周辺の区画道路の整備を着実に進め、防災機能や利便性の向上を図る。

②さらなるまちのにぎわいに向けた取り組み

鉄道連続立体交差事業により生まれた高架下の空間の整備により、新たなにぎわいが創出されている。残された鉄道高架下や隣接する市有地については、さらなる駅周辺のにぎわいや魅力的な空間の創出に取り組んでいく。また、市民の利便性を考慮し、武蔵境市政センターを移転する。



武蔵境駅北口駅前広場

基本
施策

8

安全でおいしい水の安定供給

本市は多摩 26 市の中で、単独で水道事業を行っている 3 市しかない自治体の 1 つである。水道は日常の市民生活と都市活動、災害時の「生命の水」として最も重要なライフラインであり、常に安全で確実な事業運営が求められている。

水道事業を開始してから既に 60 年が経過しており、老朽化した施設は更新時期を迎えている。安全でおいしい水の安定供給を行うため、浄水場施設や水源施設の適正な維持管理や配水管網の更新、耐震性の向上を引き続き計画的に進めていく。

また、将来にわたって、平時のみならず災害時や事故発生時においても水道水を安定して供給できるよう、早期に都営水道との一元化*を図る。

(1) 水の安定供給

配水管については、「配水補助管更新計画」に基づき、耐震性の低いものから重点的に更新している。今後も引き続き整備を進め、耐震化率の向上を図る。

また、円滑で効率的な水運用のため「施設整備保全計画」に基づき、経年劣化した浄水場及び水源施設の維持・更新を行うとともに、直結給水方式*の普及により、安全でおいしい水の安定供給を図る。

(2) 都営一元化に向けた取り組み

本市の水道施設は、バックアップ機能が十分に整備されておらず災害や事故で被害を受けた場合、大規模な断水の恐れがある。バックアップ機能を強化するとともに、将来にわたり水道水の安定供給を可能とするため、早期に都営水道との一元化*を図る。

■ 主な事業の実施予定及び事業費

主な事業	事業費（単位：百万円）				
	H28	H29	H30	H31	H32
都市計画マスタープランの運用					5
道路の景観整備の推進	377	377	377	377	377
道路総合管理計画（仮称）の策定と計画的な維持管理の実施	8				
バリアフリー基本構想に基づく事業の推進				2	2
市民交通計画の推進					
区画道路の整備の推進	332	332	332	332	332
下水道施設の機能の維持・向上					
水循環型社会の構築	45	14	14	14	6
分譲マンションの適切な維持管理等への支援	1	1	1	1	1
吉祥寺駅南口駅前広場の整備	4	1,500	1,500	1,500	200
吉祥寺駅南口周辺再整備基本構想の検討	2	3	3		
吉祥寺東部地区の区画道路の整備と沿道まちづくりの検討		300	300	300	300
三鷹駅北口街づくりビジョン（仮称）の策定と事業化の検討	2	3			
公民連携による武蔵境駅北口市有地の活用（武蔵境市政センターの移転）					
配水管網整備の推進	355	300	300	300	300
都営一元化に向けた取り組み	19				

※事業費については、新規事業と建設事業を除きレベルアップ分を記載し、未定もしくは経常経費は空欄とした。

VI 行・財政

第五期長期計画の施策の大綱（議決事項）

1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進

市民ニーズを的確に市政に反映していくため、市民参加の拡大を図っていく。個々の市民、NPOなどの多様な団体、各種の事業者と行政が、お互いを尊重し、補い合いながら、柔軟に連携・協働することで公共課題の解決に取り組んでいく。

2 市民視点に立ったサービスの提供

様々な主体により多様な公共サービスが提供されており、公共サービスの量自体も増加しているため、公共サービスを提供している各主体との連携を強化していく。

3 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり

市政における透明性をさらに高めていくため、情報公開・情報発信の方法を見直し、包括的、総合的に展開していく。今後も、広聴機能を充実し、市民と行政のコミュニケーションを一層活発化させるとともに、広報活動と広聴活動との連携を深めていく。

4 公共施設の再配置・市有財産の有効活用

公共施設は、老朽化が進んできており、保全整備による耐用年数の延伸や、現有資産をできる限り有効に活用しながら、30～40年先を見据えた公共施設の配置を行うとともに、計画的な建替えを行っていく。

5 社会の変化に対応していく行財政運営

健全財政を維持しつつ引き続き質の高い行政運営を行うとともに、経営感覚を重視しながら社会の変化に柔軟に対応するため、行財政改革を推進していく。リスク管理も含めた組織マネジメント力を強化していく。また、財政援助出資団体のあり方について検討する。

6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営

これまで培ってきた知識や技術を継承するとともに、職員一人ひとりの能力の向上と、その能力を活かせる組織・人事制度の構築及び組織風土の醸成に取り組む。

この分野の施策は、各分野の施策を着実に推進するための体制づくりと、当面は健全な財政状況であるが、社会保障費の増加や公共施設等の更新により、今後厳しくなると見込まれる財政状況を鑑み、持続可能な市政運営を行っていくことを目的とする。

その基礎となるのは「市民自治の原則」である。様々な地域課題を解決するために積極的な市民参加を促し、行政、市民、民間事業者など多様な事業主体との連携と協働を推進する。また社会経済状況の変化に対応しながら、市民ニーズも取り入れつつ、公共施策の「選択と集中」を進め、持続可能な市政運営を図る。

基本
施策

1

市政運営への市民参加と多様な
主体間の柔軟な連携と協働の推進

第五期長期計画に記載した基本的な考え方の1つである「市民自治の原則」は、地域について市民が自ら考え行動し責任を負うことであり、市民参加はその表れである。個人の価値観の多様化とともに公共課題も複雑化する中、行政だけで市民ニーズや地域ニーズに応えていくこと

は難しくなってきた。市と市民、事業者などがそれぞれ責任を負うべき領域や補い合う領域を明確にし、柔軟に連携と協働を推進することで、公共課題解決に取り組んでいく。

(1) 市民参加のあり方の追究

市民自治の推進には、市政運営の基軸となる各種計画の策定や事業実施への市民参加が不可

欠である。これまでも武蔵野市方式による長期計画の策定をはじめ、市民の意見を的確に市政に反映していくため、多くの市民、関係者や関係団体等の参加がなされてきた。「市民参加」の手法が形骸化することがないように、意見を聴取するタイミングなどを工夫し、また一部の市民の参加に留まらないよう配慮するなど、常に新しい時代の市民参加のあり方を追究する。

民主主義の根幹となる選挙については、積極的な投票参加を促すため、投票環境の向上に努めるとともに、選挙権年齢の引き下げに伴い、児童生徒への主権者教育を推進し、政治や選挙に対する意識の醸成を図る。



模擬投票

(2) 連携と協働の推進

様々な事業主体による活動が盛んになることは、まちの活性化や公共課題の解決につながる。市民活動団体をはじめとする多様な事業主体間の連携及び協働を促進するために、情報の共有化を図り、ネットワークを構築する。

また、生涯学習支援機能や市民活動支援機能を有する武蔵野プレイスは、多様な事業主体間の連携を充実させていく核となり得る施設である。来館者やイベント参加者が、参加する側から担い手側にも移行していけるよう働きかけを行うとともに、多様な事業主体間の連携が促進されるよう積極的な支援を行う。

(3) 市政運営に関する基本的なルールの体系化

地方分権の推進により、地方自治体の判断と責任において、地域の実情に合った独自性のある市政運営を展開することがより重要となっている。

市民自治を原則とした市政運営を行っていくために、市民から信託された議会及び市長が果たす役割や責務についての基本的な考え方を整理し、市民参加の手法も体系的に整備していく必要がある。そのため、市民意識の醸成に努めるとともに、市議会とも協議を進めながら、市政運営の基本原則と根幹となるルールについて、条例化を含めて検討する。

基本 施策

2

市民視点に立った サービスの提供

社会経済状況の変化などにより、公共サービス*は多様化し、同時にその提供範囲は拡大している。行政が直接行うサービスについては、行政の役割を見極め、効率的で効果的に提供していく必要がある。

今日、様々な主体により提供されている公共サービス*を、市民がより有効に活用するために、公共サービス*の提供主体との連携を一層進めていく。

(1) 効率的、効果的な公共サービスの提供

様々な主体により多様な公共サービス*が提供されている中、行政に求められる役割は、地域社会の活力が最大限に発揮されるよう、それぞれのサービスの担い手や受け手を支えるとともに、各主体をつなぎ、その活動を支援することである。本市がやるべきことを見極めながら、業務の標準化や外部化等により行政組織のスリム化に取り組みつつ、社会全体での公共サービス*の量的拡大と質的向上を図る。また、事業実

施後は、その効果を検証し、必要に応じて事業の見直しを行うなど効率的・効果的に必要なサービスを提供できる取り組みを推進する。

(2) 近隣自治体との広域連携の検討

これまでも周辺自治体との防災協定や公共施設の相互利用等を行っているが、今後の公共施設の建替え等を見据えて、広域的に施設配置を考える必要がある。窓口サービスの相互利用など、近隣自治体も含めた地域全体で連携できる仕組みを検討する。

(3) 行政サービスの提供機会の拡大

多様化する市民の要望に対応するため、コンビニエンスストアでの各種証明書の発行など、市民の利便性を高める方策を検討する。

マルチペイメントネットワーク（多様な支払手段を可能とする回路網）を活用したペイジー（Pay-easy）*納付を導入するなど、納税者の利便性を向上させる仕組みを構築していく。

(4) 社会保障・税番号制度への対応

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）*については、個人情報の十分な安全性を確保し、法律に基づき制度実施を図る。なお、市独自の番号利用については、マイナンバー制度の安定化が図られた後、市民サービス向上のための制度利用という観点で検討していく。

基本
施策

3

市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり

市民一人ひとりに必要な市政情報を迅速にわかりやすく届けていくこと、市民ニーズを的確に把握し、真摯に対応することは、市民と行政との相互理解を深め、市政への信頼につながる。多様な広報媒体の活用による情報発信を進めるとともに、市民やマスコミなどの力により、積

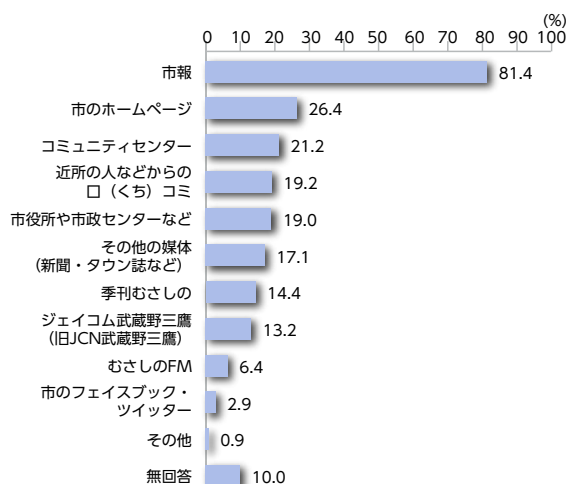
極的かつ戦略的な広報活動も推進していく。また、市民とのコミュニケーションを活性化し、様々な機会を捉えて地域の課題を把握し、市民とともに解決していく。また、そのための体制整備も行う。

(1) 総合的な市政情報提供の推進

市民の生活様式が多様化し、市の発信する情報量も増加する中、様々なニーズを持つ市民の求める市政情報を整理し、提供していく必要がある。特に、災害時等緊急時においては、速報性と公平性も配慮しつつ、適切な情報提供を図る必要がある。

既存の情報提供手法も含め、インターネット環境や情報伝達媒体の変化を見据え、多様な情報提供媒体を活用するとともに、災害時等に備えた情報発信体制も構築する。また、様々な情報を整理し、必要とする層に求める情報を届ける仕組みづくりについて検討を進め、市政情報を適時的確に発信する体制を整える。

■ 市政情報の入手手段



資料：武蔵野市民意識調査報告書（平成 27 年 3 月）

(2) 積極的な情報発信と市民ニーズの把握

市政に関する情報は、様々な媒体を活用して発信しているが、市民による新しい視点の提案が活発に行われるよう市政情報をわかりやすく、

分析・活用しやすい形で積極的に提供する。特に予算や財務状況は市政運営の根幹をなすものであることから、新しい地方公会計制度*による財務諸表等を活用するなど、市民によりわかりやすい内容や方法で公表を行う。

また、市民ニーズを的確に把握し、市政に反映させるため、タウンミーティングや市民意識調査など様々な手段の充実を図る。市民意見や課題については、市民と市が共有し、ともに協力しながら課題を解決していく。



タウンミーティング

基本 施策

4

公共施設の再配置・市有財産の有効活用

社会生活を支える学校や道路など公共施設等の更新時期を迎え、膨大な費用負担が想定される中、計画的な更新が必要となっている。そのため、これまで積み立てた基金や市債の活用、将来的にも利活用が難しい市有地の売却等による歳入の確保に努め、持続可能な財政運営を図る。しかしながら、財政状況が厳しくなることは避けられず、公共施設等の質と量の全体最適化を図るため、総合的な計画を策定する。

(1) 総合的・計画的な公共施設等マネジメントの推進

将来にわたり健全な財政運営を維持すると

もに、安全で時代のニーズに合った公共施設等を整備・提供していくために、公共施設等総合管理計画*を策定する。この計画で長寿命化や総量縮減、整備水準の見直しなど公共施設等の全体のマネジメントに係る「基本方針」、学校や道路など施設類型ごとの維持・更新に関する考え方を定めた「類型別施設整備方針」及び中長期的に期待される維持・更新費用の削減額を「目標」として示し、個々の施設の維持・更新に取り組む。

(2) 市有財産の有効活用

「未利用地・低利用地の有効活用に関する基本方針」を基に、市有財産を有効に活用し、将来的にも利活用が難しい市有地の売却や臨時的な貸付により、管理コストの節減や歳入の増加を図る。

また、高齢者・障害者支援や子育て支援、健康・スポーツ等における民間等による施設サービス提供が期待できる分野において、市が保有する土地に民間サービスを誘致するなど PPP(公民連携)*も視野に入れて活用の手法を検討し、市民サービスの拡充を図る。

基本 施策

5

社会の変化に対応していく 行財政運営

長期的視点に立てば、増加の一途が予測される社会保障費や都市基盤・公共施設の更新を控え、時間の経過とともに市の財政は厳しさを増していくことが想定される。限られた財源の中から、現在の都市基盤などの基本的サービスを維持しつつ、新しいニーズに応えるための財源を確保していくことが求められる。こうした状況の中、持続可能な市政運営を実現していくためには、社会の変化に柔軟に対応していく行財政運営を行っていくことが必要である。

(1) これからの時代を乗り切るための経営力の強化

今後も社会環境や市民の意識、価値観などの変化に対応しながら、適切な公共サービス*を提供していくことが必要である。財源を確保し、人材も含めた様々な政策資源を多面的に有効活用する。経営的視点を持っ的確な政策判断をし、迅速に具体化を進めながら施策の選択と集中を徹底していく。

(2) 健全な財政運営の維持

歳入においては、市税等の徴収率の向上、基金と市債の活用、市有財産の有効活用、行政サービスにおける受益者負担の適正化を図るなど、より一層の歳入確保に努める。一方、歳出においては個々の事業・施策を総合的に考え、その有効性とサービス水準を見直し、新たな事業を生み出す政策再編を進め、資源配分の全体最適を図り、持続可能な財政運営を進める。

また、入札・契約制度改革を継続し、透明性・公平性の確保に留意しつつ、工事請負契約においては、技術力と価格の双方を総合的に評価する総合評価方式(市町村向け簡易型)を導入する。

(3) リスク管理能力・危機対応力の強化

市政運営において想定される様々なリスクを未然に防ぐだけでなく、自然災害等のリスクに備え、日頃から職員のリスク管理に対する意識向上に努める。また、危機発生時の対応力を強化するため、日頃よりリスク事例を共有するとともに、各種マニュアル等の整備を行う。

(4) 財政援助出資団体の統合と自立化

公共サービス*の提供主体が多様化しており、これまで財政援助出資団体*が担うべき役割について検討をしてきた。社会状況の変化に対応し、より効率的・効果的なサービス提供を実現する

ため、(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会及び(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合の準備を進め、(社福)武蔵野及び(有)武蔵野交流センターの自立化を目指す。また、財政援助出資団体*への指導監督や経営改革等の支援、指定管理者制度のあり方については、引き続き研究を続ける。

基本 施策

6

チャレンジする組織風土の 醸成と柔軟な組織運営

多様化、複雑化する公共課題に適切に対応し、市民満足度を向上させるためには、市職員の仕事を通じた満足度の向上が不可欠である。職員一人ひとりの個の力を高めるとともに、チームとしてその能力を活かせる組織・人事制度への変革及びチャレンジする組織風土と公共的経営力の醸成を図る。

(1) 個の能力を活かし組織力を高める人事制度と人材育成

より多くの市民の満足の向上には、それぞれの立場、考えなどを尊重し、前例踏襲や既存制度の枠組みにとらわれない適切な政策・施策をチームとして実現していく力が求められる。そのため、チャレンジが評価につながるような組織・人事制度を実現し、また職員採用時から、評価とフィードバックや研修、自己研鑽などを通じた体系的な人材育成を行っていく。

(2) 効率的・効果的に働くための仕事環境の整備

職場のコミュニケーションの活性化と職員一人ひとりの強みが活かせる仕事環境を整備するため、従来型の勤務スタイルにとらわれない、仕事の仕方を検討する。

国全体の労働政策や民間の動向も踏まえ、長

時間労働は必ずしも大きな成果をもたらさないという観点を持って、ワーク・ライフ・マネジメント*を組織的に推進していく。そのため、タイムマネジメント意識の向上を通じ、多様な働き方、キャリア形成ができる環境を整えていく。

各部門の業務については、市民の利便性の向上や個人情報の保護に留意しつつ、ICT*の利活



ICT を利活用した庁内会議

用を推進するとともに、職員が働きやすい仕事環境の整備について検討する。また、災害時や繁忙期の機動的職員配置*に備え、仕事の手順の標準化、見える化などを進め、効率性や生産性の向上につなげていく。

(3) 今後の自治体のあり方の検討と職員定数の適正化

多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、組織や機構を見直し、増減を含めた適正な職員定数の管理を行う。財政援助出資団体*への職員派遣のあり方については、団体の自立性やガバナンス*を高めるため、各団体の人員体制に配慮のうえ、人的支援は必要最小限にする。

■ 主な事業の実施予定及び事業費

主な事業	事業費（単位：百万円）				
	H28	H29	H30	H31	H32
新しい時代の市民参加のあり方の追究					
自治体運営に関する基本的なルールの条例化検討					
分野の枠を超えた事業の実施と政策再編の推進					
近隣自治体等との広域連携の検討					
総合的な市政情報提供の推進					
広聴の充実及び広報と広聴の連携の推進					
「公共施設等総合管理計画」に基づく施設整備の推進					
「行財政改革を推進するための基本方針」の改定と推進					
新公会計制度（複式簿記会計）の導入	21	5	1	1	1
リスク管理能力・危機対応力の強化					
財政援助出資団体の統合と自立化					
チャレンジする組織風土の醸成	4	4	4		

※事業費については、新規事業と建設事業を除きレベルアップ分を記載し、未定もしくは経常経費は空欄とした。

I 日本経済の動向と 国の財政

日本経済は、長引く景気低迷からようやく抜け出し、緩やかな回復基調にある。平成 27 年 10 月に発表された月例経済報告では、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される」としている。しかし、同時に「中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある」としている。

国の財政状況は、消費税率の引き上げや景気

の回復基調を受けて、平成 27 年には税収は当初予算ベースで平成 24 年度比 12.2 兆円の大増が見込まれ、国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）*赤字対 GDP *比は、平成 27 年度は 5 年前に比べ半減するとしている。

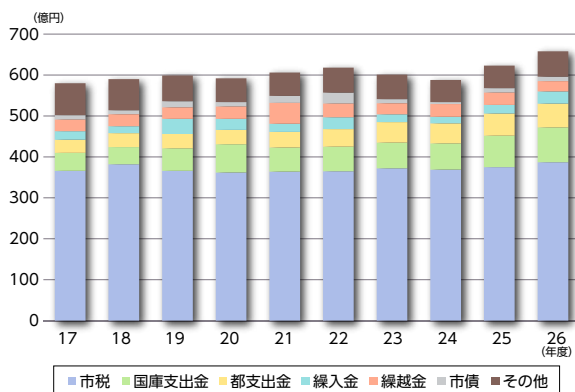
一方、国・地方の平成 27 年度末の長期債務残高*は約 1,035 兆円と見込まれ、国債の返済に当たる国債費が国の予算の 24.3% を占めており、巨額な借入金で財政を圧迫している。今後、人口減少・高齢化の一層の進展が見込まれる中で、社会保障費がさらに増加し現状のままでは立ち行かないことから、政府は、財政健全化目標の達成に向けた「経済・財政再生計画」を策定し、歳出改革に取り組むこととしている。

II 武蔵野市の財政の 状況と課題

本市は、市民の担税力に支えられ、健全な財政を維持している。財政の豊かさを示す財政力指数*は平成 27 年度において、1.434（3 カ年平均）となっている。

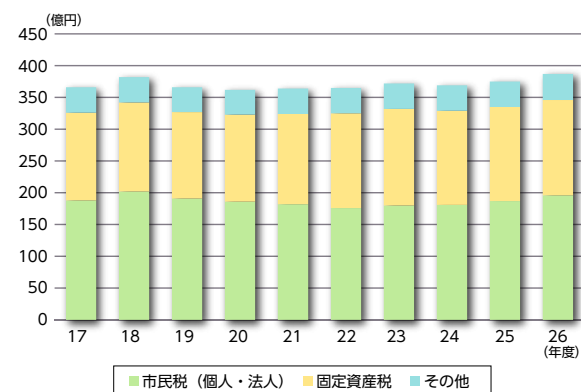
歳入の特徴の 1 つとして、市税が歳入全体の約 6 割を占め、そのうち、約半分を市民税が占めており、こうした財源により健全な財政運営を可能としている（図表 1）。

■ 図表 1 歳入の推移



しかし、個人市民税は税制改正による影響を受けやすく、平成 19 年度には地方税率 10% のフラット化*により約 8 億円が減収となった。平成 22 年度には住宅ローン特別控除の拡充やリーマンショックの影響等もあり、約 9 億 7 千万円の減収となった。また、法人市民税は景気の影響や企業動向の影響を受けやすく、平成 18 年度には 42 億円の税収があったが、平成 21 年度には約半分の 21 億円台となり、平成 25 年度にようやく 30 億円台に達し、平成 26 年度はわずかであるが増収となっている。

■ 図表 2 市税収入の推移



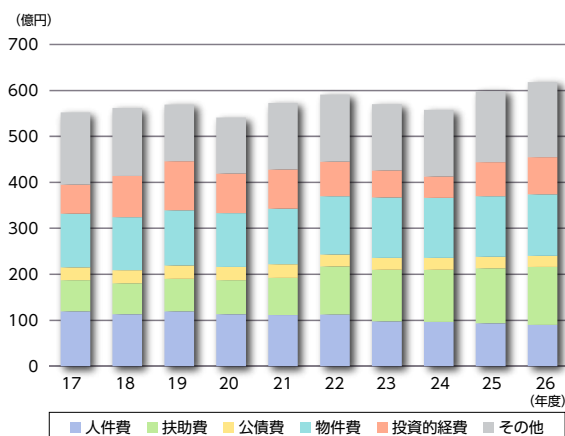
市税収入全体で見れば、平成23年度から平成26年度において、おおむね360億円から380億円台で推移していた（図表2）。

歳出では、義務的経費と呼ばれる人件費、扶助費、公債費が平成17年度決算では214億円であったが、平成26年度には241億円となり、10年間で27億円の増となっている。このうち、人件費は、定数適正化計画の実施による職員数の減や給与改定、各種手当の見直しなどにより、10年間で28億円減少しており、公債費についても市債抑制に努めたことから、3億円の減となっている。一方、扶助費は高齢化の進行、障害者自立支援法の施行・充実、保育需要の増加等により58億円もの増となっている。今後も単身高齢者の増加や子育て支援施策の需要の増加などにより、扶助費の増加が見込まれる。

物件費は、継続的な事務事業見直し等により経費節減に努めたものの、消費税率の改正や民間委託を進めたことで、10年間で14.3%、17億円の増となっている。消費税率の改正などを考慮すると今後もこの傾向は続く可能性がある（図表3）。

投資的経費は、平成20年度から平成22年度にわたる武蔵野プレイス建設工事、平成25年度から新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設工事に着手したことなどから増額となっている。

■ 図表3 歳出性質別の推移

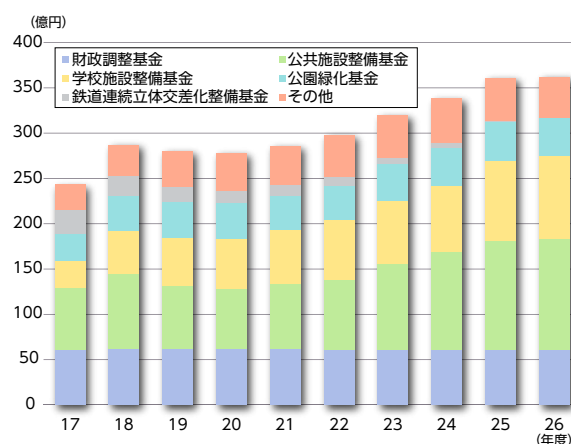


今後は、老朽化する公共施設が順次更新の時期を迎えることが見込まれており、建替えに多額の費用が必要となることが想定されている。

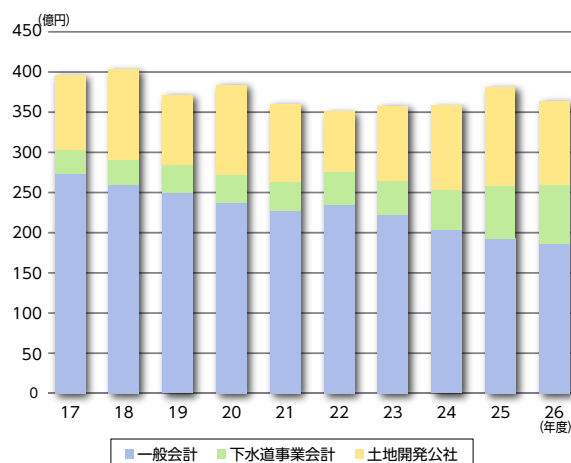
基金については、平成26年度末には363億円となっており、平成17年度と比べ121億円の増加となっている（図表4）。

借入金については、平成26年度末で、一般会計、下水道事業会計、土地開発公社あわせて、365億円で、平成17年度に比べ31億円減少している。土地開発公社は、計画的な借入金の償還に努めているが、必要な土地の先行取得を行った結果、平成17年度末には93億円だった借入残額が、平成26年度末には104億円に増加している（図表5）。

■ 図表4 基金残高の推移



■ 図表5 借入金の推移



市の財政の弾力性を示す指標として経常収支比率*があるが、平成 18 年度は法人市民税の大幅な増により低下したものの、平成 19 年度から平成 25 年度までおおむね 80% 台後半で推移している（図表 6）。平成 26 年度決算における東京都 26 市の平均は 91.6% となっているが、本市では市税及び地方消費税交付金の増により、2.3 ポイント減の 84.7% となった。しかし今後の財政需要を踏まえれば、さらなる低下は難しい。

■ 図表 6 経常収支比率の推移



Ⅲ これまでの実績及び 財政計画の策定の方法と 今後の財政運営について

財政計画は、本市の総合的な行政運営を行うために財源的な裏付けを保障するものであり、第五期長期計画・調整計画は、この財政計画のもとに策定した。

第五期長期計画における平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間の計画額と実績については図表 7、8 のとおりで、歳入、歳出とも計画額より実績額が上回っている。

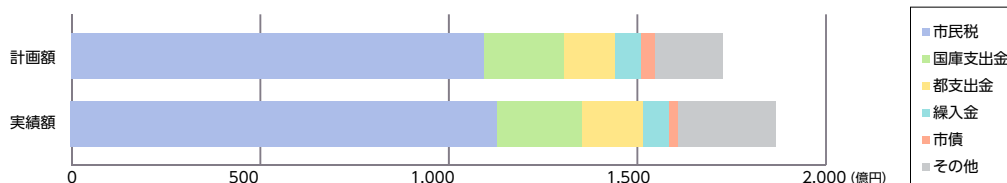
歳入は、平成 25 年度から平成 26 年度において、大型マンション等への転入者が増えたこと

により、個人市民税が計画額よりも増となった。また、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業、平成 25 年度及び平成 26 年度の臨時福祉給付事業、子育て世帯臨時特例給付事業に対する国庫支出金が交付されたことや前年度繰越金の増などが大きな要因である。

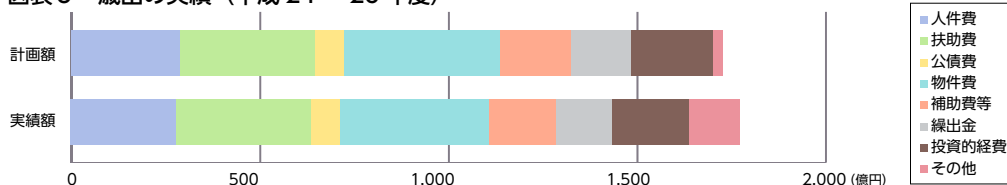
歳出については、計画額では計上していない基金積立金が生じたことによるものである。

第五期長期計画・調整計画の実効性を担保し、規律を持った財政運営を行うため、平成 28 年度から平成 32 年度における財政計画の策定方法は、次のとおりとした。

■ 図表 7 歳入の実績（平成 24～26 年度）



■ 図表 8 歳出の実績（平成 24～26 年度）



- (1) 財政計画は、一般会計について作成する。
特別会計については、各会計の財政計画を作成し、一般会計からの繰出金を推計する。
- (2) 各年度の歳入・歳出は、平成28年度予算編成状況を参考とし、それ以前の決算額や推移も参考にする。
- (3) 財政計画作成時点における税財政制度を前提とし、制度改正が確実なものは当該年度に計上する。ただし、制度改正が確実である場合でも、財源負担等の内容が不明・未決定の場合は、現状の制度にて計上する。
- (4) 計画期間内の各年度にほぼ確実に予定され、見込むことができる歳入・歳出の増減は当該年度に計上する。
- (5) 武蔵野市の将来人口推計（平成26年9月）を加味する。
- (6) 基金残高は、過去の実績から年度ごとの決算予測を行い、基金積立金を算出し計上する。

今後は、大幅な市税収入の伸びは期待できず、

一方で高齢化の進行、子育て支援策の需要の高まり等により社会保障関係費をはじめとする経常的な経費や公共施設等の更新に係る経費が増大していく。このことから、歳入の確保及び拡充を図るとともに、歳出における経常的経費の抑制を行うことが重要課題であり、調整計画期間における財政運営は、次の事項に留意し、取り組んでいく。

- 財政の弾力性を示す基本的な指標である経常収支比率*の低下に努め、今後も90%以下に抑える。この比率を超える場合は、より一層の事務事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルド*の徹底などを行う。
- 市債は、世代間における負担の公平性を図るとともに、将来の過度な財政負担を回避する観点から、一般財源及び基金の充当とのバランスをとり、あわせて市債残高にも留意する。
- 基金は、今後の公共施設や大規模なインフラの更新に備え、経常経費等の抑制により可能な限り積立を行っていく。

IV 財政計画

平成28年度から平成32年度までの5年間の財政計画は図表9のとおりとなる。

歳入のうち市税は、平成28年1月時点の税制をベースに見込んだ。個人市民税は、市内の大型マンション建設等に伴う納税義務者の増等により増収が見込まれ、今後数年間は微増で推移すると想定している。法人市民税は、平成28年度税制改正により税率の見直しが予定されているため、減を想定している。

固定資産税については、地価の動向や新築マンションの建設見込み等から推計した。住宅用

地の負担調整の据置き特例の廃止により、調整計画期間中は本則課税標準額で見込んだため微増すると想定している。家屋については直近5年間の実績値で推計し、全体として微増と見込んでいる。

以上のことから、調整計画期間の5年間の市税は、ほぼ同額の水準で推移すると推計した。

国庫支出金及び都支出金は、経常事業と投資的事業に区分し、それぞれの事業に対して過去の実績から推計した。

繰入金のうち、投資的経費に対する特定目的基金からの繰入額は5年間で88億円とし、市債は5年間で81億円と見込んだ。

歳出については、人件費は給与改定を見込ま

ず、定数適正化計画に基づく職員数、選挙人件費の見込みから推計した。また、退職手当については、定年退職を勘案し推計した。

扶助費は、人口推計やこれまでの決算額の推移に子育て支援施策に係る経費などを加算し、5年間で約13.8%の増と見込んだ。

公債費は、借入条件として3年据置き20年

償還、借入利率1.2%で推計した。

物件費については、平成29年に予定されている消費税率の改定を見込んだうえで、調整計画期間における伸びを5.6%と見込んだ。

補助費等については、平成27年度と同規模と見込んだ。

繰出金は特別会計ごとに策定した財政計画か

■図表9 財政計画（平成28～32年度）

歳入	26年度 決算額	27年度 予算額	28年度 計画額	29年度 計画額	30年度 計画額	31年度 計画額	32年度 計画額	合計額 28～32年度
市 税	387	385	391	392	383	385	386	1,937
国庫支出金	85	82	94	82	83	84	90	433
都支出金	58	56	59	61	61	61	64	306
繰入金	30	20	25	16	15	15	27	98
市 債	11	12	24	12	10	12	23	81
その他	87	74	74	74	76	76	76	376
計	658	629	667	637	628	633	666	3,231

歳出	26年度 決算額	27年度 予算額	28年度 計画額	29年度 計画額	30年度 計画額	31年度 計画額	32年度 計画額	合計額 28～32年度
人件費	91	98	96	92	93	95	96	472
扶助費	126	131	138	143	150	154	157	742
公債費	24	19	19	19	19	17	18	92
物件費	134	144	144	149	150	151	152	746
補助費等	62	68	73	70	70	71	71	355
繰出金	52	57	60	62	65	68	71	326
投資的経費	81	97	130	95	74	70	94	463
その他	48	15	7	7	7	7	7	35
計	618	629	667	637	628	633	666	3,231

■図表10 経常及び資本予算

区 分	26年度 決算額	27年度 予算額	28年度 計画額	29年度 計画額	30年度 計画額	31年度 計画額	32年度 計画額	合計額 28～32年度
経常予算								
収 入	555	571	586	584	582	587	591	2,930
支 出	537	532	537	542	554	563	572	2,768
差 額	18	39	49	42	28	24	19	162
資本予算								
投資的経費	81	97	130	95	74	70	94	463
財 源								
一般財源（経常予算差額）	18	39	49	42	28	24	19	162
国庫支出金	10	18	21	11	9	8	12	61
都支出金	14	10	13	16	14	13	15	71
基金繰入金	28	18	23	14	13	13	25	88
市債	11	12	24	12	10	12	23	81
計	81	97	130	95	74	70	94	463

■図表 11 基金と市債等の残高見込み

(億円)

区 分	26 年度 決算額	27 年度 予算額	28 年度 計画額	29 年度 計画額	30 年度 計画額	31 年度 計画額	32 年度 計画額
基金残高（一般会計）	363	376	387	403	426	448	459
基金残高（下水道事業会計）	1	1	2	2	2	3	3
基金残高合計（A）	364	377	389	405	428	451	462
市債残高（一般会計）	182	177	184	179	172	168	175
市債残高（下水道事業会計）	79	82	90	91	91	91	90
土地開発公社借入額	104	96	106	106	106	96	96
借入金合計（B）	365	355	380	376	369	355	361
基金残高（A）－借入金（B）	△ 1	22	9	29	59	96	101

ら 5 年間合計で 326 億円と推計した。

投資的経費については、計画期間中には新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業、武蔵野市民文化会館改修工事、公共施設の保全工事など、多額の経費を要する事業が予定されている。こうした投資的経費は全体で 463 億円と見込まれ、その財源内訳は図表 10 のとおりである。

基金及び市債等の残高は図表 11 のとおりである。

基金については、決算見込みにおける歳入歳出の差額を積み立てるものとした。決算見込みは図表 9 の計画額にこれまでの 5 年間の決算額から求めた収入率と執行率の平均値を乗じて求めた。こうして算出した結果、平成 32 年度における一般会計の基金残高は 459 億円で、5 年間で 72 億円の増となる。

この計画を基にした平成 32 年度のバランスシートは図表 12 のとおりで、平成 26 年度から平成 32 年度では、固定資産は 320 億円増加し、負債は 7 億円減少する見込みである。一方、正味財産は 424 億円増加すると見込まれる。その結果、資産・負債のバランスは健全な水準を維持できると見込まれる。

なお、財政計画上考慮されなければならない後年度負担である市債等の償還予定表は図表 13 のとおりである。

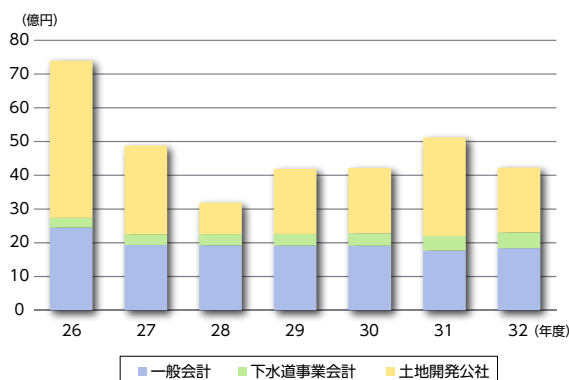
■図表 12

平成 26 年度及び平成 32 年度の予想バランスシート

(億円)

	平成 26年度	平成 32年度	増 減
流動資産	117	117	0
うち財政調整基金	61	61	0
固定資産	2,447	2,767	320
投資その他	340	437	97
うち基金	302	398	96
資産合計	2,904	3,321	417
負債	268	261	△ 7
うち市債	182	175	△ 7
正味財産	2,636	3,060	424
うち国・都支出金	378	502	124
うち積立金	363	459	96
うち資産形成一般財源	1,895	2,099	204
負債・正味財産合計	2,904	3,321	417

■ 図表 13 市債等償還金の見込み



V 長期の財政予測について

現状の社会経済状況、社会保障制度や税財政制度を前提に、武蔵野市の将来人口推計に基づき、平成 57 年度までの長期財政シミュレーションを作成した。なお、公共施設や都市インフラの更新費用は、現状と同様の規模・仕様で更新した場合を想定している。

歳入については、生産年齢人口の減により市税は通減していくと見込む。国庫支出金についても国の財源不足から増は厳しいと見込まれる。

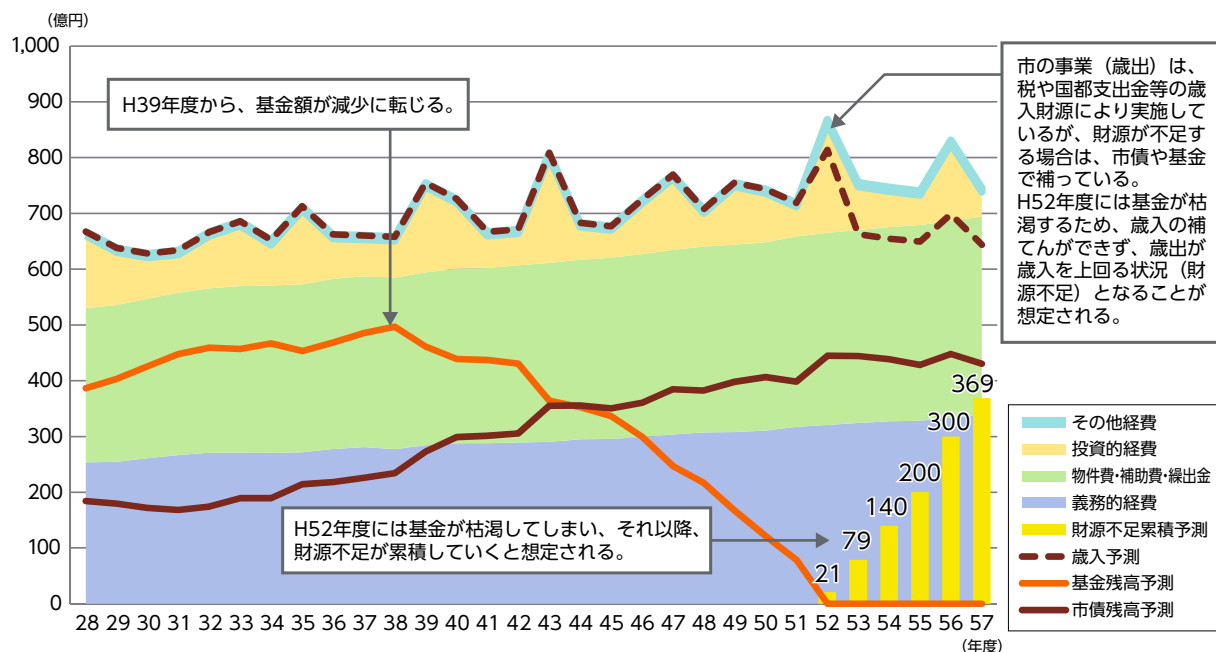
歳出については、特に高齢者人口の増を背景に、社会保障費に当たる扶助費や保険給付の増による国民健康保険事業会計や介護保険事業会計等への繰出金の増が見込まれる。物件費につ

いても、少なくとも毎年 1 億から 2 億円程度の増となることを想定している。公共施設の老朽化による更新、保全の経費である投資的経費も市の財政を圧迫する主要因となっている。

この財政シミュレーションでは、第六期長期計画の期間中の平成 38 年度までは基金残高は増えるが、それ以降は減少に転じ、平成 52 年度には基金がなくなり、最終年度である平成 57 年度には累積で 369 億円の財源不足となる（図表 14）。

当面、財政状況は良好と言えるが、長期的には財政運営が非常に厳しくなる可能性が高い。今まで以上に時代の変化に対応した重点施策への資源配分を行い、さらなる経常経費の縮減、公共施設等総合管理計画*による公共施設の総量の縮減等により、持続可能な財政運営を図る。

■ 図表 14 財政シミュレーション（平成 28 ～ 57 年度）





付 表

- ◆ 調整計画全体に関わる視点(第2章-Ⅱ)と
施策の体系(第3章)における基本施策・
施策との関係
- ◆ 施策体系図
- ◆ 主な個別計画等一覧表

参 考

- ◆ 第五期長期計画・調整計画策定の流れ
- ◆ 武蔵野市長期計画条例
- ◆ 用語説明
- ◆ 武蔵野市第五期長期計画・調整計画
策定委員会 委員名簿

付表 1

調整計画全体に関わる視点(第2章-II)と施策の

第2章-II「調整計画全体に関わる視点」において示した4つの基本的な視点は、第3章「施策の体系」で示し

基本的な視点	健康・福祉	子ども・教育	文化・市民生活
一人ひとりが尊重される社会の構築	1-(1) 地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）の推進 1-(3) 心のバリアフリー事業の推進 2-(2) 生活支援サービスの充実 2-(5) 生活困窮者への支援 2-(6) 認知症施策の推進 2-(7) 権利を守る取り組みの推進 3-(1) 健康寿命の延伸に向けた施策 3-(2) こころの健康づくり 4-(1) 高齢者・障害者の活動支援の促進	1-(1) 一人ひとりの子ども、それぞれの家庭への支援 1-(2) 子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実 1-(3) 待機児童対策と多様な保育ニーズへの対応 3-(2) 豊かな人間性と社会に踏み出す意欲の育成 4-(1) 子ども自身による意見反映への取り組み 4-(2) 幼児期の教育の振興 5-(1) 確かな学力と個性の伸長 5-(2) 豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進 5-(5) 特別支援教育・教育相談の充実	2-(1) 一人ひとりが尊重される社会の構築 2-(2) 男女共同参画計画の推進
地域コミュニティ、地域活動の支援と協働	1-(2) 市民が主体となる地域福祉活動の推進 2-(2) 生活支援サービスの充実（再掲） 2-(8) 災害時における緊急対応 4-(4) 地域資源とニーズのマッチング	2-(1) 子育て支援団体や関連施設とつながる仕組みづくりと情報発信の充実 2-(2) 共助の仕組みづくり 3-(3) 自然体験事業の拡充 3-(4) 地域活動への積極的な参画支援 5-(4) 学校と地域との協働体制の充実	1-(1) 地域のつながりの共有 1-(2) 市民活動の活性化 5-(1) 産業振興計画の推進 5-(2) 商業の活性化 5-(3) 都市型産業の育成 8-(1) 防犯力の向上
魅力ある都市文化の醸成と発信	4-(1) 高齢者・障害者の活動支援の促進（再掲）	3-(2) 豊かな人間性と社会に踏み出す意欲の育成（再掲） 5-(2) 豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進（再掲）	3-(1) 文化振興に関する方針の策定 3-(2) 文化施設の再整備 3-(3) 東京オリンピック・パラリンピックを見据えた文化交流の促進 3-(4) 魅力ある都市文化の発信と都市観光の推進 4-(3) 図書館サービスの充実 4-(4) 歴史文化の継承と創造 5-(1) 産業振興計画の推進（再掲） 5-(2) 商業の活性化（再掲） 5-(3) 都市型産業の育成（再掲） 5-(5) 都市農業の振興と農地の保全
分野・市域の枠を超えた事業の連携	2-(1) 在宅生活を継続するための目標の共有化 2-(2) 生活支援サービスの充実（再掲） 2-(3) 保健・医療・介護・福祉の連携の推進 2-(4) 医療の機能分化への対応 2-(5) 生活困窮者への支援（再掲） 2-(8) 災害時における緊急対応（再掲） 3-(3) 感染症発生への対策 4-(3) 介護・看護人材の確保 5-(1) 福祉サービスの再編	1-(1) 一人ひとりの子ども、それぞれの家庭への支援（再掲） 1-(2) 子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実（再掲） 5-(8) 安全な教育環境づくりと計画的な学校整備・改築の推進	1-(2) 市民活動の活性化（再掲） 3-(1) 文化振興に関する方針の策定（再掲） 4-(1) 生涯学習機会の拡充 5-(5) 都市産業の振興と農地の保全（再掲） 7-(1) 防災態勢の強化 7-(2) 災害に備えたまちづくり 7-(3) 災害復興の検討 7-(4) 住宅の耐震化の促進 8-(2) 新しい危機への態勢の整備 8-(3) 消費生活の安定と向上

体系(第3章)における基本施策・施策との関係

た 6 つの分野すべてを貫くものであり、基本的な視点と各分野の中で掲げた施策との関係は、以下のとおりとなる。

緑・環境	都市基盤	行・財政
	3-(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 6-(1) 計画的な住宅施策の推進 6-(2) 多様な世代・世帯に適應する住環境づくり 6-(3) 良好な住環境づくりへの支援	1-(1) 市民参加のあり方の追究 3-(2) 積極的な情報発信と市民ニーズの把握
1-(1) 総合的な環境啓発の推進 1-(2) 良好な環境の整備に向けた市民活動との連携 2-(1) エネルギー消費のスマート化 3-(1) 市民の共有財産である緑の保護・育成 3-(2) 緑の保全と創出 3-(3) 緑と水のネットワークの推進 4-(2) ごみ減量及びごみ処理経費の軽減	1-(1) 参加に基づく計画的なまちづくりの展開 1-(2) まちづくりに関する情報の共有化と支援制度の充実 6-(3) 良好な住環境づくりへの支援（再掲）	1-(1) 市民参加のあり方の追究（再掲）
1-(1) 総合的な環境啓発の推進（再掲） 1-(2) 良好な環境の整備に向けた市民活動との連携（再掲） 3-(1) 市民の共有財産である緑の保護・育成（再掲） 3-(3) 緑と水のネットワークの推進（再掲） 5-(2) 魅力ある景観の形成	1-(4) 調和のとれた都市景観の形成 3-(2) 歩いて楽しいまちづくりの推進 7-(1) 吉祥寺駅周辺 7-(2) 三鷹駅周辺 7-(3) 武蔵境駅周辺	1-(1) 市民参加のあり方の追究（再掲） 1-(3) 市政運営に関する基本的なルールの体系化 4-(1) 総合的・計画的な公共施設等マネジメントの推進
1-(1) 総合的な環境啓発の推進（再掲） 1-(2) 良好な環境の整備に向けた市民活動との連携（再掲） 2-(1) エネルギー消費のスマート化（再掲） 2-(2) 公共施設におけるエネルギー施策の展開 3-(1) 市民の共有財産である緑の保護・育成（再掲） 3-(3) 緑と水のネットワークの推進（再掲） 4-(1) 新武蔵野クリーンセンター（仮称）への移行 4-(2) ごみ減量及びごみ処理経費の軽減（再掲） 5-(1) 様々な環境問題への対応 5-(2) 魅力ある景観の形成（再掲）	2-(3) 建築物の適正な維持管理、安全対策の推進 3-(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（再掲） 3-(4) 自転車利用環境の整備と交通ルール・マナーの啓発 5-(3) 水循環社会の構築 6-(2) 多様な世代・世帯に適應する住環境づくり（再掲） 6-(3) 良好な住環境づくりへの支援（再掲）	1-(2) 連携と協働の推進 2-(1) 効率的・効果的な公共サービスの提供 2-(2) 近隣自治体との広域連携の検討 4-(1) 総合的・計画的な公共施設等マネジメントの推進（再掲） 5-(2) 健全な財政運営の維持 5-(4) 財政援助出資団体の統合と自立化

付表 2

施策体系図

施策体系図 【I 健康・福祉】分野 体系図

基本施策	施策	事業	担当課
1 支え合いの気持ちをつむぐ	(1) 地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）の推進	地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）の推進	地域支援課・高齢者支援課
	(2) 市民が主体となる地域福祉活動の推進	介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実施	高齢者支援課
		いきいきサロン事業の実施	高齢者支援課
		ボランティア学習・福祉学習の推進	地域支援課
		テンミリオンハウス事業の拡充	高齢者支援課
		移送サービス（レモンキャブ事業）の推進	高齢者支援課
	(3) 心のバリアフリー事業の推進	心のバリアフリーの推進	障害者福祉課
2 誰もが地域で安心して暮らしていける仕組みづくりの推進	(1) 在宅生活を継続するための目標の共有化	地域ケア会議の活用による多職種連携の強化	高齢者支援課
	(2) 生活支援サービスの充実	地域による見守り体制の強化	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課
		在宅生活を支援するサービスの充実	高齢者支援課・障害者福祉課
		家族介護支援事業の充実	高齢者支援課
		相談機能のネットワークの強化	障害者福祉課
		地域療育相談室ハビットを中心とした地域療育支援体制の充実	障害者福祉課
		放課後対策の充実	障害者福祉課
	(3) 保健・医療・介護・福祉の連携の推進	在宅医療・介護連携推進事業の実施	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課
	(4) 医療の機能分化への対応	医療の機能分化への対応	健康課
	(5) 生活困窮者への支援	生活困窮者への支援	生活福祉課
	(6) 認知症施策の推進	認知症高齢者施策の充実	高齢者支援課
	(7) 権利を守る取り組みの推進	権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課
		虐待防止への取り組みの推進	高齢者支援課・障害者福祉課
		障害者差別解消への取り組みの充実	障害者福祉課
	(8) 災害時における緊急対応	安否確認及び避難支援体制づくりの推進	防災課・地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課

基本施策	施策	事業	担当課
3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進	(1) 健康寿命の延伸に向けた施策	健康づくり事業の充実	高齢者支援課・健康課
		がん予防の推進	健康課
		生活習慣病予防の推進	健康課
		食育の推進	高齢者支援課・健康課
		高齢者の介護予防・健康づくりの推進	高齢者支援課・健康課
	(2) こころの健康づくり	こころの健康づくり	障害者福祉課・健康課
	(3) 感染症発生への対策	感染症発生への対策	健康課
4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり	(1) 高齢者・障害者の活動支援の促進	キャリア活用による社会貢献活動の推進	地域支援課
		地域支え合いポイント制度（仮称）の試行	地域支援課
		引きこもりサポート事業の充実	障害者福祉課
		余暇活動の充実	障害者福祉課
	(2) 高齢者・障害者の雇用・就労支援	シルバー人材センターへの支援	高齢者支援課
		関係機関・民間事業者との連携による高齢者雇用の推進	地域支援課・高齢者支援課
		市内事業者への障害者雇用に関する啓発の推進	障害者福祉課
	(3) 介護・看護人材の確保	ケアリンピック武蔵野の開催	高齢者支援課
		福祉人材の確保と育成	地域支援課
	(4) 地域資源とニーズのマッチング	生活支援サービスの整備とコーディネート機能の充実	高齢者支援課
5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備	(1) 福祉サービスの再編	福祉サービス再編の検討	障害者福祉課
		重度の障害のある人に対する施設整備と支援のあり方の検討	障害者福祉課
		第三者評価受審の勧奨	高齢者支援課・障害者福祉課
		介護保険制度の適切な運営	高齢者支援課
		（公財）武蔵野市福祉公社と（社福）武蔵野市民社会福祉協議会との統合の準備	企画調整課・地域支援課・高齢者支援課
		バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	地域支援課
	(2) くぬぎ園の跡地利用	くぬぎ園の跡地利用	高齢者支援課・障害者福祉課
	(3) 特別養護老人ホームの市内整備	地域包括ケア推進機能を併設した特別養護老人ホームの整備	高齢者支援課
	(4) 市有地活用などによる福祉インフラ整備事業の検討	市有地活用による福祉インフラ整備事業の創設検討	企画調整課・高齢者支援課

施策体系図【Ⅱ 子ども・教育】分野 体系図

基本施策	施策	事業	担当課
1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	(1) 一人ひとりの子ども、それぞれの家庭への支援	家庭の教育力を高める学習機会の提供	子ども政策課
		子育てに対する意識改革に向けた啓発の推進	子ども政策課
		障害児等支援を必要とする子どもへの支援	子ども政策課
		子育て家庭への経済的支援の実施	子ども家庭支援センター
	(2) 子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実	児童虐待等を含む養育困難家庭への支援の強化	子ども家庭支援センター
		配偶者等暴力被害者支援の強化	子ども家庭支援センター
		専門性に対応力の向上	子ども家庭支援センター
		ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実	子ども家庭支援センター
		生活困窮家庭の子どもに対する支援	生活福祉課・子ども政策課・子ども家庭支援センター・児童青少年課・教育支援課
	(3) 待機児童対策と多様な保育ニーズへの対応	待機児童解消施策の推進	子ども育成課
		小規模保育事業等と保育所等との連携体制の確立	子ども育成課
		多様な就労形態に対応した保育事業の展開	子ども育成課
		保育の質向上のための取り組み	子ども育成課
		新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更の検証等	子ども育成課
		保育に関する費用負担とサービス利用のあり方の検討	子ども育成課
	(1) 子育て支援団体や関連施設とつながる仕組みづくりと情報発信の充実	地域子育て支援機能の充実	子ども政策課
		子育て支援情報発信の充実	子ども政策課
		子育て支援ネットワークの連携の推進	子ども政策課
2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実	(2) 共助の仕組みづくり	訪問型支援事業の推進	子ども政策課
		ひろば事業の推進（NPO や地域団体との連携）	子ども政策課
		子育て自主グループや支援者の育成	子ども政策課
		防犯体制の強化	子ども政策課

基本施策	施策	事業	担当課
3 青少年の成長・自立への支援	(1) 小学生の放課後施策の充実	地域子ども館あそべえの充実	児童青少年課
		学童クラブ事業の充実	児童青少年課
		地域子ども館あそべえと学童クラブの連携の推進	児童青少年課
	(2) 豊かな人間性と社会に踏み出す意欲の育成	社会性や創造力を育成するための学習講座の提供	児童青少年課
		若者サポート事業	児童青少年課
	(3) 自然体験事業の拡充	地域振興の観点から営まれているグリーンツーリズム等を活用した自然体験事業への参加推進	児童青少年課
		地域実施型プレーパーク機能の展開に対する支援	児童青少年課
		むさしのジャンボリー事業の今後のあり方に関する検討	児童青少年課
	(4) 地域活動への積極的な参画支援	青少年の社会参画の推進	児童青少年課
		児童・青少年活動支援者の育成	児童青少年課
		青少年活動等への若年世代の参画を促す地域活動への支援	児童青少年課
4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	(1) 子ども自身による意見反映への取り組み	子育て支援施策の再編の検討	子ども政策課
		「中高生世代会議（仮称）」の設置	子ども政策課
	(2) 幼児期の教育の振興	幼児期の教育の振興	子ども育成課
		私立幼稚園への支援	子ども育成課
	(3) 桜堤児童館における子育て支援機能の充実	桜堤児童館における子育て支援機能の充実	子ども政策課
	(4) 市立保育園の改築・改修計画の策定	市立保育園の改築・改修計画の策定	子ども育成課
		民間認可保育所の改築・改修への支援	子ども育成課

基本施策	施策	事業	担当課
5 次代を担う力をはぐくむ学校教育	(1) 確かな学力と個性の伸長	基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等をはぐくむ指導の充実	指導課
		I C Tを活用した教育の推進	指導課
		I C T環境の整備	指導課
	(2) 豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進	自然体験活動・長期宿泊体験の充実	指導課
		文化的・芸術的活動の充実	指導課
		生活指導の充実	指導課
		環境教育の推進	指導課
		市民性を高める教育の推進	指導課
		キャリア教育の推進	指導課
	(3) 健やかな体をはぐくむ教育の推進	健やかな体をはぐくむ教育の推進	指導課
		食育の推進	指導課・教育支援課
		小学校給食自校調理施設の計画的な配置の推進	教育企画課・教育支援課
		中学校給食共同調理場再整備の検討	教育支援課
	(4) 学校と地域との協働体制の充実	開かれた学校づくりの推進と学校経営の充実	指導課
		地域の学校支援体制の充実	指導課
	(5) 特別支援教育・教育相談の充実	個々の児童の教育的ニーズに応じた指導・支援の推進	教育支援課
		特別支援学級の計画的整備	教育支援課
		特別支援教育体制の整備・支援人材の拡充	教育支援課
		教育支援センターの充実	教育支援課
	(6) 学校・教員支援体制の充実	若手教員と学校運営の中核となる教員の育成	指導課
		教育センター機能の段階的拡充	指導課・教育支援課
		教育センター構想の推進	教育企画課
	(7) 9年間を見通した小中連携と幼保小の接続の促進	小・中学校を一貫した教育課程等の検討	指導課
		9年間を見通した小中連携の推進	指導課
		小学校と就学前教育との連携	指導課
	(8) 安全な教育環境づくりと計画的な学校整備・改築の推進	安全教育・安全管理の充実	教育企画課・指導課
		学校施設の計画的な整備の推進	教育企画課
		学校施設の計画的な改築の推進	教育企画課

施策体系図 【Ⅲ 文化・市民生活】 分野 体系図			
基本施策	施策	事業	担当課
1 地域社会と市民活動の活性化	(1) 地域のつながりの共有	地域コミュニティの活性化	市民活動推進課
		コミュニティセンター設備の更新（機能の充実）と配置のあり方等の検討	市民活動推進課
		新たなコミュニティ構想の検討	企画調整課・市民活動推進課
	(2) 市民活動の活性化	市民活動団体相互のネットワーク形成と活動支援	市民活動推進課
		市民活動促進基本計画の推進	市民活動推進課
2 互いに尊重し認め合う平和な社会の構築	(1) 一人ひとりが尊重される社会の構築	権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進（再掲）	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課
	(2) 男女共同参画計画の推進	男女共同参画計画の推進	市民活動推進課
		むさしのヒューマン・ネットワークセンターの機能充実	市民活動推進課
	(3) 平和施策の推進	平和啓発事業の推進	市民活動推進課
3 市民文化の醸成	(1) 文化振興に関する方針の策定	文化振興に関する方針の策定	企画調整課・市民活動推進課・生涯学習スポーツ課
		（公財）武蔵野文化事業団と（公財）武蔵野生涯学習振興事業団との統合の準備	企画調整課・市民活動推進課・生涯学習スポーツ課
	(2) 文化施設の再整備	三駅周辺の文化施設配置の検討	企画調整課・市民活動推進課・生涯学習スポーツ課
		武蔵野市民文化会館の改修	市民活動推進課
	(3) 東京オリンピック・パラリンピックを見据えた文化交流の促進	東京オリンピック・パラリンピックを見据えた文化交流の振興	市民活動推進課・交流事業課・生涯学習スポーツ課
	(4) 魅力ある都市文化の発信と都市観光の推進	まちの魅力や情報の発信と共有	秘書広報課・生活経済課
		都市観光の推進	生活経済課

基本施策	施策	事業	担当課
4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援	(1) 生涯学習機会の拡充	生涯学習関係団体活動支援と多様な事業主体との連携の推進	生涯学習スポーツ課
		生涯学習情報の一元化・共有化	生涯学習スポーツ課
		生涯学習プログラムの受講機会の拡充	生涯学習スポーツ課
	(2) スポーツの振興と施設の再整備	東京オリンピック・パラリンピック等国際大会に向けたスポーツの振興	生涯学習スポーツ課
		総合体育館等体育施設の整備	生涯学習スポーツ課
		旧桜堤小学校跡地の整備	生涯学習スポーツ課
	(3) 図書館サービスの充実	図書館の運営形態の検討	図書館
		子どもの読書活動推進事業の充実	図書館
		来館・利用困難者に対するサービスの向上	図書館
	(4) 歴史文化の継承と創造	武蔵野ふるさと歴史館を中心とした歴史文化の継承と創造	生涯学習スポーツ課
		文化財保護・普及事業と歴史公文書等資料の適切な管理及び活用	生涯学習スポーツ課
5 地域の特性を活かした産業の振興	(1) 産業振興計画の推進	産業振興計画に基づく施策の実施	生活経済課
		武蔵野商工会議所等との連携の強化	生活経済課
	(2) 商業の活性化	三駅圏周辺商業の活性化	生活経済課
		路線商店街活性化への支援	生活経済課
	(3) 都市型産業の育成	創業支援	生活経済課
		社会的企業育成モデルの検討	生活経済課
	(4) 中小企業への支援・セーフティネットの充実	中小企業者への資金融資あっせん等支援策の充実	生活経済課
		就労支援	生活経済課
	(5) 都市農業の振興と農地の保全	農業振興基本計画に基づく施策の実施	生活経済課
		都市農業の振興	生活経済課

基本施策	施策	事業	担当課
6 都市・国際交流の推進	(1) 交流事業のあり方の検討	市民相互の自主的交流の促進	交流事業課
		友好都市間の相互支援体制の構築	交流事業課・防災課
		アンテナショップ事業	生活経済課
	(2) 市内に在住する外国人等への日常生活支援	外国人の日常生活支援体制の確立	交流事業課
		広域連携による在住外国人支援等の検討	企画調整課・交流事業課
		外国人に対する情報の多言語化の推進	交流事業課
7 災害への備えの拡充	(1) 防災態勢の強化	地域の防災力の向上	防災課
		地域防災計画の見直し	防災課
		災害発生時の対応マニュアル作成	防災課・各課
		災害時の情報提供の方法の検討・充実	秘書広報課・防災課
		災害時の保健・医療・福祉の連携づくり	地域支援課・健康課
		友好都市間及び近隣自治体間の応援協力・連携体制の強化	交流事業課・防災課
		避難所における生活環境の確保	防災課・高齢者支援課・障害者福祉課
		災害時避難行動支援体制の推進	防災課・地域支援課
	(2) 災害に備えたまちづくり	災害時の緊急輸送道路確保に向けた建築物の耐震化促進	住宅対策課・建築指導課
		消防水利の整備	防災課
	(3) 災害復興の検討	災害復興マニュアルの策定	企画調整課・防災課・まちづくり推進課
	(4) 住宅の耐震化の促進	住宅の耐震化の促進	住宅対策課
8 多様な危機への対応の強化	(1) 防犯力の向上	パトロール隊との連携による地域防犯力の向上	安全対策課
		繁華街等における安全の確保	安全対策課
		新たな形態の犯罪防止	安全対策課
	(2) 新しい危機への態勢の整備	広域連携の推進	安全対策課
		新型インフルエンザ等への対応	安全対策課・健康課
		国民保護計画の改定	安全対策課
	(3) 消費生活の安定と向上	消費者被害防止	生活経済課
		消費者啓発、情報提供、相談対応の充実	生活経済課

施策体系図 【Ⅳ 緑・環境】 分野 体系図

基本施策	施策	事業	担当課
1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援	(1) 総合的な環境啓発の推進	環境啓発事業の充実とわかりやすい情報発信	環境政策課・ごみ総合対策課・クリーンセンター・下水道課・緑のまち推進課
		環境啓発施設「エコプラザ（仮称）」の開設	環境政策課・クリーンセンター
	(2) 良好な環境の整備に向けた市民活動との連携	民有地の雨水浸透施設の設置推進	下水道課
		市民自らが緑を守り育てる活動の促進	緑のまち推進課
		市民参加のもとで進める良好な生活環境づくり	環境政策課
2 環境負荷低減施策の推進	(1) エネルギー消費のスマート化	家庭部門のエネルギー消費のスマート化	環境政策課
		エネルギーの地産地消（再生可能エネルギーの導入、新たなエネルギー利用の検討）	施設課・環境政策課
		環境に配慮した住まいづくり・住まい方の推進	住宅対策課
		まちづくりの環境配慮制度の検討	まちづくり推進課
	(2) 公共施設におけるエネルギー施策の展開	新クリーンセンター周辺のエネルギー需給最適化	施設課・環境政策課・クリーンセンター
		新しいEMS（環境マネジメントシステム）の検討・構築	環境政策課
3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進	(1) 市民の共有財産である緑の保護・育成	緑の基本計画の策定	緑のまち推進課
		桜並木の保全及び街路樹の適正管理	緑のまち推進課
	(2) 緑の保全と創出	民有地のみどりの保全と創出の推進	緑のまち推進課
		公共施設緑化基準の策定及び緑化推進	緑のまち推進課
		公園緑地の整備・拡充及び効率的・効果的な維持管理	緑のまち推進課
		農地の保全	生活経済課
	(3) 緑と水のネットワークの推進	緑と水のネットワークの啓発事業	緑のまち推進課
		仙川水辺環境整備基本計画の推進	緑のまち推進課
		生物多様性への対応	環境政策課・緑のまち推進課
		多摩の森林保全活動・水源林保全	緑のまち推進課・水道部総務課

基本施策	施策	事業	担当課
4 循環型社会システムづくりの推進	(1) 新武蔵野クリーンセンター（仮称）への移行	新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業	クリーンセンター
		新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業に伴う周辺整備	クリーンセンター
		新武蔵野クリーンセンター（仮称）の安全・安定稼働	クリーンセンター
		ごみ処理の広域連携の研究	ごみ総合対策課・クリーンセンター
	(2) ごみ減量及びごみ処理経費の軽減	効率的なごみ処理方法の検討	ごみ総合対策課
		市民・事業者の取り組みに対する効果的な支援	ごみ総合対策課
		ごみに関する普及啓発の充実・拡充	ごみ総合対策課
		ごみの発生抑制と最終処分量の削減	ごみ総合対策課
5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応	(1) 様々な環境問題への対応	典型7公害、放射線、近隣騒音等の生活関係公害への対応	環境政策課
		感染症媒介蚊等の新たな環境リスクへの対応	環境政策課
		喫煙マナーアップの強化及びまちの美化の推進	ごみ総合対策課
	(2) 魅力ある景観の形成	景観的視点からの屋外広告物の規制のあり方の検討	環境政策課
		空き家に対する適正管理	環境政策課

施策体系図 【V 都市基盤】 分野 体系図

基本施策	施策	事業	担当課
1 地域の特性に合ったまちづくりの推進	(1) 参加に基づく計画的なまちづくりの展開	地区計画・地区まちづくり計画等の促進	まちづくり推進課
		良好なまちづくりを進める開発調整の推進	まちづくり推進課
	(2) まちづくりに関する情報の共有化と支援制度の充実	都市計画マスタープランの運用	まちづくり推進課
		まちづくり支援制度の運用	まちづくり推進課
	(3) 土地利用の計画的誘導	用途地域等の見直し	まちづくり推進課
		大規模な企業地や公共公益施設の土地利用の維持	まちづくり推進課
		境公園都市計画の見直し	まちづくり推進課
	(4) 調和のとれた都市景観の形成	景観まちづくりの具体的な展開	まちづくり推進課
		道路の景観整備の推進	道路課
		路上看板等の改善指導	道路課
2 都市基盤の更新	(1) 持続可能な都市基盤の構築	「公共施設等総合管理計画」に基づく施設整備の推進	企画調整課・各課
		橋りょう長寿命化計画の推進	道路課
	(2) 計画的・効率的な道路施設管理	道路総合管理計画（仮称）の策定と計画的な維持管理の実施	道路課
		道路維持管理業務の効率化のための検討	道路課
	(3) 建築物の適正な維持管理、安全対策の推進	民間関係機関との連携強化	建築指導課
		既存建築物・設備の適正な使用・維持管理の強化	建築指導課
		違反建築物等への対策の徹底	建築指導課

基本施策	施策	事業	担当課
3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	バリアフリー基本構想に基づく事業の推進	まちづくり推進課
	(2) 歩いて楽しいまちづくりの推進	歩いて楽しいまちづくりの推進	道路課
	(3) 交通環境の整備と公共交通機関の利用促進	市民交通計画の推進	交通対策課
		高齢社会の進展による交通（移動）手段のあり方の検討	交通対策課
		公共交通機関の利用促進	交通対策課
	(4) 自転車利用環境の整備と交通ルール・マナーの啓発	自転車安全利用講習会等による運転マナーの向上と正しい交通ルールの周知	交通対策課
		自転車の安全な走行環境の整備	交通対策課
		駐輪場の整備と既存駐輪場の有効活用の推進	交通対策課
4 道路ネットワークの整備	(1) 生活道路の整備	居住者・歩行者の安全性・快適性を考慮した歩車共存の道路整備の推進	交通対策課
		区画道路の整備の推進	道路課
		狭あい道路整備の推進	道路課
	(2) 都市計画道路ネットワーク整備の推進	都市計画道路の事業化	まちづくり推進課
		3・4・10号線(五日市街道)、3・4・3号線(井ノ頭通り)、3・4・11号線(女子大通り)の事業化の要請	まちづくり推進課
		7・6・1号線(御殿山通り)の整備推進	道路課
		3・4・27号線の整備推進	道路課
	(3) 外環への対応	外環の2にかかる検討	まちづくり推進課
5 下水道の再整備	(1) 下水道施設機能の維持・向上	下水道施設の機能の維持・向上	下水道課
		吉祥寺駅周辺の下水道臭気対策支援の推進	下水道課
	(2) 持続可能な下水道経営	下水道事業の公営企業会計への移行	下水道課
	(3) 水循環型社会の構築	水循環型社会の構築	下水道課
6 住宅施策の総合的な取り組み	(1) 計画的な住宅施策の推進	住宅マスタープランの推進	住宅対策課
		市営・福祉型住宅の適切な管理とあり方の検討	住宅対策課
		住宅に関する情報提供体制の充実	住宅対策課
	(2) 多様な世代・世帯に適応する住環境づくり	ライフステージに合わせた住宅確保の支援	住宅対策課
	(3) 良好な住環境づくりへの支援	分譲マンションの適切な維持管理等への支援	住宅対策課
		良好な住環境の形成に向けた支援の検討	住宅対策課

基本施策	施策	事業	担当課
7 三駅周辺まちづくりの推進	(1) 吉祥寺駅周辺	吉祥寺グランドデザインの改定	吉祥寺まちづくり事務所
		吉祥寺方式による荷さばき車輛対策の推進	吉祥寺まちづくり事務所
		吉祥寺駅周辺駐輪場の整備及び運営形態の改善	交通対策課
		南口駅前広場の整備	吉祥寺まちづくり事務所
		市道第 190 号線の整備	道路課
		都道 115 号線（平和通り）の再整備の検討	吉祥寺まちづくり事務所
		市道第 2 号線（パークロード）の再整備	吉祥寺まちづくり事務所
		市道第 151 号線（七井橋通り）の整備	道路課
		吉祥寺駅南口周辺再整備基本構想の検討	吉祥寺まちづくり事務所
		公会堂のあり方や利活用の検討	企画調整課
		東部地区の区画道路の整備と沿道まちづくりの検討	企画調整課・吉祥寺まちづくり事務所
		ハモニカ横丁の整備方策の検討への支援	吉祥寺まちづくり事務所
		民間老朽化建物の建替え誘導	吉祥寺まちづくり事務所
	(2) 三鷹駅周辺	北口補助幹線道路整備の推進	道路課
		三鷹駅北口周辺駐輪場の整備	交通対策課
		三鷹駅北口街づくりビジョン（仮称）の策定と事業化の検討	まちづくり推進課
	(3) 武蔵境駅周辺	武蔵境地区区画道路整備事業	武蔵境開発事務所
		鉄道連続立体交差事業	まちづくり推進課
		武蔵境駅周辺駐輪場の整備	交通対策課
		公民連携による武蔵境駅北口市有地の活用（武蔵境市政センターの移転）	企画調整課・市政センター
8 安全でおいしい水の安定供給	(1) 水の安定供給	直結給水方式の普及	水道部工務課
		浄水場施設の維持・更新	水道部工務課
		配水管網整備の推進	水道部工務課
		水源施設の維持・更新	水道部工務課
		経営の効率化	水道部総務課
	(2) 都営一元化に向けた取り組み	都営一元化に向けた取り組み	水道部総務課



基本施策	施策	事業	担当課
5 社会の変化に対応して いく行財政運営	(1) これからの時代を乗り切るた めの経営力の強化	「行財政改革を推進するための基本方針」の改定 と推進	企画調整課
		職員の経営能力の養成	人事課
	(2) 健全な財政運営の維持	「行財政改革を推進するための基本方針」の改定 と推進（再掲）	企画調整課
		新公会計制度（複式簿記会計）の導入	財政課
		事務事業及び補助金等評価の実施	企画調整課・財政課
		入札及び契約制度改革のさらなる推進	管財課
		適正な受益者と負担の検討	財政課
		広告収入等の拡大に関する検討	財政課
		債権の適正な管理	財政課
	(3) リスク管理能力・危機対応力の 強化	リスク管理能力・危機対応力の強化	総務課
		情報セキュリティ対策の強化	情報管理課
		災害発生時の対応マニュアル作成（再掲）	防災課・各課
	(4) 財政援助出資団体の統合と自 立化	財政援助出資団体に対する指導の強化と経営改 革等の支援	企画調整課
		財政援助出資団体の統合と自立化	企画調整課・各課
		指定管理者制度に関する基本方針等の評価	企画調整課

基本施策	施策	事業	担当課
6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営	(1) 個の能力を活かし組織力を高める人事制度と人材育成	職員行動指針の定着	人事課
		チャレンジする組織風土の醸成	人事課
		個の力とチーム力を活かす人材育成の仕組みづくり	人事課
		女性の能力発揮の機会の拡大	人事課
		人事評価制度の改善	人事課
		職務・職責に応じた給与制度の改善	人事課
		職員の心身の健康維持・向上の推進	人事課
	(2) 効率的・効果的に働くための仕事環境の整備	効率的・効果的に働くための仕事環境の整備（柔軟な組織運営）	総務課
		ICT化による業務の効率化	情報管理課
		柔軟かつ多様な働き方を支援する制度の検討	人事課
		仕事の標準化、見える化（再掲）	総務課・各課
	(3) 今後の自治体のあり方の検討と職員定数の適正化	職員定数適正化計画の策定	人事課
		市民ニーズに的確に対応する組織体制の検討	企画調整課

付表 3

主な個別計画等一覧表

分野	計画名	現計画の対象期間
健康・福祉	健康福祉総合計画	平成 24 年度～ 29 年度
	(地域福祉計画)	平成 24 年度～ 29 年度
	(健康推進計画)	平成 24 年度～ 29 年度
	(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)	平成 27 年度～ 29 年度
	(障害者計画・障害福祉計画)	平成 27 年度～ 29 年度
子ども・教育	子どもプラン武蔵野	平成 27 年度～ 31 年度
	学校教育計画	平成 27 年度～ 31 年度
文化・市民生活	産業振興計画	平成 26 年度～ 30 年度
	観光推進計画	平成 19 年度～ 28 年度
	農業振興基本計画	平成 28 年度～ 37 年度
	市民活動促進基本計画	平成 24 年度～ 33 年度
	男女共同参画計画	平成 26 年度～ 30 年度
	生活安全計画	毎年度
	国民保護計画	平成 18 年度～
	地域防災計画	平成 27 年度～
	耐震改修促進計画	平成 20 年度～ 32 年度
	生涯学習計画	平成 22 年度～ 31 年度
	スポーツ振興計画	平成 28 年度～ 33 年度
	図書館基本計画	平成 22 年度～ 31 年度
緑・環境	子ども読書活動推進計画	平成 23 年度～
	環境基本計画	平成 28 年度～ 32 年度
	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	平成 27 年度～ 36 年度
	新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画	平成 23 年度～ 31 年度
	下水道総合計画	平成 26 年度～ 45 年度
	緑の基本計画	平成 20 年度～ 30 年度
	仙川水辺環境整備基本計画	平成 10 年度～ 30 年度
	千川上水整備基本計画	—
	公園・緑地リニューアル計画	平成 22 年度～ 52 年度

分野	計画名	現計画の対象期間
都市基盤	都市計画マスタープラン	平成 23 年度～ 42 年度
	バリアフリー基本構想	平成 23 年度～ 32 年度
	進化するまち「NEXT-吉祥寺」プロジェクト ー吉祥寺ーブランドデザイン推進計画ー	平成 21 年度～ 30 年度
	吉祥寺ブランドデザイン	—
	自転車等総合計画	平成 27 年度～ 31 年度
	市民交通計画	平成 23 年度～ 32 年度
	交通安全計画	平成 28 年度～ 32 年度
	地域公共交通総合連携計画	平成 22 年度～ 32 年度
	住宅マスタープラン	平成 22 年度～ 32 年度
	公営住宅等長寿命化計画	平成 25 年度～ 34 年度
	バリアフリー道路特定事業計画	平成 24 年度～ 32 年度
	景観整備路線事業計画	平成 22 年度～
	橋りょう長寿命化計画	平成 24 年度～ 28 年度
	下水道総合計画（再掲）	平成 26 年度～ 45 年度
	下水道長寿命化計画	平成 25 年度～ 34 年度
行・財政	行財政改革を推進するための基本方針	平成 25 年度～ 28 年度
	行財政改革アクションプラン	平成 25 年度～ 28 年度
	公共施設等総合管理計画	平成 28 年度～ 32 年度
	人材育成基本方針	平成 24 年度～ 28 年度
	職員定数適正化計画	平成 25 年度～ 28 年度
	特定事業主行動計画	平成 27 年度～ 31 年度
	職員研修計画	毎年度
	総合情報化基本計画	平成 26 年度～ 28 年度

※各計画の改定（見直し）年度は現時点での予定であり、今後法改正等により変更となる場合がある。

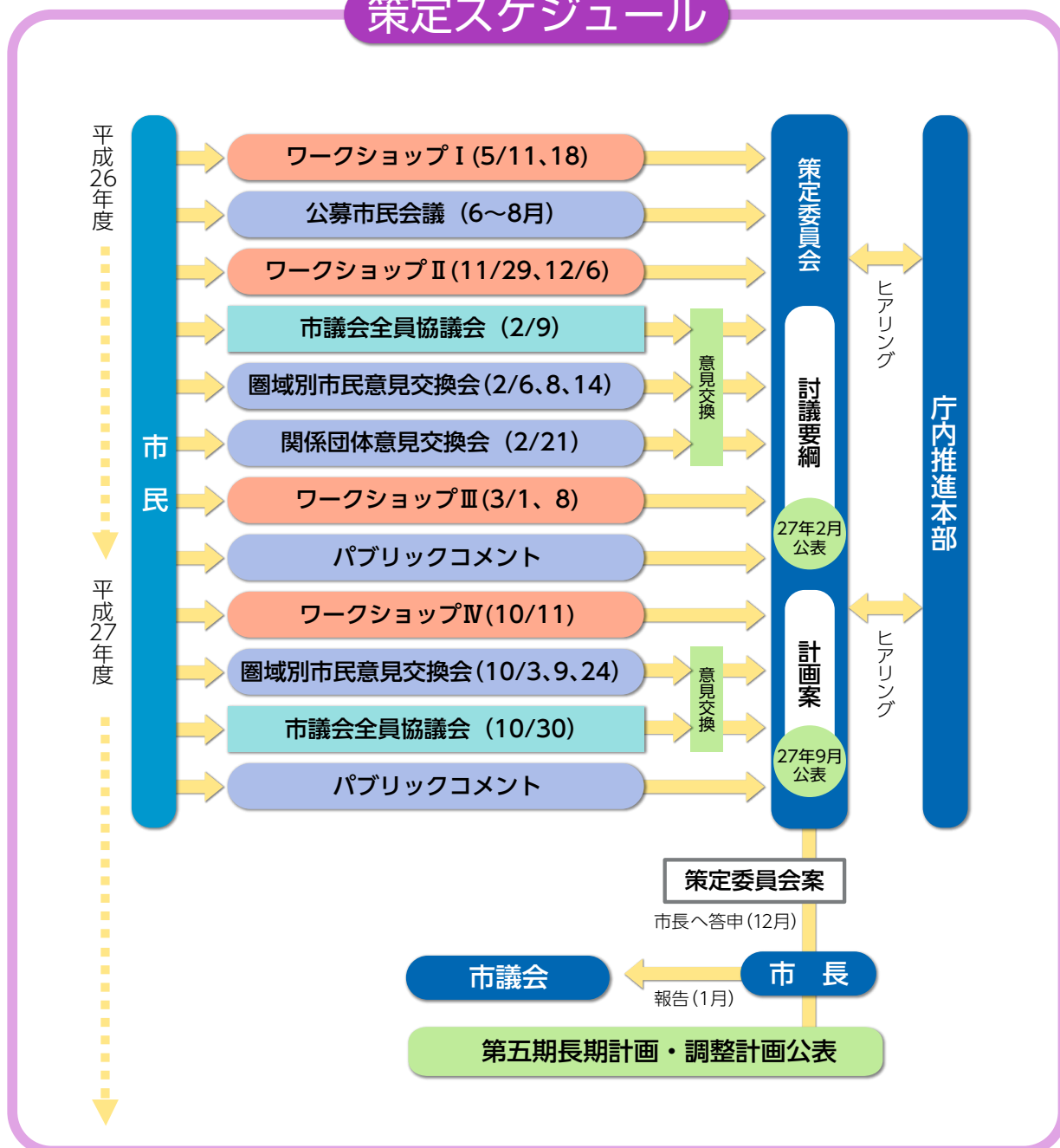
参考 1

第五期長期計画・調整計画策定の流れ

平成 26 年 5 月の無作為抽出市民ワークショップの開催、同年 6 月からの公募市民会議での議論を経て、8 月に市内在住の学識経験者や民間の会社員、公募市民、副市長で構成する策定委員会を設置し、第五期長期計画・調整計画の策定がスタートした。平成 27 年 2 月には討議要綱を公表し、これを基に市民や関係団体、市議会議員との意見交換、パブリックコメントなど

を実施した。その後、いただいた意見も参考に議論を進め、同年 9 月に調整計画案をまとめ、改めて市民意見交換会などにより広く意見を求め、必要な修正を行ったうえ、12 月に策定委員会案が市長へ答申された。市長は委員会答申に基づいて調整計画を策定し、市議会への報告、市民への公表を行った。

策定スケジュール



策定委員会等の日程

月 日	会議名等	内 容
平成 26 年 5 月 11 日	無作為抽出市民ワークショップⅠ	1 日目 武蔵野市の将来像について (会場：市役所 811 会議室) 参加者 72 人
5 月 18 日	無作為抽出市民ワークショップⅠ	2 日目 武蔵野市の将来像について (会場：市役所 811 会議室) 参加者 71 人
5 月 20 日	庁内推進本部 (第 1 回)	運営方針及び今後の日程について
6 月 5 日	市民会議 (第 1 回)	武蔵野市の魅力や憧れのまちにするにはどうすればいいか、意見交換
6 月 17 日	市民会議 (第 2 回)	将来人口推計について、「健康・福祉」・「子ども・教育」分野について意見交換
7 月 2 日	市民会議 (第 3 回)	「文化・市民生活」・「緑・環境」分野について意見交換
7 月 17 日	市民会議 (第 4 回)	「都市基盤」・「行・財政」分野について意見交換
7 月 22 日	庁内推進本部 (第 2 回)	本部長講話「第五期長期計画・調整計画策定に向けて」
8 月 7 日	市民会議 (第 5 回)	市民会議報告書、市民参加のあり方について
8 月 20 日	策定委員会 (第 1 回)	委員長・副委員長選出、市政に関する課題について意見交換
9 月 17 日	庁内推進本部 (第 3 回)	事業実施状況の確認について
9 月 21 日	策定委員会 (第 2 回)	施設等視察
9 月 26 日		市民会議から市長へ検討結果の報告
10 月 10 日	策定委員会 (第 3 回)	将来人口推計、市民会議報告書、事業実施状況報告、市政の課題について
11 月 7 日	策定委員会 (第 4 回)	市民意識調査、主な個別計画の概要、財政状況、市政の課題について
11 月 13 日	作業部会 (第 1 回)	各部ヒアリング（健康福祉部・子ども家庭部・教育部）
11 月 14 日	作業部会 (第 2 回)	各部ヒアリング（市民部・防災安全部・環境部）
11 月 17 日	作業部会 (第 3 回)	各部ヒアリング（都市整備部・水道部・総合政策部・総務部・財務部）
11 月 29 日	無作為抽出市民ワークショップⅡ	1 日目 望ましい都市になるために必要なことについて (会場：市役所 811 会議室) 参加者 73 人
12 月 6 日	無作為抽出市民ワークショップⅡ	2 日目 望ましい都市になるために必要なことについて (会場：市役所 811 会議室) 参加者 61 人
12 月 8 日	職員ワークショップ	職員として感じる市政の課題と市のあるべき姿
12 月 12 日	策定委員会 (第 5 回)	討議要綱（案）について
12 月 16 日	庁内推進本部 (第 4 回)	討議要綱（案）について

月 日	会議名等	内 容
12月22日	策定委員会 (第6回)	討議要綱(案)について
平成27年 1月6日	策定委員会 (第7回)	討議要綱(案)について
1月22日	策定委員会 (第8回)	討議要綱(案)、第五期長期計画の基本施策の実績について
2月1日		第五期長期計画・調整計画討議要綱を公表
2月2日	作業部会 (第4回)	第五期長期計画実施状況と今後の予定一覧表について、各種意見交換会に向けて
2月6日	圏域別市民意見交換会	吉祥寺地区(会場:武蔵野公会堂)参加者14人
2月8日	圏域別市民意見交換会	中央地区(会場:かたらいの道市民スペース)参加者23人
2月9日	策定委員会 (第9回)(市議会全員協議会)	討議要綱について
2月14日	圏域別市民意見交換会	武蔵境地区(会場:スイングホールレインボーサロン)参加者26人
2月21日	関係団体意見交換会	参加者:健康・福祉分野49人 子ども・教育分野45人 文化・市民生活/行財政分野72人 緑・環境/都市基盤分野32人 (会場:市役所811会議室)
3月1日	無作為抽出市民ワークショップⅢ	1日目 討議要綱について (会場:市役所811会議室)参加者93人
3月8日	無作為抽出市民ワークショップⅢ	2日目 討議要綱について (会場:市役所811会議室)参加者75人
3月12日	庁内推進本部 (第5回)	討議要綱に対する意見について
3月27日	作業部会 (第5回)	教育委員との意見交換
4月10日	策定委員会 (第10回)	討議要綱に対する意見について
4月17日	作業部会 (第6回)	市民会議委員との意見交換
4月20日	庁内推進本部 (第6回)	第五期長期計画・調整計画策定に関する本部長ヒアリングについて
5月15日	策定委員会 (第11回)	討議要綱に対する意見について
5月26日 28日	本部長による各部ヒアリング	
5月29日	策定委員会 (第12回)	討議要綱に対する意見について
6月5日	作業部会 (第7回)	各部ヒアリング(市民部・防災安全部・教育部)
6月11日	作業部会 (第8回)	各部ヒアリング(健康福祉部・子ども家庭部・環境部)
6月12日	作業部会 (第9回)	各部ヒアリング(都市整備部・水道部・総合政策部・総務部・財務部)

月 日	会議名等	内 容
7月 3日	策定委員会 (第 13 回)	まち・ひと・しごと創生、調整計画案について
7月 10日	作業部会 (第 10 回)	市長との意見交換
7月 24日	策定委員会 (第 14 回)	調整計画案について
8月 7日	策定委員会 (第 15 回)	調整計画案について
8月 11日	庁内推進本部 (第 7 回)	第五期長期計画・調整計画（素案）について
8月 21日	策定委員会 (第 16 回)	財政計画・調整計画案について
9月 15日		第五期長期計画・調整計画案を公表
9月 15日	庁内推進本部 (第 8 回)	第五期長期計画・調整計画案について
10月 3日	圏域別市民意見交換会	中央地区（会場：市役所 811 会議室）参加者 11 人
10月 9日	圏域別市民意見交換会	武蔵境地区（会場：プレイス フォーラム）参加者 17 人
10月 11日	無作為抽出市民ワークショップⅣ	第五期長期計画・調整計画案の 6 つの重点取り組みについて （会場：市役所 811 会議室）参加者 87 人
10月 24日	圏域別市民意見交換会	吉祥寺地区（会場：武蔵野公会堂）参加者 32 人
10月 30日	策定委員会 (第 17 回)（市議会全員協議会）	調整計画案について
11月 6日	作業部会 (第 11 回)	市長との意見交換
11月 27日	策定委員会 (第 18 回)	調整計画案に対する意見について
12月 4日	策定委員会 (第 19 回)	調整計画案に対する意見について
12月 11日	策定委員会 (第 20 回)	調整計画答申案について、次期の長期計画策定に向けて
12月 15日	庁内推進本部 (第 9 回)	第五期長期計画・調整計画 施策体系図の作成について
12月 25日		策定委員会から市長へ第五期長期計画・調整計画の答申
12月 28日	庁内推進本部 (第 10 回)	第五期長期計画・調整計画 答申について
平成 28 年 1月 19日	庁内推進本部 (第 11 回)	第五期長期計画・調整計画について（計画決定）
1月 26日	市議会全員協議会	第五期長期計画・調整計画を議会に報告
3月 6日	無作為抽出市民ワークショップⅤ	自治と連携によるまちづくりについて

関係団体意見交換会招請団体(順不同)

平成 27 年 2 月 21 日に実施した関係団体意見交換会に招請した団体は以下のとおり。

健康・福祉

(一社) 武蔵野市医師会、(公社) 東京都武蔵野市歯科医師会、(公社) 東京都柔道整復師会武蔵野支部、(一社) 武蔵野市薬剤師会、(医社) 陽和会介護老人保健施設ハウスグリーンパーク、(一財) 天誠会介護老人保健施設あんず苑、(公社) 武蔵野市シルバー人材センター、(社福) 親の家特別養護老人ホーム親の家、(社福) 至誠学舎東京特別養護老人ホーム吉祥寺ナーシングホーム、(社福) 正寛会特別養護老人ホームケアコート武蔵野、(社福) 徳心会特別養護老人ホームさくらえん、(社福) とらいふ、(社福) プラットホーム特別養護老人ホーム武蔵野館、(社福) 武蔵野特別養護老人ホームゆとりえ、和泉会、五日市通り榊会、井の頭お茶の水会、介護保険むさしの市民の会、北祥会、吉祥寺本町シルバー会、境南富士見会、境南みつわクラブ、銀友会、グループ萩の会 (テンミリオンハウス川路さんち)、グループ萌黄 (テンミリオンハウスそへの家)、けやき会、光和会シルバークラブ、さかい一寿会、さくら会、さつき会、新生会クラブ、千歳会、中央シルバークラブ、特定非営利活動法人ワーカーズどんぐり (テンミリオンハウスくるみの木)、中町寿会、西久保愛光会、西和会、グループ撫子 (テンミリオンハウス月見路)、パーソナルケア・吉祥寺 (テンミリオンハウス関三倶楽部)、本田北クラブ、みどり会、緑町愛光会、武蔵野喜楽会、武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会、武蔵野市桜寿会、武蔵野市の医療と福祉をすすめる会、むさしの祥南クラブ、武蔵野長寿会、ムサシノ長生会、武蔵野長楽会、武蔵野福寿会、ゆう 3 (テンミリオンハウス花時計)、ワーカーズコープ (テンミリオンハウスきんもくせい)、和光会、大野田地域福祉活動推進協議会、北多摩東地区保護司会武蔵野分区、吉祥寺東部地域福祉活動推進協議会、吉祥寺西地域福祉活動推進協議会、吉祥寺南町地域福祉活動推進協議会、御殿山地域福祉活動推進協議会、境地域福祉活動推進協議会、境南地域福祉活動推進協議会、桜野地域福祉活動推進協議会、(社福) 武蔵野市民社会福祉協議会、関前地域福祉活動推進協議会、千川地域福祉活動推進協議会、中央地域福祉活動推進協議会、西久保地域福祉活動推進協議会、ボランティアセンター武蔵野、武蔵野市赤十字奉仕団、武蔵野市民生児童委員協議会、四小地区地域福祉活動推進協議会、武蔵野市障害児水泳クラブ、NPO 法人ウノドス発達支援研究所、浩仁堂カパーヌ、(社福) 武蔵野千川福祉会、(社福) 武蔵野、第二金曜会、特定非営利活動法人ミュー (MEW)、特定非営利活動法人ゆうあいセンター、武蔵野市身体障害者協会、むらさき育成会、山彦の会、ふれあいくらぶ、武蔵野市肢体不自由児者父母の会、NPO 法人ペピータ、(社福) おおぞら会 (サポートネットあすは)、朗読奉仕の会むさしの

子ども・教育

地域子ども館井之頭あそべえ企画運営会議、地域子ども館一小あそべえ企画運営会議、地域子ども館関前南あそべえ企画運営会議、地域子ども館境南あそべえ企画運営会議、地域子ども館五小あそべえ企画運営会議、地域子ども館三小あそべえ企画運営会議、地域子ども館四小あそべえ企画運営会議、地域子ども館千川あそべえ企画運営会議、地域子ども館大野田あそべえ企画運営会議、地域子ども館二小あそべえ企画運営会議、地域子ども館本宿あそべえ企画運営会議、地域子ども桜野あそべえ企画運営会議、(公財) 東京 YWCA、(財) ラボ国際交流センター、四小ファイターズ、武蔵野市学童クラブ連絡協議会、武蔵野ヒップファミリークラブ、青空子ども会、アジア剣士会アジア少年剣士会、いちょうなみ木こども会、一小剣友会、井の頭サッカーサークル、イヤリングス、大野田サッカークラブ、ガールスカウト東京都第 110 団、ガールスカウト東京都第 18 団、子どもの参画をすすめる会、空手道こどもクラブ、ガレリアこども会、吉祥寺剣道会、吉祥寺南町わんぱく相撲委員会、吉祥寺ミニバスケットボールクラブブルーサンダー、境南剣道クラブ、境南サッカークラブ、境南ブレイブス、梧桐スポーツ少年団、コンコン野球クラブ、少年インディアンズ、少年タイガース、少年野球団ユニバース、少年野球武蔵野エースハンターズ、スパル子供会、青少年問題協議会井之頭地区委員会、青少年問題協議会大野田地区委員会、青少年問題協議会境南地区委員会、青少年問題協議会桜野地区委員会、青少年問題協議会関前南地区委員会、青少年問題協議会千川地区委員会、青少年問題協議会第一地区委員会、青少年問題協議会第五地区委員会、青少年問題協議会第二地区委員会、青少年問題協議会第四地区委員会、青少年問題協議会本宿地区委員会、青少年問題協議会第三地区委員会、関前サッカークラブ、千川子ども会、千川サッカークラブ、千川少年ベアース、特定非営利活動法人プレーパークむさしの、特定非営利活動法人むさしの・多摩・ハバロフスク協会、二小ジャガース、非行のない明るい街づくり武蔵野連絡協議会、フィオーレ武蔵野フットボールクラブ、ボーイスカウト武蔵野第 1 団、本宿サッカークラブ、本宿シルバースワローズ、本宿わんぱく相撲実行委員会、武蔵野 M・B・C、武蔵野一小サッカークラブ、武蔵野ウイングスサッカークラブ、武蔵野警察署少年柔剣道会、武蔵野交通少年団、武蔵野こども合気道クラブ、武蔵野市スキースポーツ少年団、むさし野ジュニア合唱団「風」、武蔵野消防少年団、武蔵野青少年柔道会、わかさ子ども会、武蔵野市ドッチビークラブ、武蔵野 G・B・C、桜堤児童館地域クラブ、(社福) のぞみの家、赤十字子供の家、NPO 法人いずみの会、サニーママ武蔵野、わらべうたの会げっくりにゃく、はちコミほんわか隊、HappyandBoonBuddy、吉祥寺おもちゃ図書館 mini、プレシャスネット、子どもおとなも楽しむ生活プロジェクト、特定非営利活動法人ぐーぐーらいぶ、NPO 法人あそび環境 Museum アフタフバーバン、特定非営利活動法人子育て応援スペース「とことこ」、古文書の会、北町 5 丁目親交会、武蔵野市郷土史会、アトリエ絵葉、むさしのおはなし語ろう会、郷土美術館研究会、東京第三友の会武蔵野支部、むさしの歴史散歩の会、武蔵野市老壮連合会、武蔵野市社会教育を考える会、ラタンアート武蔵野、あゆみ、武蔵野史談会、歴史サークル、らっこの会、ダックス、クッキングメイトむさしの、パッチワーク WATA の会、西部生涯学習の会、ひまわり組、紫芳短歌会、むさしのフォーラム 21、あやめの会、ホワイトベアークラブ、東京都青少年の環境を守る会武蔵野支部、武蔵野会、手話サークルむさしの (昼)、銀青会、武蔵野郷土民謡保存会、紅萌会、

ボランティアきもの藍の会、憲法を学ぶ会、武蔵野メンズクッキング、ピアカウンセリングむさしの、芳緑会、科の木会、銀溪 16 期会、よつ葉会、特定非営利活動法人武蔵野多摩環境カウンセラー協議会、七七美会、老壮五十期会、武蔵野憲法ゼミナール、五一会、手話サークルむさしの（夜）、老壮 52 期会、いつみ会、銀溪 19 期会、二千年会、出版 NPO 一本をたのしもう会、銀溪 20 期会、ゴー・ゴー会、21 世紀会、銀溪合同会、銀溪 21 期会、新世紀会、紫縁（ゆかり）会、59 楽会、華の会、六一会、しょうとてんぱー、自由大学銀溪会、六三会、武蔵野福沢諭吉研究会、R.E.C（リフレッシュ英語サークル）、無二の会、ハナミズキ料理勉強会、エルダリー 7 期会、ハッパの会、六五会、武蔵野雨情会、六六会、いきいき 67 会、ロハズ（LOHAS）の会、むくの会、中文学習班、ニ小ジャガーズ、こども日本舞踊教室美光会、日本空手道尚武会、かもしか子ども会、ニ小子どもクラブ父母会、あひるの会、武蔵野市障害児水泳クラブ「いるか」、武蔵野ジュニアジャズアンサンブル、桜野クラブ、特定非営利活動法人ペピータ、むさしのこどもじっけんクラブ、五小さわやかクラブ、ジモッピー N（ネット）ー市民会館と地域をつなぐ会ー、ごくらくとんぼ父母会、みんなで Kids 陶芸、英語とスペイン語子どもの会、リトミックサークルわくわく広場むさしの、千川こどもクラブ父母会、むさしの三曲協会、武蔵野市華道連盟、武蔵野市茶道連盟、秋津書道会、写真集団むさしの、女声合唱団「並木」、武蔵野市吟詠剣詩舞道連盟、むさしのソーシャルダンスの会、スミレダンスサークル、武蔵野市民合唱団、武蔵野マジシャンズクラブ、武蔵野市民交響楽団、宏方会武蔵野吟詠部、コール・メイ、スピンドル、武蔵野市謡曲連盟、アトリエ独歩の森、桜堤パレエサークル、劇団新芸座、全日写連写団むさしの支部、ステップ武蔵野、NBD 吹奏楽団、武蔵野合唱団、やはた会、武蔵野邦楽合奏団、カメラータむさしの、陶芸月曜会、混声合唱団コールクライス、A・MU・SE、つばみの会、日語会、アトリエオアシス、レインボーカメラクラブ、日本リアリズム写真集団、アトリエ権、平成社交ダンスサークル、カント・ピアチェレ、樺ミュージック・サークル、絵画サークルひこばえ、木曜ダンスの会、武蔵野短歌会「火の会」、フローラむさしの、ライラックの会、三精会、絵手紙れもんの会、グループファインアート、花工房押し花絵、コールエコー、萌の会、女声合唱団麦の穂、四季の会、吉祥寺フィルハーモニーオーケストラ、社交ダンスかきつばた、合唱団「わかば」、池ノ坊生け花幽翠会、陶芸サークル「GOS」、画楽多会、アトリエ・コスモ、天山会、クール・ホワイエ、ぱ・あ・ぱ、武蔵野民話保存会、むさしの琴の会、絵手紙あゆみ、女声合唱団「ドルチェ」、高齢者の音楽を考える会、和太鼓 SOH、ひめしゃら、初美会、武蔵野室内合奏団、アトリエ虹、武蔵野太鼓、ボイストレーニング響、ジャズタイム、和太鼓研究会こだま、市川カラオケ教室、ウイング、関前歌謡クラブ、白百合バドミントンクラブ、武蔵野フォークダンス同好会、若葉バドミントンクラブ、フライディ、居合道武蔵野剣修会、コミュニティテニスクラブ、ホームヨーガむさしの会、バラの会（ヨガ教室）、A.J.T パレエサークル、武蔵野ロビンス、境ヨガ同好会、E.J.DANCESOCIETY、OAK、MM 卓球サークル、光和会テニスクラブ、武蔵野ターゲットバードゴルフクラブ連合会、太極拳武蔵野白鶴会、UF3 インディアカ同好会、武蔵野たんぽぽ、緑町クラブ、むさしの健康体操、MICKY、ウエストフォークダンスサークル、気功好好会、少林気功会、ダンシングハート武蔵野、オリーブの会、むさしの山の会、むさしの岳友会、レッド・ロビンス、蹊クラブ、リズム体操、境ミニテニスサークル、F.C. アリーテ、ホーネット、MotherSeed（ゆびとま子育て @ 吉祥寺）、武蔵野・子どもと絵本プロジェクト、武蔵野心身障害者（児）を持つ親の会・山彦の会、青色友の会、さかい歌謡クラブ、財団法人ラポ国際交流センター、新日本婦人会武蔵野支部、新日本婦人の会武蔵野支部ひばり班、武蔵野西久保一丁目町会、武蔵野よい映画をみる会、MusashinoInternationalClub（MIC）、武蔵野コントラクトブリッジ同好会、武蔵野商業活性化研究会、武蔵野ブラショフ市民の会、おはなしメルヘン、朗読 MEGU の会、むさしの FM 市民の会、災害助け合いの会光和会、武蔵野赤十字保育園父母会（年長組）、武蔵野けん玉クラブ、ドルフィン、むさしの山友会、都市型水害研究会、武蔵野認知症予防研究会、サークルジャンプ・モモの会、関前福祉の会、境南地域社協、特定非営利活動法人むさしの・多摩・ハバロフスク協会、むさしの紙芝居一座、関前三丁目東町会、武蔵野の空襲と戦争遺跡を記録する会、選歴野球むさしのシルバース、武蔵野 M.B.C. @iQ 会（アイキュー）、サンクラブ、武蔵野市ドッジビークラブ、少年ゲッツ、TBC、アナコンダ、オール武蔵野クラブ、日本永年楊式太極拳研究会、恵卓球親睦会、R・マスターズ、SONIC、FAIRY-TALE、桜野トリムの会、武蔵野バトンチアサークル、F.C. グランデポルタ、ONCE、MidieF、一中 OB 卓球サークル、自力整体、トリム体操の会、北町パドルテニス「さわやかクラブ」、吉祥寺健康ヨーガ、バドミントンチーム Picoled、井之頭クラブ、ランセル、エンジョイクラブ、吉祥寺杖道会、平沼クラブ、エム・アイン、木馬会、中央高等学院バスケットボールクラブ、La-paz（ラパス）、日本獣医生命科学大学バドミントン同好会、日本獣医生命科学大学バレーボール同好会、PLUGS、サザン、関前ウォークの会、武蔵野北高校女子新体操部、桜木会、BOZU、シエルランセ、吉祥寺クラブ、中央公園体操会、ミニテニス五中同好会、三小ラビット会、本宿マイマイサークル、四小ポニー、インディアカ武蔵野コミュニティ、テン・ミニッツ・ラリー、CloudNine、桜野シンガーズ、RIKIOH、コール・コスモ、コスモスライン花、カントリーダンスの会 WildwoodFlowers、写遊「どんぐり」、自然体験宝箱、コスモスライン彩、和太鼓無音、つばさ音楽クラブ、遊、めぐりあい、ラ・ラ・コーラス、ベル・ケヤキ、ソレイユの会、華の会（社交ダンス）、亜細亜大学吹奏楽団、女声アンサンブル YellowSox、和泉の会、しらたま、和太鼓境、コーラスの会むつみ、ななまる会、特定非営利活動法人武蔵野すこやか、吉祥寺村立雑学大学、（一社）倫理研究所家庭倫理の会武蔵野中央、ささらの会、なないち会、有の実会、昭和会、武蔵野稲門会、72 期会、なごみ会、日本の歴史と教育を考える会、なわの会、79 の会、ジョン・オーエンの英会話、武蔵野囲碁普及会、ハートの会、ハッピー 76 会、武蔵野市文庫連絡会、武蔵野市立図書館朗読奉仕の会、六実会、マミーナ武蔵野、ポピンズナーサリースクール吉祥寺、武蔵境すみれ保育園、ポピンズナーサリースクール武蔵野タワーズ、グローバルキッズコトニア吉祥寺園、グローバルキッズ武蔵境園、キッズガーデン武蔵野関前、日生吉祥寺保育園ひびき、病後児保育室ラポール、病児・病後児保育室プチあんず、保育サービスひまわりママ、武蔵野市保育園父母会連絡会、武蔵野市保育問題協議会

MusashinoInternationalClub (MIC)、武蔵野市国際交流協会、23 世紀塾、ACTION、AMATAK カンボジアと共に生きる会、DANKAI プロジェクト、FP 武蔵野グループ、N2 法知恵の図書館、アクション 21、あそび環境 Museum アフタフ・バーバン、アマゾンジャングル再生基金、アンリミテッド知的障害者支援の会、インターナショナルフローラルデザイナーズ協会、カラ＝西アフリカ農村自立協力会、吉祥寺北コミュニティ協議会、吉祥寺西コミュニティ協議会、吉祥寺東コミュニティ協議会、吉祥寺南町コミュニティ協議会、境南コミュニティ協議会、グッド・ライフ、けやきコミュニティ協議会、御殿山コミュニティ協議会、桜堤コミュニティ協議会、シニア SOHO むさしの、シニアネットむさしの、西部コミュニティ協議会、関前コミュニティ協議会、中央コミュニティ協議会、西久保コミュニティ協議会、パーソナル・ケア吉祥寺、ハモニカ横丁東京、ピープルズ・ホープ・ジャパン、ひまわり、ファングリーン、ふるさとイベント協議会、ヘルプの喜び運動協会、本宿コミュニティ協議会、本町コミュニティセンター協議会、まちづくり観光機構、まめっちょ、緑町コミュニティ協議会、ミュージック as パレット、むさしのスカーレット、むさしの男女共同参画市民協議会、むさしのフットボールクラブ、むさしの歩こう会、メダカのがっこう、モンキーマジック、八幡町コミュニティ協議会、ゆうあいセンター、ラグビーフットボールクラブマンダラ東京、ワーカーズどんぐり、桜楓会武蔵野支部、市民によるガバナンス推進会議、女性史武蔵野グループ、情報支援センター手をつな GO、生活クラブ・グループ創、西村会（点とマル）、全国山村留学協会、全日本鼓笛バンド・フォームバトン連盟、早稲田フロンティア創生機構、都市環境標識協会、特定非営利活動法人 LED、特定非営利活動法人 WINGSHIP、日本・大空クラブ（武蔵野）、日本教育工学研究所、日本食育普及協会、日本中国留学生研修生支援協会、婦人民主クラブ武蔵野支部、武術空手道孝真会、武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会、武蔵野スポーツクラブ、武蔵野ブラショフ女性問題研究会、武蔵野市 NPO・市民活動ネットワーク、武蔵野自然塾、萬葉学校、特定非営利活動法人日本風景街道コミュニティ、特定非営利活動法人 Rights、特定非営利活動法人生態工房、特定非営利活動法人日本視覚障害ゴルフアーズ協会、野生生物保全論研究会、ぐーぐーらいぶ、国際活動市民中心、チャイルドラインむさしの、MB 経営者クラブ、関東身体障害者陸上競技協会、スピリット東京、RRP 研究会、明日にかけの橋、原爆先生、日本ビーチ相撲協会、STC 東京、武蔵野すこやか、日本ブッククラブ協会、こどもの未来、窓の安全と快適性を保つ会、ペピータ、ピースリング・オブ・グアム・ジャパン、ろう・難聴中高生の学習支援の会、音楽療法の会武蔵野、小動物疾患研究所、自転車安全運転検定協会、一所懸命、ReBit、むさしの成年後見サポートセンターこだまネット、サンパウロ人文科学研究所日本支部、アースマンシップ、むさしの市民エネルギー、いずみの会、むさしの環境会議、むさしの発達障がい支援サークルしょーとてんぱー、HBB (HappyandBoonBuddy)、共同参画むさしの、東京都青少年の環境を守る会武蔵野支部、武蔵野万葉の会、武蔵野市軟式野球連盟、武蔵野市陸上競技協会、武蔵野市弓道連盟、武蔵野市柔道連盟、武蔵野市空手道連盟、武蔵野剣道連盟、武蔵野市ソフトテニス連盟、武蔵野市卓球連盟、武蔵野市バドミントン連盟、武蔵野市スキー連盟、武蔵野市水泳連盟、武蔵野市釣魚連合会、武蔵野市山岳連盟、武蔵野市クレール射撃連盟、武蔵野市民謡舞踊連盟、武蔵野市バレーボール連盟、武蔵野市バスケットボール連盟、武蔵野市乗馬連盟、武蔵野市スポーツ少年団本部、武蔵野市ラジオ体操会連盟、武蔵野市ソフトボール協会、武蔵野市合気道連盟、武蔵野市ゲートボール協会、武蔵野市ソシアルダンス連合会、武蔵野市レクリエーション連盟、武蔵野市サッカー協会、武蔵野市テニス連盟、武蔵野市ライフル射撃協会、武蔵野市ボウリング連盟、武蔵野市アーチェリー協会、インディアカ連盟、武蔵野ターゲットバードゴルフ連合会、武蔵野市ゴルフ連盟、武蔵野市武術太極拳連盟、武蔵野市ウォーキング協会、武蔵野市ラグビーフットボール協会、武蔵野市体育協会、武蔵野市スポーツ推進委員協議会、吉祥寺活性化協議会、コープみらい 6 ブロック武蔵野市コープ会、さつきクラブ、関前農事研究会、武蔵野市中央地区商店連合会、東京第三友の会吉祥寺方面、東京むさし農業協同組合武蔵野地区、東京むさし農業協同組合武蔵野地区青壮年部、東京むさし農業協同組合武蔵野地区果樹組合、東京むさし農業協同組合武蔵野地区女性部 (sun ♪さんクラブ)、虹の会、農業生産組合長 (6 組合の代表)、はちぶの会、双葉農事研究会、武蔵野商店会連合会、武蔵野グリーンクラブ、武蔵野市勤労者互助会、武蔵野市商店会連合会、武蔵野市消費者運動連絡会、武蔵野市農業委員会、武蔵野商工会議所、武蔵野市浴場組合、むさしのたんぼぼグループ、むさしのよつ葉会、武蔵野市東京うど組合、武蔵野市契約野菜組合、武蔵野市都市農政推進協議会、武蔵野市農業経営者クラブ、路線商業活性化対策委員会、(公社) 武蔵野法人会、東京むさし農業協同組合資産管理部会、(一社) 武蔵野市観光機構、新日本婦人の会武蔵野支部、サンヴァリエ桜堤自主防災委員会、サンサン会、デライトシティ団地自主防災消防組織、プラネ武蔵野管理組合、りんりんの会、井の頭公園パークハウス吉祥寺南町自主防災会、一小地域の防災を考える会、吉祥寺南町 3 丁目町会新東京防災会、吉祥寺南町 4・5 丁目本宿防災会、吉祥寺南町コミュニティセンター自主防災組織、吉祥寺南町防災ネットワーク、境南コミセン自主防災特別委員会、境南地域防災懇談会、光和会防災の部、災害助け合いの光和会、桜堤 3 丁目自主防災会、西久保一丁目町会防災自主組織、西久保三谷会自主防災部、西久保城山会、大野田地域防災の会、中央通り西祥防災会、緑ヶ丘親睦会、緑町パークタウン自治会自主防災組織委員会、緑町三丁目町会、武蔵野コーポラス、イトーピア武蔵野マンション自主防災組織、興栄マンションむさしの防災会、中町 3 丁目はなみずき会、関前防災会、かたらいロード隊、吉祥寺北町防犯パトロール隊、吉祥寺南町防犯パトロール隊、境 5 丁目防犯パトロール隊、境防犯パトロール隊、境南町防犯パトロール隊、さくらの防犯パトロール隊、関前・八幡町防犯パトロール隊、中町防犯パトロール隊、西久保ハッピークラブ防犯パトロール隊、東四光和会防犯パトロール隊、武蔵野市市民安全パトロール隊、武蔵野母の会、武蔵野防犯協会、武蔵野ワンワンパトロール隊、武蔵野ワンワンパトロール隊ケヤキ並木ワンパト会

緑・環境

環境市民会議、地域の省エネを進める会、むさしの・こどもエコフォーラム、武蔵野 R30.0 プロジェクト、むさしのエコ・アップ協議会、むさしの地域猫の会、NPO 法人むさしの市民エネルギー、マイボトル・マイカップキャンペーン武蔵野市民の会、武蔵野クリーンセンター運営協議会、クリーンむさしのを推進する会、M'sGarden みどりの食いしん坊、青空会、あじさいの会、生きものばんざいクラブ、北町花のひろば、吉祥寺通り花壇の会、グループ・タンポポ、小道ガーデン、コミュニティファーム、境南さつき会、桜とみどりの会、しろがね公園クリーンクラブ、てんとう虫の会、特定非営利活動法人武蔵野農業ふれあい村、東町はな・BANA 会、本田北公園花クラブ、本村公園フォーシーズンズ、南町エコガーデン、むさしのガーデニングクラブ、武蔵野ガーデンコミュニティ、武蔵野市さつき会、武蔵野市千秋会、武蔵野の森を育てる会、武蔵野欄友会、もりもり森クラブ、緑のボランティアはなみずき、三谷グリーンクラブ、みんなの庭の会、本田東スポーツクラブ、Green グリーン吉祥寺

都市基盤

NPO 法人市民まちづくり会議むさしの、西久保一丁目緑を守るまちづくり協議会、吉祥寺駅周辺自転車等適正利用懇談会、武蔵野交通安全協会、武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会、サンヴァリエ桜堤自治会、武蔵野アパート自治会、武蔵野緑町パークタウン自治会、武蔵野緑町二丁目第二アパート自治会、人と環境に優しい道づくり

行・財政

武蔵野市たばこ税増収対策協議会、武蔵野市明るい選挙推進協議会

参考 2

武蔵野市長期計画条例

平成 23 年 12 月武蔵野市条例第 28 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とする。

(長期計画)

第 2 条 市長は、前条の目的を達成するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。

2 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。

3 長期計画は、10 年を 1 期として定め、当該計画期間の前期 5 年を実行計画とし、後期 5 年を展望計画とする。

4 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

(実行計画の見直し)

第 3 条 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

(市民等の参加)

第 4 条 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

(議決)

第 5 条 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

(市長の責務)

第 6 条 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

(他の計画との関係)

第 7 条 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

参考 3

用語説明

用 語	説 明
あ	
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、コンピュータ、タブレット端末、プロジェクタ、電子情報ボード、実物投影機、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等のハードウェアや、ネットワーク、映像資料等のソフトなどを指す。
アウトリーチ	「手を差しのべること」の意。援助を求めながらも自ら申し出ることが困難な人々に対して、公共機関などの側から積極的な働きかけを行うことで、支援の実現を目指すこと。訪問支援。
新しい総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業のこと。市町村が中心となっており、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効率的かつ効果的な支援等を可能とすることを目指すもの。
新しい地方公会計制度	発生主義等の企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類の作成を定めたもの。資産・負債、現金支出を伴わない減価償却費や退職給付引当金などを含めた収支を把握することにより、現金主義による予算・決算制度を補完することを目的としている。 平成 27 年 1 月に総務省より地方公共団体に対して、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保に基づいた「統一的な基準」による財務書類を平成 29 年度までに作成するよう要請があった。
EMS	環境マネジメントシステム（Environmental Management System）のこと。事業者が、環境方針を作成・実施し、達成し、見直しかつ維持するための、組織の体制、計画活動、責任、プロセス等を含むものとされる。本市は、平成 11 年度に ISO14001 を取得し、地方自治体としては早期に導入した。
いじめ防止対策推進法	平成 25 年 6 月公布。国に対して、いじめ防止対策を推進するための基本的な方針の策定を求め、自治体に対しては、地域の実情に応じた同様の基本的な方針の策定に努めるよう定めている。学校の設置者と学校が講ずべきいじめの防止に関する措置や重大事態への対応などについても規定している。
一時預かり (一時保育、預かり保育)	保護者の出産・病気・冠婚葬祭、習い事、ショッピング、美容院などのほか、育児疲れで子どもからちょっと離れたいときなど、理由を問わず利用できる子どもの一時的な預かり保育。保育所等で行っている市民対象の一時保育や、幼稚園等で行っている在園児対象の預かり保育等がある。
(一財) 武蔵野市開発公社	吉祥寺駅周辺都市計画事業により移転を要する事業者への対策と、吉祥寺発展の拠点的役割を担う商業核となる施設建設を推進するため、昭和 43 年 8 月に設立。現在は、吉祥寺駅周辺の街づくりのための調査・研究などを行うとともに、事業対象区域を吉祥寺地区から全市に拡大して幅広い事業を行っている。
インクルーシブ教育システム	障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。
雨水貯留施設	貯留管、貯留池、貯留タンクなど、雨水を一時的に貯めることにより、雨水が川や水路に流出するのを抑制する施設。
エネルギー賦存量	種々の制約要因（法規制、土地用途、利用技術など）を考慮しない場合に理論的に取り出すことができるエネルギー資源量のこと。一方、エネルギー資源の利用・採取に関して制約要因を考慮した場合に取り出すことのできるエネルギー資源量を「推定利用可能量」という。太陽エネルギーを例にすると、市内に降り注ぐ全ての日射量を利用可能として算出した机上の理論値のエネルギー量が「賦存量」であり、市内公共施設などに既に設置されたまたは今後設置可能な設備を考慮して算出したエネルギー量が「推定利用可能量」となる。
奥多摩・武蔵野の森	森林の恩恵を受けている都市部の責任として、水源林でもある森林を砂漠化から守り、健全に育成するために、武蔵野市、奥多摩町、(財) 東京都農林水産振興財団と協定を締結し、シカの食害等によって裸地化した一定の区域を「奥多摩・武蔵野の森」と定めて森林整備等に取り組んでいる。

用 語	説 明
か	
外郭環状線の 2	東京外郭環状道路は、都心から 15km 圏を環状方向に結ぶ延長 85km の道路のこと。その外環とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として昭和 41 年に都市計画決定した地上部の街路を外郭環状線の 2 という。
学習指導員	本市が配置している教員免許を有する非常勤講師で、一斉授業においてチームティーチングを行う際や、学級の枠を超えて学習集団を弾力的に編成して習熟度別指導を行う際に配置している。個に応じたきめ細かな指導の充実を図っている。
学童クラブ	保護者が就労等により、昼間家庭にいない場合に、児童の安全確保と健全育成を図る事業。本市では、各市立小学校区域を単位として全 12 ケ所の市立学童クラブを設置している。厚生労働省では、放課後児童健全育成事業と呼ばれる。
学校施設整備基本方針	老朽化した市立学校の校舎等を計画的に改築していくため、新たな教育課題に対応できる学校のあり方について検討し策定した基本方針。
ガバナンス	「統治」と訳され、組織等のメンバーが組織の統治に主体的に関与し、意思決定・合意形成を行うシステムのこと。
基礎的環境整備	障害のある子どもを支援するために、法令に基づきまたは財政措置により、「合理的配慮」の基礎となる教育環境を整備すること。
基礎的財政収支 (プライマリー・バランス)	税金・税外収入と、国債費（国債の元本返済や利子の支払いにあてられる費用）を除く歳出との収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税金等でどれだけまかなえているかを示す指標。
吉祥寺グランドデザイン	吉祥寺の未来を展望し吉祥寺の総合的なまちづくりの方向性を定めた市の計画。（吉祥寺グランドデザイン委員会は、その検討を行うべく、平成 16 年 11 月に設置され、平成 19 年 1 月まで、全 11 回の会議を開催した。）
機動的職員配置	重点的に取り組むべき業務、各種制度変更への対応、一時的な業務の増大、事務改善促進（超過勤務縮減を含む）及び育児休業や休職の職員が生じた場合等に、その職務内容を勘案しながら一時的な過員配置等機動的、効果的な職員配置を行うこと。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な能力を育てる教育のこと。学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させ、学ぶ意欲を向上させるとともに、将来の社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力・態度を育てる。
教育アドバイザー	本市では、経験の少ない教員の授業を直接観察し、指導・助言を行うことを目的として、学校教育に関して高い専門性をもつ元校長を配置している。指導法の改善について支援するほか、個々の教員が抱える悩みなどの教育相談も行っている。
教育委員会制度の改正	平成 27 年度から、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置き、首長は、首長と教育委員会により構成される総合教育会議を設け、教育の振興に関する施策の大綱を策定することとされた。会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。
教育支援センター	乳幼児から思春期の子どもの教育に関する様々な相談に応じる施設。来所相談、電話相談に加えて、小中学校への臨床心理士（相談員）の派遣などを行っている。不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室（チャレンジルーム）を運営している。所在地は大野田小学校地下 1 階、分室として第四中学校内の帰国・外国人相談室がある。
教育センター	学校・教員を支援するため、教員に対する研修・相談機能、新たな教育課題に向けての調査・研究機能、優れた教材等教育に関する情報の収集・発信機能、地域の教育力を活用するためのネットワーク・コーディネート機能などを持った機関。
くぬぎ園	桜堤地域にあった軽費老人ホーム。昭和 52 年に開設、平成 6 年 6 月に都から移管を受け、平成 26 年度末で閉園した。軽費老人ホームとは、利用料は負担できるが、比較的所得で、家庭環境、住宅事情等の理由により自宅で生活することが困難な人を対象とする施設のこと。

用 語	説 明
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。 この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。
権利擁護事業	生活不安を感じている高齢者、身体障害のある人や、判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい軽度の認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行う事業。
(公財) 武蔵野市子ども協会	武蔵野市全市域の子ども育成活動全般を横断的、効率的、包括的に支える機関として、安心して子どもを生み育てることができる環境づくり、育児等における子育ての支援を行い、地域と協働した子育てや子どもの育成活動を促進し、活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とした団体。
公共サービス	行政のみならず、民間事業者や NPO 等の様々な実施主体により、人々や地域の公共の利益の増進を目的として提供されるサービスのこと。
公共施設等総合管理計画	全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、厳しい財政状況の中、今後人口減少等による公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、計画的な整備更新を行うために作成する計画。総務省が地方公共団体に作成を要請している。
合理的配慮	障害者が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除き、障害のない人との平等な機会を確保するために、障害者の個別の状況に応じて行われる変更や調整等の配慮のこと。
交流及び共同学習	障害のある子どもたちと障害のない子どもたち、あるいは、地域社会の人たちとが、ふれ合い、共に活動すること。相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。
合流式下水道	雨水と汚水を同一の管きよで集水し、処理する方法。他に汚水と雨水を別々の管路系統で排除する分流式がある。合流式は、設置コストが割安である反面、雨天時には大量の雨水が流れ込み、未処理の下水がそのまま河川へ放流されてしまう問題がある。
心のバリアフリー	建築物の段差解消等のハード面でのバリアフリーと対になるもので、様々な年齢や状態の方々がお互いを理解して助け合い、気持ちよく暮らし続けることができるまちをつくるための心構えのこと。
コージェネレーション設備	電気・熱などを同時に発生させ、発電とともに生じる熱（廃熱等）を給湯・空調などで、エネルギーを効率的に有効利用するシステム。本市では、ガスと酸素の反応で発電と給湯を行う設備が大野田小学校内に設置されている。
子育て支援ネットワーク	児童福祉法第 25 条の 2 の「要保護児童対策地域協議会」にあたる。守秘義務の課せられたネットワークの構築で、各機関より多くの情報を集め、援助している家庭の状況や問題点を明確にし、より有効な支援につなげている。その他に、子育て・子育てをめぐる関係団体や地域住民が情報共有や相互交流を深める仕組みを指す際にも使われる。
子ども・子育て支援新制度	平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」等に基づく制度で、待機児童の解消、幼児期の教育や保育の質の向上、地域の実情に応じた子育て支援サービスの推進等を通じて、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的としている。
子どもプラン (第四次子どもプラン武蔵野)	第五期長期計画の分野別アクションプランとして、子ども・教育分野だけでなく、福祉、環境、まちづくり等の各分野も含めて、市が行う子どもに関わる施策を総合的にとりまとめたもの。

用 語	説 明
個別支援教室	通常の学級での学習や行動に困難を示している児童を対象として、授業中に別室で個別指導を行うことにより、児童の学習上の課題の改善を図り、学級における学習適応を支援する。
コミュニティ構想	武蔵野市第一期長期計画（昭和 46 年策定）に掲げられた、市民の市政参加とコミュニティについての考え方を示す構想。市政の課題を解決するために、行政が、市民の市政参加の仕組みをつくることと、市民参加の過程において、市民自身が地域生活の基礎単位を生み出していくことを目指す。
コミュニティビジネス	地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与する。
コンテンツ産業	映画、アニメ、ゲーム、書籍、音楽等の制作・流通を担う産業の総称。

さ

財政援助出資団体	市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体または市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、1 を超える団体は、普通地方交付税の交付を受けない。（※基準財政収入額・基準財政需要額…地方交付税法で規定されている各地方団体の財政力を合理的に測定し、地方団体の標準的な税収入や必要経費を一定割合により算定した額）
GDP	国内総生産（Gross Domestic Product）のこと。国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額。日本企業が海外支店等で生産したモノやサービスの付加価値は含まない。国内の景気をより正確に反映する指標として用いられている。
自転車走行空間ネットワーク計画	自転車の走行環境整備を推進するために、自転車走行空間ネットワークの路線選定、整備手法、優先整備路線の手順を示すもの。自転車等総合計画（平成 27 年 3 月）において位置付けられた。今後策定予定。
社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）	住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用することにより行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤のこと。
樹林	市内の樹林には、民有地の屋敷林・社寺林や公有地の公園緑地が多く、武蔵野の原風景を伝える雑木林も含まれている。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わるものとして、提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
障害者基本法の改正	平成 23 年 8 月改正。国と地方公共団体は、障害者が年齢と能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童・生徒が障害者でない児童・生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ、教育内容の充実を図るなど必要な施策を講じなければならないことを定めている。
小規模保育事業	子ども・子育て支援新制度で市町村による認可事業となった地域型保育事業の 4 つの事業類型の一つ。利用定員が 6 ～ 19 人と小規模でかつ保育を必要とする満 3 歳未満の乳幼児を対象とする事業であり、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定が必要である。なお、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置が設けられている。
初期・二次・三次救急	初期救急は、軽症患者（帰宅可能患者）に、二次救急は中等症患者（一般病棟入院患者）に、三次救急は重症患者（集中治療室入院患者）に対する救急医療のこと。

用 語	説 明
進化するまち 「NEXT- 吉祥寺」プロジェクト	地元商業者・企業・地域住民・行政など地域に係わる多様な関係主体による、吉祥寺グランドデザインを踏まえたまちづくりを推進していくための、約 10 年間にわたる吉祥寺のまちづくりの取り組み方針。平成 22 年 3 月策定。
人口ビジョン	各地域における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。
新武蔵野方式による 市立保育園 5 園移管	市として公立保育園の設置・運営主体変更に関して定めた基本方針をもとに、公立保育園の保育内容・保育実践を継承しながら、段階的に公立保育園 5 園の設置・運営主体を（公財）武蔵野市子ども協会へ変更する方式を指す。また、基本方針では、公立保育園の意義として①保育需要や課題などの的確な把握を行い施策を展開する役割、②福祉公務員として行政の施策を考え提案する役割、③課題に対して先駆的な取り組みを行う役割、④災害時に応急保育を行う役割の 4 つを記述している。
スクールソーシャルワーカー	個々の子どもたちへの直接的な支援をするとともに、日常生活を営む上で生じる様々な問題について、学校、家庭、関係機関と連携しながら解決に向けて支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職。
スクラップ・アンド・ビルド	行政機構における事業や費用等の膨張抑制の方法の一つ。組織の新設や新規事業の執行にあたって、同等の組織や事業の廃止を条件とすること。
スマートメーター	消費電力をデジタルで計測し、メーター内にインターネット通信機能を持たせた電力量計のこと。消費電力の見える化による省電力行動や、HEMS（Home Energy Management System ～ホームエネルギーマネジメント システム）等の家庭内ネットワークを介し、家電と通信し供給状況の最適化を図ること等が期待されている。
生活困窮者自立支援法（による生活困窮者自立支援制度）	平成 27 年 4 月から新たに実施された制度で、生活保護に至っていない生活困窮者に対し、伴走型の支援を実施する自立相談支援事業をはじめ、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、学習支援事業等の社会資源を活用し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施することにより、生活困窮状態からの早期脱却を目指す。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力が不十分で、契約などの法律行為における意思決定が難しい人の保護、支援をするための制度。
セカンドスクール	市立小学校 5 年生と中学校 1 年生が、普段の学校生活（ファーストスクール）では得難い自然体験や生活体験を補完するという意味で、子どもたちが都会を離れて自然豊かな農村漁村に滞在して行う長期宿泊体験活動としての「セカンドスクール」を教育課程に位置付けて実施している。セカンドスクールでの学習効果をさらに高めることを目的として、小学校 4 年生を対象とした「プレセカンドスクール」も実施。
仙川リメイク	かつてはコンクリート三面張りの構造で、水がほとんど流れていなかった仙川を、水と緑にあふれた地域に親しめる川へ再生する事業。平成 10 年 7 月に策定された「仙川水辺環境整備基本計画（仙川リメイク）」に基づき整備を推進し、平成 27 年度現在、上流部の桜一の橋から垂細垂大学までの区間が完了している。今後も垂細垂大学より下流部について仙川リメイクの基本理念に基づき、メダカやタナゴなどが生息できる生態系が豊かでせせらぎや四季を感じる潤いのある水辺空間の整備を目指している。
総合戦略	「人口ビジョン」等を踏まえ、少子高齢化の進展に的確に対応するため、平成 27 年度を初年度とする今後 5 か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。まち・ひと・しごと創生法の制定により、市町村版総合戦略の策定が努力義務とされた。
ソーシャルインクルージョン	いかなる立場や状態にある人も、社会から隔離排除するのではなく、社会の一員として包み、共に支え合うという考え方。
ソーシャルメディア	利用者同士がオンライン上で画像・動画なども含めた情報を交換することによって成り立っているメディア。「1 対多」「多対多」の双方向で、コミュニケーションが可能なことも特徴とする。

用 語	説 明
た	
地域ケア会議	多職種が連携し、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。
地域子ども館あそべえ	保護者を含めた地域社会全体で子どもを育てるという考え方にに基づき、小学生の放課後を充実させるための施策の1つとして、学校の教室、校庭、図書室を利用した開放事業を行っている。早朝、放課後、土曜日、学校長期休業中の開放によって、小学生の安全な居場所を提供し、異年齢児童の交流を図っている。
地域フォーラム	これからの地域コミュニティ検討委員会で提言された内容の一つ。「これからのコミュニティ」を構成するコミュニティ協議会や多様な活動団体、個人、さらには行政も参加し、地域で解決すべき課題について共有し、問題解決の端緒を築いていく場であり、「これからのコミュニティ」が全体として活動していけることを目指す。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるケアシステムのこと。
地区計画	都市計画法において、地区単位の整備目標（将来像）、土地利用、公共施設、建築物などに関する詳細な計画を制度化したもの。建物の用途や建ぺい率、容積率、高さ、壁面の位置、敷地面積の最低限度、垣・柵などについての規定を定めることができる。
地区まちづくり計画	武蔵野市まちづくり条例に規定された計画のことであり、地区の住民等により構成される協議会が地区（1,000㎡以上の一団の土地）の特性を活かしたまちづくりを進めることを目的として作成した計画を、市が審査基準に基づき認定したものをいう。強制することが目的ではなく、定められたルールを自主的に守っていくもの。
地方税率 10% のフラット化	平成 18 年度税制改正により、国から地方への税源移譲名目で住民税の 3 段階の超過累進税率（課税所得 200 万円以下 5%、同 700 万円以下 10%、同 700 万円超 13%）が廃止され、平成 19 年度から一律 10% になった（フラット化）ことをいう。
長期債務残高	利払いや償還（元本返済）が主として税財源によりまかなわれる長期債務を国・地方の双方について集計したもの。資金繰りのための短期の債務や、貸付先からの回収金により利払い・償還を行う財投債は含まれない。
直結給水方式	水道管からそのまま給水すること。これまでは 4 階以上の建物には受水タンク方式で給水していたが、受水タンクの衛生問題の解消等のため、増圧ポンプを設置することで、10 階程度まで直接給水が可能になっている。
DBO 方式	施設の設計（Design）、施工（Build）と施設完成後の運転管理（Operate）を一体的に発注する事業方式。資金調達、施設所有は公共とするが、施設整備と運転管理を民間事業者に一括発注することで、市の適正な監督のもと、コストを抑え、民間のノウハウを活かすことができると言われている。武蔵野市での導入は、新武蔵野グリーンセンター（仮称）が初となる。
DV	「Domestic Violence」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。
典型 7 公害	「公害」は、環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる（1）大気汚染、（2）水質汚濁、（3）土壌汚染、（4）騒音、（5）振動、（6）地盤の沈下及び（7）悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずること、と定義されており、この（1）から（7）までの 7 種類は「典型 7 公害」と呼ばれている。
テンミリオンハウス	地域の実情に応じた市民などの「共助」の取り組みに対し、市が年間 1,000 万円（ten-million）を上限とした運営費補助などの活動支援を行う。現在、高齢者サービスを中心とした施設が 7 か所開設されている。
都営水道との一元化	水道事業を都が一元的に経営することで広域的な事業運営を行い、水道水の安定供給の向上と効率的運営を図ること。 都では、昭和 40 年代以降、多摩地区の各市町が経営していた水道事業を東京都水道事業に順次統合しており、平成 27 年 3 月 31 日現在で本市を含む 3 市・1 村以外の 23 区、23 市、3 町がすでに一元化されている。

用 語	説 明
特定土地利用維持ゾーン	現在の都市計画法が定められる前から土地利用がされており、その土地利用が適合するように配慮された大規模な企業地や公共公益施設について、都市計画マスタープランで、「特定土地利用維持ゾーン」として位置付けている。事業者との連携により、積極的に現在の土地利用を維持、保全していくエリア。
特別支援学級	通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童・生徒に対し、きめ細かな教育を行うために設置された少人数の学級。特別な配慮のもとに、児童・生徒の実態に応じた適切な教育を行う。固定学級（知的障害、肢体不自由、病弱）と通級指導学級（難聴、言語障害、情緒障害等）がある。
特別支援教室	発達障害等のある児童を対象として、全小中学校に「特別支援教室」を設置し、現在の通級指導学級設置校を拠点に教員が各校を巡回して指導を行う。拠点校と巡回校の教員が連携を強化して、より多くの児童に特別な指導を行うことを目的とする。指導の対象となる児童は週に1～8時間、特別支援教室での指導を受ける。
特別用途地区	その地区の特性にふさわしい土地利用の推進、環境の保護など特別の目的を実現するため、制限を強化または緩和することができる、都市計画における地域地区を示したものの。
都市計画道路	都市計画法において定められる都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類がある。
都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として平成12年に市民参加により策定した市の計画で、市と市民が共有する本市の今後のまちづくりのビジョンを示したものの。平成23年4月に関連法規の改定や社会情勢の変化などを踏まえ、改定を行った。
都市高速道路外郭環状線	東京外郭環状道路は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間の約16kmについては、構造形式を高上（高架）式から地下式へ都市計画変更している。（平成19年4月6日告示）

な

脳卒中地域連携パス	脳卒中を発症された方が急性期病院から、回復期病院や在宅療養へ移行するにあたって、医療機関や行政機関、介護サービス事業所等が病状や治療に関する情報を共有するシート。
-----------	---

は

バリアフリー基本構想	主に市内3駅を中心とした駅周辺の区域について、各事業者が優先的にバリアフリー化に取り組む事項を明確にするとともに、サイン等による利用者への情報提供や心のバリアフリーの推進についての取り組みを示したものの。
PPP（公民連携）	「Public Private Partnership」の略で、公民が連携して公共サービスの提供を行う手法のこと。
開かれた学校づくり協議会	学習指導や学校行事、児童・生徒への指導など学校運営に関して、地域、保護者等から広く意見を求め、地域社会に開かれた特色ある学校づくりを進めるために、各学校に設置された協議会。年4回程度開催され、各学校の校長が招集する。
福祉避難所	既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。
二俣尾・武蔵野市民の森	森林の恩恵を受けている都市部の責任として、水源林でもある森林を荒廃から守り、健全に育成するとともに、市民が自然とふれあい、地域の相互交流が図れるよう、武蔵野市、（公財）東京都農林水産振興財団、山林所有者とで協定を結び、青梅市二俣尾において啓発活動と森林整備に取り組んでいる。
フリーゾーン	土日・祝日に空いている定期利用スペースの一部を一時利用として活用し、より多くの自転車利用者を受け入れられるようにする仕組み。

用 語	説 明
プレーパーク	自分の責任で自由に遊ぶことを基本に、身近な素材を使っているいろいろなことができる遊び場。平成 20 年 7 月より、境冒険遊び場公園で実施されている。NPO 法人「プレーパークむさしの」が運営し、子どもたちが自由な発想で、自由に遊べる場として活動している。「ののブレ」の愛称で親しまれている。
ペイジー (Pay-easy)	パソコン・携帯電話等を利用して、税金などの支払いを、いつでも、どこからでも行うことを可能にするマルチペイメントネットワークを活用したサービスのこと。
保育のガイドライン	平成 22 年 2 月に策定された第三次子どもプラン武蔵野の重点的取組として掲げている「認可保育所における保育の質の維持・向上と効率的運営の取組」の一つとして、武蔵野市保育のガイドライン検討委員会を設置して定めた、本市における保育の質の水準。
放課後等デイサービス	児童福祉法に基づき、学校就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供。学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進する。
補助幹線道路	三鷹駅北口に位置する三鷹通りと中町新道間をつなぐ道路。駅周辺地域の土地利用の促進及び駅前広場内への通過交通の流入抑制を目的として、平成 7 年に道路区域決定・変更が行われた。
ホームドア	ホームから線路内への転落や列車との接触事故を防ぐために、鉄道駅のプラットフォーム上に設置される扉のこと。

ま

まちづくり条例	本市のまちづくりにあたっての基本的な考え方、都市計画等の決定等における市民参加の手続、開発事業等に関わる手続及び基準等を定めた条例。市民等、開発事業者及び市が協力し、かつ計画的にまちづくりを行い、快適で豊かな都市環境を形成することを目的としている。
まち・ひと・しごと創生法	少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過剰の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に制定された法律。
水収支	一定期間において、武蔵野市内に流入する水の量（主に降雨）と流出する水の量（蒸発散、地下浸透、河川への流出）とのバランス（割合）のこと。平成 25 年時点では、市内に流入する水の量を 100% としたとき、下水道から河川を通じて市外に流出した水の量の割合は 52% であった。市は、かつて井の頭池が湧水で満たされていた昭和 20 年代の水環境に戻すため、雨水を地下に浸透させることにより、この流出割合を 40% まで低下させることを目標としている。
三鷹駅北口街づくりビジョン	三鷹駅北口周辺地区の全体に及び都市機能配置や地域の活性化、地区内に多く散在する市有地を含む低・未利用地の適切な土地利用等、幅広い視点からの将来的な街づくりの構想。平成 28 年度策定予定。
ムーバス	本市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢者などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている「コミュニティバス」の愛称名。運賃を 100 円の均一料金にし、高齢者の歩行距離を考慮した 200m 平均の短いバス停間隔、住宅街の狭い道路に対応した小型バスなど利用しやすさ、使いやすさを配慮したコミュニティバス。平成 7 年に運行開始。
武蔵野市いじめ防止基本方針	いじめを防止するための基本的な考えを示すとともに、市立小中学校の様々な取り組みの中から出てきた子どもたちの意見や考えを併記したもので、各学校の教室や市の施設に掲示している。
武蔵野水道・時坂の森	多摩地域の森林を育成することで、水源をかん養し、自然環境問題や花粉対策へ貢献することを目的として、(公財) 東京都農林水産振興財団と「武蔵野水道・時坂の森」を檜原村に整備し、10 年計画で水源林を保全している。

用 語	説 明
むさしのヒューマン・ネット ワークセンター	本市の男女共同参画を促進する拠点施設。各種講座の開催、関係図書等情報収集・発信、会議室の貸出など関係団体活動支援等を行っている。平成 28 年度中に市民会館に移転するとともに、武蔵野市立男女共同参画推進センターに名称変更する。
武蔵野ふるさと歴史館	旧石器・縄文時代の石器・土器から、近世、近現代に至る様々な資料を展示し、武蔵野の歴史と文化を学ぶことができる博物館と公文書館の役割を併せ持った施設。歴史や文化に関する学習活動をするための市民スペースを設けている。平成 26 年 12 月開館。
もの忘れ相談シート	認知症高齢者やその家族への支援体制の構築を目的として、医療機関と地域の相談機関が情報を共有するための連携シート。平成 23 年 11 月から本格実施。

や

ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。
------------	--

ら

レモンキャブ	バスやタクシーなどの公共交通機関の単独での利用が困難な高齢者や障害者（要介護者や障害者手帳取得者等）の外出を支援するための移送サービス。商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車（レモンキャブ）を運転し、ドア・ツー・ドアのサービスを提供している。
--------	--

わ

ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。
ワーク・ライフ・マネジメント	働く人が、仕事以外にも、家庭や地域を大切にし、自己啓発への取り組みや、心身の健康のために休暇を楽しむなど、「仕事の充実」と「プライベートの充実」を自らマネジメントしていくこと。

武蔵野市第五期長期計画・調整計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

委員長	夏目 重美	亜細亜大学 経営学部 教授
副委員長	松本 すみ子	東京国際大学 人間社会学部 教授
委員	井出 多加子	成蹊大学 経済学部 教授
委員	井原 高地	市民会議選出
委員	小林 真理	東京大学大学院 人文社会系研究科 准教授
委員	麓 幸子	日経BPヒット総合研究所長 執行役員
委員	本田 兆美	市民会議選出
委員	渡邊 大輔	成蹊大学 文学部現代社会学科 講師
委員	五十嵐 修	副市長
委員	堀井 建次	副市長

武蔵野市第五期長期計画・調整計画

平成 28 年度～ 32 年度（2016 ～ 2020）

発行 平成 28 年 4 月

発行者 武蔵野市 東京都武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号

編集 武蔵野市総合政策部企画調整課

TEL 0422 - 60 - 1801

この冊子は人にやさしいデザインに配慮し、ユニバーサルデザインをベースにしたカラーデザインとユニバーサルフォントを使用しています。



武蔵野市